

福知山市地域防災計画

震災対策計画編

令和5年7月

福知山市防災会議

福知山市地域防災計画 震災対策計画編 目次

第1部 総則

第1章 計画の目的	総-1
第2章 計画の理念（防災ビジョン）	総-1
第1節 基本理念	総-1
第2節 基本目標	総-2
第3節 基本方針	総-4
第3章 計画の修正	総-5
第4章 計画の体系	総-5
第5章 計画の周知徹底	総-6
第6章 計画の運用	総-6
第7章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	総-6
第1節 福知山市	総-6
第2節 福知山市消防本部	総-7
第3節 京都府	総-7
第4節 指定地方行政機関	総-8
第5節 自衛隊（陸上自衛隊第7普通科連隊）	総-8
第6節 指定公共機関	総-8
第7節 指定地方公共機関	総-9
第8節 公共団体及び防災上重要な施設の管理者	総-9
第8章 福知山市の概況と災害特性	総-11
第1節 福知山市の概況	総-11
第2節 地震災害の特性	総-11
第3節 地震被害想定	総-13
第4節 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等、浸水想定及び被害予測	総-18

第2部 災害予防計画

第1章 建造物・公共施設等安全確保計画	予-1
第1節 総則	予-1
第2節 建築物等防災計画	予-1
第3節 電気・ガス施設防災計画	予-2
第4節 上水道・下水道施設防災計画	予-4
第5節 学校等の防災計画	予-4
第6節 公園施設防災計画	予-6
第7節 通信施設防災計画	予-6
第8節 鉄道施設防災計画	予-7
第9節 道路及び橋梁防災計画	予-7
第10節 河川施設防災計画	予-9
第11節 砂防及び治山施設防災計画	予-9
第12節 地すべり・急傾斜地防災計画	予-9
第13節 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急調査等	予-10

第14節	ダム・大規模農業用ため池等災害防災計画	予-11
第15節	危険物等施設保安計画	予-12
第16節	農業用施設防災計画	予-12
第17節	「地震防災緊急事業五箇年計画」の推進に関する計画	予-13
第2章	情報連絡通信網の整備計画	予-15
第1節	計画の方針	予-15
第2節	情報伝達手段の整備	予-15
第3節	各機関の無線通信	予-15
第3章	地震に関する情報等の伝達計画	予-16
第1節	地震情報等に関する情報の伝達計画	予-16
第2節	緊急警報放送システムの活用	予-20
第4章	医療助産計画	予-21
第1節	計画の方針	予-21
第2節	救急医療体制の整備	予-21
第3節	災害時における情報ネットワークの構築	予-21
第4節	災害医療センター	予-21
第5節	災害時の救護活動に対する協力体制の確立	予-21
第5章	火災予防計画	予-22
第1節	出火防止及び火災予防	予-22
第2節	消防組織及び施設整備計画	予-22
第6章	避難対策計画	予-24
第1節	計画の方針	予-24
第2節	避難所の指定	予-24
第3節	指定避難所等の選定、確保及び周知	予-24
第4節	避難所の整備	予-25
第5節	避難路の整備	予-25
第6節	広域避難所の開設と運営管理等	予-25
第7節	マイカー避難と車中泊避難の対応	予-26
第8節	避難協力体制の整備	予-26
第9節	避難所の周知	予-26
第10節	防災上重要な施設の計画	予-26
第11節	居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動	予-26
第12節	新型インフルエンザ等府内感染者発生に備えた対策	予-26
第13節	避難のあり方検討	予-27
第7章	交通対策及び輸送計画	予-28
第1節	交通規制対策	予-28
第2節	緊急通行車両	予-28
第8章	災害応急対策物資確保計画	予-30
第1節	計画の方針	予-30
第2節	計画の内容	予-30
第9章	要配慮者対策計画	予-31
第1節	計画の方針	予-31
第2節	計画の内容	予-31

第10章 廃棄物処理に係る防災体制の整備	予-34
第1節 計画の方針	予-34
第2節 廃棄物処理に係る防災計画	予-34
第11章 文化財防災計画	予-35
第1節 現況	予-35
第2節 計画の方針	予-35
第3節 計画の内容	予-35
第12章 防災訓練・調査計画	予-36
第1節 防災訓練計画	予-36
第2節 防災調査計画	予-37
第13章 住民の防災活動の促進	予-38
第1節 防災知識普及計画	予-38
第2節 自主防災組織整備計画	予-39
第3節 企業等防災対策促進計画	予-40
第4節 学校等における防災教育	予-43
第14章 ボランティアの活動環境整備計画	予-44
第1節 計画の方針	予-44
第2節 基本的な考え	予-44
第3節 計画の内容	予-44
第15章 広域応援体制整備計画	予-46
第1節 計画の方針	予-46
第2節 計画の内容	予-46
第16章 行政機能維持対策計画	予-47
第1節 業務継続性の確保	予-47
第2節 防災中枢機能等の確保、充実	予-47
第3節 各種データの整備保全	予-47
第17章 観光客保護・帰宅困難者対策計画	予-48
第1節 計画の方針	予-48
第2節 計画の内容	予-48

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害応急対策の活動体制	応-1
第1節 計画方針	応-1
第2節 災害応急対策の活動体制	応-1
第3節 情報収集体制（震度4）	応-1
第4節 災害警戒本部（震度5弱、強）	応-2
第5節 災害対策本部（震度6弱以上）	応-3
第6節 動員計画	応-5
第7節 広域応援協力計画	応-8
第8節 労務供給計画	応-9
第2章 通信体制及び災害情報収集計画	応-10
第1節 通信手段の確保	応-10
第2節 災害情報の把握	応-13
第3節 災害広報計画	応-16

第3章 自衛隊派遣要請計画	応-17
第1節 計画の方針	応-17
第2節 災害派遣要請手続	応-17
第3節 派遣の要請	応-17
第4節 災害派遣部隊の受入体制	応-18
第5節 派遣部隊到着後の措置	応-18
第6節 派遣部隊の撤収要請	応-19
第4章 被災者救出計画	応-20
第1節 計画の方針	応-20
第2節 計画の内容	応-20
第5章 医療助産計画	応-21
第1節 計画の方針	応-21
第2節 実施責任者	応-21
第3節 計画の内容	応-21
第6章 消防活動計画	応-23
第1節 計画の方針	応-23
第2節 地震発生時の消防活動の基本方針	応-23
第2節 消防組織計画	応-23
第4節 地震発生時における消防団の初動体制	応-23
第5節 相互応援計画	応-24
第6節 職員等の惨事ストレス対策	応-24
第7章 災害救助法適用計画	応-25
第1節 計画の方針	応-25
第2節 災害救助法の適用基準	応-25
第3節 被災世帯の算定基準	応-25
第4節 災害救助法の適用手続	応-26
第5節 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	応-26
第8章 輸送計画	応-27
第1節 計画の方針	応-27
第2節 計画の内容	応-27
第9章 交通対策計画	応-29
第1節 計画の方針	応-29
第2節 計画の内容	応-29
第10章 避難計画	応-31
第1節 計画の方針	応-31
第2節 避難の指示及び災害発生情報	応-31
第3節 警戒区域の設定	応-32
第4節 避難情報の伝達方法	応-32
第5節 広域避難所及び福祉避難所等への避難方法	応-33
第6節 広域避難所等の運営管理	応-34
第7節 災害救助法による避難所開設基準等	応-36
第11章 食糧、飲料水、生活必需品等供給計画	応-37
第1節 食糧供給計画	応-37

第2節	米穀等の確保	応-37
第3節	食糧の保管、輸送及び配給方法	応-38
第4節	炊き出し	応-38
第5節	災害救助法による炊き出し、その他食品の給与基準	応-39
第6節	協定	応-39
第7節	給水計画	応-39
第8節	生活必需品等供給計画	応-41
第12章	要配慮者対策計画	応-43
第1節	計画の方針	応-43
第2節	計画の内容	応-43
第13章	保健衛生、防疫、遺体処理等活動計画	応-45
第1節	防疫及び保健衛生計画	応-45
第2節	ごみ処理計画	応-46
第3節	し尿処理計画	応-47
第4節	遺体の搜索、処理及び埋火葬計画	応-47
第14章	災害警備計画	応-51
第1節	警察の警備計画	応-51
第15章	施設の応急対策に関する計画	応-52
第1節	計画の方針	応-52
第2節	公共土木施設応急対策計画	応-53
第3節	地震被災建築物応急危険度判定計画	応-54
第4節	電気・ガス・上下水道施設応急対策計画	応-54
第5節	通信及び放送施設応急対策計画	応-56
第6節	社会福祉施設応急対策計画	応-57
第7節	危険物施設応急対策計画	応-58
第8節	応急住宅対策計画	応-58
第9節	農林業施設応急対策計画	応-60
第16章	災害地の応急対策に関する計画	応-62
第1節	障害物除去計画	応-62
第2節	廃棄物処理計画	応-62
第17章	水防計画	応-63
第18章	環境保全に関する計画	応-64
第1節	計画の方針	応-64
第2節	環境汚染の拡大防止及び応急措置	応-64
第19章	文教応急対策計画	応-65
第1節	計画の方針	応-65
第2節	実施責任者	応-65
第3節	情報の収集と伝達	応-65
第4節	施設及び設備の緊急点検等	応-65
第5節	学校等における安全対策	応-65
第6節	授業の中断等の措置	応-65
第7節	休校措置	応-66
第8節	教育機関の防災体制	応-66

第9節	応急教育計画	応-66
第10節	施設及び設備の安全点検並びに応急復旧等	応-66
第11節	学用品の調達及び配分	応-66
第12節	学校給食等の対策	応-67
第13節	児童生徒等の転入学に関する措置	応-67
第14節	教育実施者の確保に関する措置	応-67
第15節	卒業、入学試験及び就職活動に関する措置	応-67
第16節	学校等における保健衛生、危険物等の保安	応-67
第17節	被災者の救護活動への連携・協力	応-67
第20章	ボランティア受入計画	応-68
第1節	計画の方針	応-68
第2節	受入計画	応-68
第21章	義援金品受付配分計画	応-69
第1節	計画の方針	応-69
第2節	義援金募集委員会	応-69
第3節	義援金品の受付	応-69
第4節	義援金品の配分	応-69
第22章	文化財等の応急対策	応-70
第1節	計画の方針	応-70
第2節	実施責任者	応-70
第3節	計画の内容	応-70
第23章	社会秩序の維持に関する計画	応-71
第1節	計画の方針	応-71
第2節	計画の内容	応-71

第4部 災害復旧計画

第1章	生活確保対策計画	復-1
第1節	計画の方針	復-1
第2節	職業あつ旋計画	復-1
第3節	租税等の徴収猶予、減免の措置等	復-1
第4節	融資計画	復-2
第5節	災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画	復-3
第6節	被災者生活再建支援金支給計画	復-3
第7節	り災証明書の発行及び被災者証明書の発行	復-4
第8節	金融措置計画	復-4
第9節	郵政事業計画	復-5
第2章	公共土木施設復旧計画	復-7
第1節	計画の方針	復-7
第2節	計画の内容	復-7
第3章	農林水産業施設復旧計画	復-8
第1節	計画の方針	復-8
第2節	計画の内容	復-8
第4章	災害復旧上必要な資金の調達計画	復-10
第1節	計画の方針	復-10

第2節 国及び京都府の財政措置	復-10
第3節 農林漁業関係融資	復-10
第5章 住宅復興計画	復-11
第1節 計画の方針	復-11
第2節 計画の内容	復-11
第6章 中小企業復興計画	復-13
第1節 計画の方針	復-13
第2節 計画の内容	復-13
第7章 文教復旧計画	復-14
第1節 計画の方針	復-14
第2節 学校等の施設の復旧計画	復-14
第3節 教育活動の再開	復-14
第8章 文化財等の復旧計画	復-15
第9章 激甚災害の指定に関する計画	復-16
第1節 計画の方針	復-16
第2節 激甚災害に関する調査	復-16
第10章 被災市街地復興推進地域対策計画	復-17
第1節 計画の方針	復-17
第2節 計画の内容	復-17

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	南-1
第1節 計画の方針	南-1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	南-4
第2章 公共土木施設復旧計画	南-5
第1節 地域における防災力の向上	南-5
第2節 広報及び教育	南-6
第3節 防災訓練	南-8
第4節 災害に強い安全なまちづくりの推進	南-8
第3章 災害応急対策計画	南-11
第1節 広域防災体制の確立	南-11
第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の京都府の対応	南-11
第3節 防災体制に関する事項	南-12

目次構成に対応する主な役割分担一覧表

震災対策計画編

担当部 計画項目	市長公室				地域振興部				財務部				福祉保健部						
	経営戦略課	大学政策課	職員課	秘書広報課	まちづくり推進課	三和支所	夜久野支所	大江支所	文化・スポーツ振興課	人権推進室	契約監理課	財政課	資産活用課	税務課	社会福祉課	子ども政策室	健康医療課	障害者福祉課	高齢者福祉課
第1部 総則																			
第1章 計画の目的																			
第2章 計画の理念（防災ビジョン）																			
第3章 計画の修正																			
第4章 計画の体系																			
第5章 計画の周知徹底																			
第6章 計画の運用																			
第7章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱																			
第8章 福知山市の概況と災害特性																			
第2部 災害予防計画																			
第1章 建造物・公共施設等安全確保計画																			
第2章 情報連絡通信網の整備計画							○	○	○										
第3章 地震に関する情報等の伝達計画							○	○	○										
第4章 医療助産計画																	○		
第5章 火災予防計画																			
第6章 避難対策計画															○	○	○	○	○
第7章 交通対策及び輸送計画																			
第8章 災害応急対策物資確保計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第9章 災害時要配慮者対策計画					○										○	○	○	○	○
第10章 廃棄物処理に係る防災体制の整備																			
第11章 文化財防災計画									○										
第12章 防災訓練・調査計画																			
第13章 市民の防災活動の促進			○	○		○	○	○											
第14章 ボランティアの活動環境整備計画															○			○	
第15章 広域応援体制整備計画	○																		
第16章 行政機能維持対策計画			○																
第17章 観光客保護・帰宅困難者対策計画																			

市民総務部				産業政策部			建設交通部			消防	上下水道部			病院事務部			教育部					関係防災機関																
危機管理室	総務課	デジタル政策推進課	会計室	生活環境課	市民課	保険年金課	産業観光課	農政課	農林業振興課	農業委員会	道路河川課	建築住宅課	都市・交通課	用地課	消防本部	消防署	経営総務課	水道課	下水道課	総務課	医事課		分院管理課	付属看護学校	教育委員会事務局	教育総務課	学校教育課	生涯学習課	学校給食センター	中央公民館	図書館							

震災対策計画編

担当部 計画項目	市長公室			地域振興部					財務部			福祉保健部			市民総務部				
	経営戦略班	動員班	広報班	まちづくり推進班	三和支所班	夜久野支所班	大江支所	文化・スポーツ振興班	人権推進班	情報収集班	財政班	資産活用班	調査班	救助第1班	救助第2班	救護班	総合調整班	情報管理班	情報推進班
第3部 災害応急対策計画																			
第1章 災害応急対策の活動体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2章 通信体制及び災害情報収集計画			○		○	○	○										○	○	○
第3章 自衛隊派遣要請計画	○																		
第4章 被災者救出計画																			
第5章 医療助産計画															○				
第6章 消防活動計画																			
第7章 災害救助法適用計画																	○		
第8章 輸送計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第9章 交通対策計画																			
第10章 避難計画				○	○	○	○							○					
第11章 食糧、飲料水及び生活必需品等供給計画													○	○					
第12章 災害時要配慮者対策計画													○	○	○				
第13章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画															○				
第14章 災害警備計画																			
第15章 施設の応急対策に関する計画													○	○			○		
第16章 災害地の応急対策に関する計画																○			
第17章 水防計画					○	○	○												
第18章 環境保全に関する計画																			
第19章 文教応急対策計画																			
第20章 ボランティア受入計画													○						
第21章 義援金品受付配分計画													○	○					
第22章 文化財等の応急対策							○												
第23章 社会秩序の維持に関する計画																			
第4部 災害復旧計画																			
第1章 生活確保対策計画												○	○						
第2章 公共土木施設復旧計画																			
第3章 農林水産業施設復旧計画																			
第4章 災害復旧上必要な資金の調達計画										○									
第5章 住宅復興計画													○						
第6章 中小企業復興計画																			
第7章 文教復旧計画																			
第8章 文化財等の復旧計画							○												
第9章 激甚災害の指定に関する計画																	○		
第10章 被災市街地復興推進地域対策計画																			
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画																			
第1章 総則																			
第2章 災害予防計画																			
第3章 災害応急対策計画																			

市民総務部				消防		産業政策部			建設交通部				教育部			上下水道部		病院事務部			関係防災機関		
会計班	市民生活班	食糧班	生活環境班	指揮班	情報班	消防班(水防班)	産業観光班	農政班	農業振興班	道路河川班	建築住宅班	都市・交通班	用地班	教育総務班	学校教育班	生涯学習班	経営総務班	水道班	下水道班	病院総務班		病院医事班	分院管理班
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
						○												○	○	○			
				○	○	○																○	○
				○	○	○																○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
						○				○													○
	○					○			○									○	○			○	○
						○		○	○	○	○	○						○	○				○
			○		○	○		○		○									○				
														○	○	○							
○																							○
																							○
○							○				○												○
								○	○	○													
								○			○												
											○												
														○	○	○							
												○	○										

第 1 部 総則

第1部 総則

第1章 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、福知山市防災会議が作成する計画であって、本市の地域に係る総合的な防災計画を策定し、本市の地域及び住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

そのため、次の事項について定めるものである。

- 1 本市の地域に係る本市その他防災関係機関及び防災上必要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに本市の概況と災害の記録
- 2 気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安、訓練、調査その他災害予防計画
- 3 災害対策本部の設置と運用、通信情報、広報、消防及び水防の対策、救助その他災害応急対策
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な事項

第2章 計画の理念（防災ビジョン）

本市の地域特性や今後の開発動向、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等の大規模地震、鬼怒川での堤防決壊や近年の風水害、大事故の教訓を踏まえ、住民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、本市の安全性をより一層高める地域基盤の整備等により「市民とともにつくる災害に強いまちづくりの推進」を実現する。また、地域における生活者の多様な視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害のある人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

第1節 基本理念

力強く「新時代 福知山」を目指し、まちづくりを進めていくうえで、住民が安心して快適に暮らせるよう、まちの安全性を確保することが何よりも重要である。

南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、従来の方策を超える徹底した地震防災対策に迅速に取り組み、住民の生命と生活を守るため、京都府が地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として策定した「第三次京都府戦略的地震防災対策指針」に基づき、長期的な視点に立った災害に強い安全なまちづくりを進めることとし、具体的な防災に取り組む基本理念を次のとおり定める。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努めるとともに、早期の復旧・復興に努める。
- 2 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と「福知山市避難のあり方検討会最終取りまとめ」を踏まえた情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
- 3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、住民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
- 4 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際

震災対策計画編
第1部 総則

- し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 5 災害発生時において、住民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築を目指す。
 - 6 本市は、山に囲まれた地域であり「中越地震」のような孤立する地域が発生することが憂慮されている。このため減災目標としては孤立する地域の対応を中心におく。

第2節 基本目標

基本理念に基づき、この計画で達成すべき目標を次に定める。

第1 防災型のまちづくりの推進

防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震、不燃化等により、災害に強い地域基盤を形成し、まちにおける防災機能の強化に努める。

- 1 耐震及び耐火性の高い建築物により構成されたまちへの転換
- 2 防災空間（公園と街路）の整備
- 3 災害に強いまちづくりを推進する総合的な防災拠点施設の整備
- 4 大規模火災に対応できる消防水利の充実
- 5 耐震性を持ったライフラインの整備（水道、下水道、ガス、橋梁、電気、電話等）
- 6 土砂災害危険箇所の把握と周知、警戒避難体制の整備

第2 行政と住民が一体となった防災対策の推進（自助・共助・公助の推進）

災害に対する日常の「構え」が重要であり、平常時から危機管理体制の整備に努める。また、「福知山市避難のあり方検討会最終とりまとめ」を踏まえた自主防災組織の育成強化、住民の防災思想及び防災知識の普及と啓発を図る。そのため、男女双方の視点に配慮した防災を進めることが必要であり、防災に関する政策と方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

- 1 中枢組織体制、職員配備体制、参集体制及び業務継続体制の整備と強化
- 2 防災教育と研修機能を合わせ持つ総合的な防災拠点施設の整備
- 3 住民と行政が一体となった食料、飲料水及び生活必需品の備蓄
- 4 行政、住民、さらに企業を含めた情報ネットワークの構築
- 5 土砂災害警戒区域の把握と周知、警戒避難体制の整備
- 6 自主防災組織育成の積極的支援・援助
- 7 NPO、ボランティアの活動環境整備・常設ボランティアセンターの設置
- 8 企業の防災対策を推進

（1）企業自身の防災体制の強化支援（特に中小企業）

（2）災害支援における企業の参画

- 9 定期的な防災訓練の実施

第3 情報収集伝達体制の整備

災害発生時における被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の連絡を円滑に行うとともに、住民への的確な広報活動ができるよう、平常時から通信施設等の整備と点検、情報収集伝達体制の確立に努める。

- 1 防災行政無線の整備充実
- 2 被害情報収集体制の整備と伝達窓口の明確化
- 3 広報と公聴体制の整備
- 4 震度情報ネットワークシステムの活用
- 5 防災アプリ、緊急速報メール等の活用
- 6 J—ALERT（全国瞬時警報システム）の活用
- 7 早期被害情報収集システムの活用
- 8 災害情報、避難情報等の収集と伝達機能を合わせ持つ総合的な防災拠点施設の整備

第4 要配慮者の視点に立ったきめ細やかな防災対策の推進（福祉対策の充実）

高齢者、障害のある人、乳幼児等特に配慮を要する者、外国人等特別の配慮が必要な者（以下この震災対策計画編において「要配慮者」という。）は、災害時に被害を受けやすく、多くの

支援を必要としており、阪神・淡路大震災の場合にも大きな問題点となったことから、特に災害情報の伝達や避難支援については、要配慮者及び外国人の視点でチェックしたきめ細やかな整備を推進する。

- 1 災害時に的確な情報提供を行える体制づくりの推進
- 2 地域住民と自主防災組織が連携した避難支援体制の確立
- 3 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練実施の推進
- 4 福祉用具等の調達、保健・介護等多様な職種の職員の確保

第5 消火、救助及び救急体制の整備

地震時における被害を最小限に軽減するため、消防力の充実・強化とともに、出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。また、関係機関との連携を図り、消火、救助及び救急体制を一層充実する。

- 1 耐震性貯水槽の増設と確保
- 2 救助資器材の整備
- 3 患者等搬送体制の確立
- 4 自主防災組織等と連携した防災訓練の実施
- 5 緊急物資の備蓄拠点としての機能を合わせ持つ総合的な防災拠点施設の整備

第6 緊急物資の確保と供給

被災者に対して速やかに食糧供給ができるよう、被災後数日間の生命維持に必要な物資の備蓄、給水体制の整備、民間事業者との協定に基づく調達体制の整備を図る。

- 1 災害発生直後から必要となる食糧や毛布等の生活必需品の備蓄と調達体制の整備（男女のニーズの違いに留意した備蓄体制の整備）
- 2 粉ミルクなど要配慮者に対する物資の備蓄と調達体制の整備
- 3 住民による備蓄の啓発
- 4 緊急輸送路の確保
- 5 緊急物資の備蓄拠点としての機能を合わせ持つ総合的な防災拠点施設の整備

第7 避難収容

災害時に住民が安全に避難できるよう、広域避難場所、広域避難所、避難路を選定及び整備するとともに、感染症対策や要配慮者に配慮した避難収容体制の整備に努める。

- 1 広域避難所等の受入体制の整備
- 2 要配慮者への配慮
- 3 福祉避難所の整備及び運用
- 4 地域住民組織と連携した広域避難所の運営体制の整備
- 5 警戒レベルに応じた避難情報発令基準の整備
- 6 孤立地区対策
- 7 安全な広域避難所の確保
- 8 男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営管理等の避難所環境整備
- 9 避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた避難所環境整備

第8 医療と保健体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携して災害時の医療体制を整備する。

- 1 広域医療体制の整備
- 2 地域の救護所の設置
- 3 地域医療班の設定（福知山医師会との連携）
- 4 医薬品及び医療用資器材の備蓄機能を強化
- 5 京都府救急医療情報システムの活用（情報ネットワークの構築）
- 6 保健衛生機能の強化

第9 関係機関との協力及び連携

大規模災害時においては、関係機関、他市町村等と連携して災害応急対策にあたることが重要となる。そのため、円滑な応急活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制の整備を図る。

震災対策計画編
第1部 総則

- 1 他市町村との相互応援体制の整備
- 2 自衛隊との連携
- 3 緊急消防援助隊との連携
- 4 応援協定の締結と推進
- 5 緊急消防援助隊の集結及び活動拠点としての機能を合わせ持つ総合的な防災拠点施設の機能強化

第3節 基本方針

基本方針は、基本理念と基本目標を実現するために、次のようにまとめた。

第1 防災対策の強化

- 1 土砂災害・老朽農業用ため池災害予防対策の強化
 - (1) 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制及び土地利用規制の強化
 - (2) 土砂災害ハザードマップの整備
 - (3) 保安林や砂防指定地等による土地利用規制の強化
 - (4) 防災パトロールの定期化
 - (5) 危険箇所の防災措置計画の策定
 - (6) 農業用ため池洪水ハザードマップの整備
 - (7) 農業用ため池洪水危機予知システムの導入
- 2 市街地災害対策
 - (1) 建築物の防火性能、耐震性能の向上
 - (2) 消防力等の強化
 - (3) 避難路の整備
- 3 災害時における防災体制の整備
 - (1) 迅速かつ的確な防災体制の整備及び強化
 - (2) 防災行政無線の充実及び強化
 - (3) 必需物資供給の連絡網の整備
 - (4) 職員対応マニュアルの整備

第2 消防及び救急対策の強化

- 1 消防力の強化
 - (1) 救急体制の整備及び消防力の強化
 - (2) 消防団員の確保と団員の資質の向上
 - (3) 耐震性貯水槽の増設と消火栓の整備及び充実
 - (4) 消防機器の充実及び強化
- 2 火災予防指導の強化
 - (1) 広報紙によるPRや広報車を利用した防火パトロールの強化
 - (2) 防火管理者講習会の開催
 - (3) 消防用設備の設置及び点検
 - (4) 予防思想の周知徹底
- 3 広域消防連絡体制の充実及び強化
 - (1) 京都府広域消防相互応援協定に基づく連絡体制の充実及び強化
 - (2) 緊急消防援助隊への応援要請、連絡体制の充実及び強化
- 4 救急体制の確立
 - (1) 救急搬送体制の整備
 - (2) 救急医療機関の増設及び受入体制の充実
 - (3) 救急知識の普及と災害発生時の救急体制の整備

第3 災害に強い人材の育成と組織の拡充

- 1 自主防災組織の整備と育成
- 2 NPO、ボランティア活動の支援と組織の育成
- 3 児童生徒が自らの命を守り、防災に関して社会貢献できる力を育む防災教育の推進
- 4 要配慮者への支援

- 第4 企業防災の促進
- 1 企業自身の防災体制の強化支援（特に中小企業）
 - 2 災害支援における企業の参画

第3章 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認めたときは速やかに修正するものとする。

第4章 計画の体系

本計画は、次のように「一般計画編」、「震災対策計画編」、「原子力災害対策計画編」、「事故対策計画編」、「資料編」の5編で構成される。

各計画編では、次のような内容を定める。

- 1 「一般計画編」
風水害対策計画を中心に、災害対策で基本となる事項について定める。
- 2 「震災対策計画編」
南海トラフ地震対策を含む地震災害対策で必要となる事項について定める。
- 3 「原子力災害対策計画編」
原子力防災対策指針の改正（平成24年10月31日）により、市域の一部が関西電力（株）高浜発電所の緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に含まれるため、原子力災害の発生及び拡大の防止、原子力災害からの復興を図るために必要な事項について定める。
- 4 「事故対策計画編」
石油類流出事故対策計画、航空事故対策計画、鉄道災害対策計画、道路災害対策計画、危険物等災害対策計画、大規模火災対策計画、林野火災対策計画及び広域停電事故対策計画で構成し、次に示す危機分類1や危機分類2に含まれない危機分類3に含まれる危機管理の一部についても事故対策計画編で定める。

分類	対象
危機分類1	災害対策基本法に基づく福知山市地域防災計画に規定する災害対策本部、事故対策本部又は災害警戒本部の設置が必要である災害 1 地震、風水害等の自然災害 2 大規模な事故等
危機分類2	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民の保護に関する計画に規定する対策本部の設置が必要である事態 1 武力攻撃事態等 2 緊急処理事態（大規模なテロ等）
危機分類3	危機のうち、危機分類1及び危機分類2に該当しない災害、事故その他の緊急の事態で危機対策本部の設置が必要である事態 1 暴動治安騒乱や要人への危害等 2 市庁舎の火災、爆発、その予告や個人情報等の管理システム障害、不審者の侵入など危機管理を行う本部組織に影響を与えるあるいは可能性がある事態 3 感染症の蔓延や医療事故等による住民の健康に影響を与えるあるいは可能

	性がある事態
4	廃棄物の不法投棄や環境汚染、水道の長期間断水等、住民生活に影響を与えるあるいは可能性がある事態
5	教育機関へ不審者が侵入した場合や行事中の事故、給食の食中毒等、教育活動に影響を与える、あるいは可能性がある事態
6	動物等による住民生活に影響を与えるあるいは可能性がある事態

5 「資料編」

計画の運営で必要となる、あるいは参考となる資料を記載する。

第5章 計画の周知徹底

この計画は、福知山市防災会議委員の属する機関をはじめ関係公共機関、その他防災関係機関において、平素から研究、訓練等の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画については、必要に応じ職員及び地域住民に周知徹底するものとする。

さらに、本市防災担当職員は、防災意識の高揚及び知識の普及を行うために、職員、学校教育機関、住民、防災上重要な施設管理者及び自主防災組織に対して指導に努めるものとする。

第6章 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、必要に応じて細部の活動計画等を別に作成し、この運用に万全を期するものとする。

第7章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

第1節 福知山市

- 1 福知山市防災会議及び福知山市災害対策本部に関する事務
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 3 災害に関する予警報の伝達及び周知
- 4 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- 5 災害の防除と拡大の防止
- 6 救助、防疫等被災者の救助保護
- 7 災害応急対策、復旧資材等の確保
- 8 被災企業等に対する融資等の対策

震災対策計画編
第1部 総則

- 9 被災市営施設の応急対策
- 10 災害時における文教対策
- 11 災害対策要員等の動員
- 12 災害時における交通及び輸送の確保
- 13 被災施設の復旧
- 14 市内関係機関及び団体が実施する災害応急対策等の連絡・調整
- 15 前各号の目的を達するための他の地方公共団体との相互協力、地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第2節 福知山市消防本部

- 1 消防に関する組織の整備
- 2 災害通信伝達体制の整備
- 3 消防に関する教育及び訓練
- 4 消防に関する物資及び資器材の整備
- 5 災害応急措置及び災害拡大の防止措置
- 6 災害予警報等の伝達
- 7 消防施設の災害復旧
- 8 その他市の地域に係る災害の予防及び災害応急対策に関し、福知山市防災会議が必要と認める事務又は業務の実施

第3節 京都府

- 第1 京都府中丹広域振興局（地域連携・振興部）
 - 1 京都府中丹災害対策支部に関する事務
 - 2 防災に関する組織の整備と訓練
 - 3 災害に関する予警報の連絡
 - 4 福知山市、自衛隊その他の関係機関等との連絡調整
 - 5 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
 - 6 被災者の救助保護
- 第2 京都府中丹広域振興局（農林商工部）
 - 1 治山施設及び農林業施設の被害状況調査並びに応急対策
 - 2 被災治山施設及び農林業施設の災害復旧
 - 3 被災企業等に対する融資等の対策
- 第3 京都府中丹西土木事務所（中丹広域振興局建設部）
 - 1 災害に関する予警報の連絡
 - 2 河川、道路、橋梁等の被害状況調査及び応急対策
 - 3 被災公共土木施設の災害復旧
- 第4 京都府中丹西保健所（健康福祉部）
 - 1 防疫用薬品の確保
 - 2 医療救護及び防疫対策
 - 3 医療機関の被害状況調査及び応急対策
- 第5 京都府中丹家畜保健衛生所
 - 1 家畜及び家きんの防疫指導
- 第6 京都府福知山警察署
 - 1 災害に関する情報収集及び広報
 - 2 被災者の救出救助及び避難措置
 - 3 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
 - 4 被災地及びその周辺の交通規制
 - 5 危険物の保安措置
 - 6 災害警備用資機材の整備充実
- 第7 京都府公営企業管理事務所

震災対策計画編
第1部 総則

- 1 関係施設の被害状況調査及び応急復旧
- 2 災害時における工業用水の確保

第4節 指定地方行政機関

- 第1 近畿地方整備局（福知山河川国道事務所）
 - 1 公共土木施設の整備及び防災管理
 - 2 被災施設の応急対策及び復旧
- 第2 大阪管区気象台（京都地方気象台）
 - 1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
 - 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

第5節 自衛隊（陸上自衛隊第7普通科連隊）

- 1 災害の予防及び災害応急対策の支援

第6節 指定公共機関

- 第1 西日本電信電話株式会社（京都支店）
 - 1 災害時における緊急通話の取扱い
 - 2 被災電気通信施設の応急対策及び復旧
- 第2 西日本旅客鉄道株式会社
 - 1 列車事故の予防対策の確立
 - 2 鉄道施設等の保全及び被災施設の応急対策及び復旧
 - 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - 4 鉄道通信施設の確保と通信連絡の協力
- 第3 関西電力株式会社
 - 1 ダム施設等の整備と防災管理
 - 2 災害時における電力供給
 - 3 被災施設の応急対策及び復旧
- 第4 関西電力送配電株式会社
 - 1 電力供給施設等の整備と防災管理
 - 2 災害時における電力供給
 - 3 被災施設の応急対策及び復旧
- 第5 日本通運株式会社（京都支店）
 - 1 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力
- 第6 日本赤十字社（京都府支部）
 - 1 災害時における救護班の編成と医療、助産等の救護
 - 2 災害救助等のボランティアの連絡調整
 - 3 義援金品等の募集配分
- 第7 日本放送協会（京都放送局）
 - 1 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
 - 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
 - 4 住民に対する情報の提供
- 第8 日本郵便株式会社
 - 1 災害時における郵便物の送達の確保
 - 2 被災地あて救助用郵便物の料金の免除
 - 3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

- 4 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 5 郵便局の窓口業務維持

第7節 指定地方公共機関

- 第1 北近畿タンゴ鉄道株式会社及びWILLER TRAINS 株式会社
 - 1 鉄道施設等の保全
 - 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - 3 鉄道通信施設の確保と通信連絡の協力
- 第2 株式会社京都放送
 - 1 防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - 2 災害応急対策等の周知徹底
 - 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 第3 株式会社エフエム京都
 - 1～3 同上
- 第4 一般社団法人京都府エルピーガス協会（福知山支部）
 - 1 プロパンガスによる災害の防止及び保安の確保
 - 2 災害時におけるプロパンガスの供給確保
 - 3 協会所属のプロパン取扱機関との連絡調整

第8節 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

- 第1 農業協同組合、森林組合及び由良川漁業協同組合
 - 1 防災営農対策の指導及び助成
 - 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
 - 3 関係地元地区への予警報の伝達協力並びに関係地区の災害情報及び被害状況について福知山市災害対策本部への報告
 - 4 被災組合員に対する融資又はそのあっ旋
 - 5 生産資材等の確保又はそのあっ旋
- 第2 病院等経営者
 - 1 避難施設の整備と避難の訓練
 - 2 災害時における医療の確保と負傷者等の医療、助産及び救護
- 第3 金融機関
 - 1 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- 第4 ガス類取扱機関
 - 1 ガス類施設等の整備と防災管理
 - 2 災害時におけるガス類の供給
 - 3 被災施設の応急対策及び復旧
- 第5 石油類取扱機関
 - 1 石油類貯蔵施設等の整備と防火管理
 - 2 災害時における石油類の供給
 - 3 被災施設の応急対策及び復旧
- 第6 自動車輸送機関
 - 1 安全輸送の確保
 - 2 災害時における救助物資、避難者等の輸送の協力
- 第7 報道機関
 - 1 住民に対する防災知識の普及と予警報等の広報活動
 - 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 第8 学校法人
 - 1 避難施設の整備と避難の訓練
 - 2 被災時における応急教育対策

3 被災施設の復旧

第8章 福知山市の概況と災害特性

第1節 福知山市の概況

第1 福知山市の地勢

本市は、京都府の北西にあって、西及び南を兵庫県に、東を綾部市及び京丹波町に、北は舞鶴市、宮津市及び与謝野町に接している。

(平成18年1月1日合併時点) 資料：総務部総務課

面積	周囲	広ぼう		海拔		市役所の位置	
		東西	南北	最高	最低	東経	北緯
552.57km ²	174.2km	37.1km	34.3km	839.17m	7.11m	135度07分	35度17分

由良川が貫流する福知山盆地の中心を占め、その支流である牧川、土師川及び和久川が市内で合流している。福知山盆地は、非常に低く由良川と牧川の合流点付近では、標高12mにすぎない。

盆地の周辺には、主に洪積層からなる段丘が発達し、最も著しいものは本市の南東部にある長田野である。長田野は面積約4km²、平均標高約70mの段丘である。

福知山盆地はかつて湖沼で周囲の山地から流出した土砂が堆積し、その後地殻の隆起によって湖沼が消滅し、由良川がこの堆積層を開析して盆地の周辺に段丘を形成したものと考えられている。

第2節 地震災害の特性

第1 地震のタイプ

一般に、地震のタイプは発生原因別に分類して、内陸型の地震、海溝型の地震、火山性地震の3つに大別される。

内陸型の地震：活断層の活動によって発生する地震

海溝型の地震：海溝付近に位置するプレート境界付近で発生する地震

火山性の地震：火山活動時のマグマの活動で発生する地震

日本国内で大きな被害を及ぼす地震は、内陸型の地震と海溝型の地震が多く、それぞれの例として兵庫県南部地震(1995年1月内陸型)、関東地震(1923年9月海溝型)、東北地方太平洋沖地震(2011年3月海溝型)などが挙げられる。

地震による揺れは、地下の岩盤にずれが生じたときの衝撃波が、地震波として地盤を伝搬する際に生じる。内陸型の地震と海溝型の地震では震源の深さや揺れを及ぼす範囲が異なり、内陸型の地震では地下の浅部で発生し、地震動の影響が及ぶ範囲が狭いのに対し、海溝型の地震では深部で発生し広範囲に地震動の影響が及ぶ。ただし、内陸型の地震は地下数10km未満の比較的浅いところに位置する活断層の活動によって生じるため、狭い範囲に甚大な被害を与えることがあり、「直下型地震」とも呼ばれている。

【内陸型の地震と海溝型の地震の相違点】

地震	内陸型の地震	海溝型の地震
特徴		
震源位置	地下数10km未満の活断層	プレートの境界 (海洋の海溝下に位置することが多い)
揺れを及ぼす範囲	狭い	広い
被害の特徴	震央付近に中心に甚大な被害を与える。	広範囲に被害を与える。 津波を伴うことがある。
主な地震例	濃尾地震(1891.10) 北丹後地震(1927.3) 福井地震(1948.6) 兵庫県南部地震(1995.1)	関東地震(1923.9) 南海地震(1946.12) 日本海中部地震(1983.5) 北海道南西沖地震(1993.7) 東北地方太平洋沖地震(2011.3)

第2 過去の地震被害

京都周辺は、古くから記録が残っている地域のため、多くの被害地震の発生が記録により確認されている。次図は京都府とその周辺の主な被害地震分布図である。京都盆地を中心とする内陸部での地震とともに、日本海側（若狭湾）においても被害地震が発生したことが示されている。これらの地震のほか、南海や東南海沖で発生する地震は震源域の規模も大きく距離が離れていても被害が発生すると考えられている。

【京都府とその周辺の主な被害地震（～1997年6月）（数字は発生西暦年）】



地震調査研究推進本部（2005）日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－＜追補版＞

第3節 地震被害想定

第1 想定地震の設定について

京都府では、活断層調査等を元に地震被害想定調査を実施している。

府の想定では、府に影響を及ぼす可能性のある海溝部で発生する巨大地震に関しては、東南海・南海地震（同時発生）が考えられているが、内陸直下型地震に比べればその震度や被害は小さなものと考えられる。

一方、内陸直下型地震に関しては、京都府域内外にマグニチュード7以上の地震規模を有することが予想される活断層（花折断層帯、奈良盆地東縁断層帯、琵琶湖西岸断層帯、西山断層帯、生駒断層帯、山田断層帯など）が複雑存在している。

近年、福岡県西方沖地震や新潟県中越地震、能登半島地震などで見られるように地表に現れていない活断層によってマグニチュード7未満の地震が発生しており、地震に近い地域では大きな揺れが観測されている。また、学識者の意見によれば、マグニチュード6クラス以下の地震は、府内ではどの地域においても、その発生を想定しておくことが必要との指摘がなされている。

番号	対象震源断層		断層延長 (km)	地震の規模 (M)
1	花折断層帯	花折断層帯	46.5	7.5
2		桃山－鹿ヶ谷断層	11	6.6
3	黄檗断層		10	6.5
4	奈良盆地東縁断層帯		35	7.5
5	西山断層帯	亀岡断層	13	6.7
6		檜原－水尾断層	15	6.6
7		殿田－神吉－越畑断層	31.5	7.2
8		光明寺－金ヶ原断層	15	6.8
9	三峠断層		26	7.2
10	上林川断層		26	7.2
11	若狭湾内断層		18	6.9
12	山田断層帯		33	7.4
13	郷村断層帯		34	7.4
14	上町断層帯		42	7.5
15	生駒断層帯		38	7.5
16	琵琶湖西岸断層帯		59	7.7
17	有馬－高槻断層帯	有馬－高槻断層	34	7.2
18		宇治川断層	10	6.5
19	木津川断層帯		31	7.3
20	埴生断層		17	6.9
21	養父断層		35	7.4
22	和束谷断層		14	6.7
23	東南海・南海地震		— —	8.5
24	南海トラフ地震		—	9.0

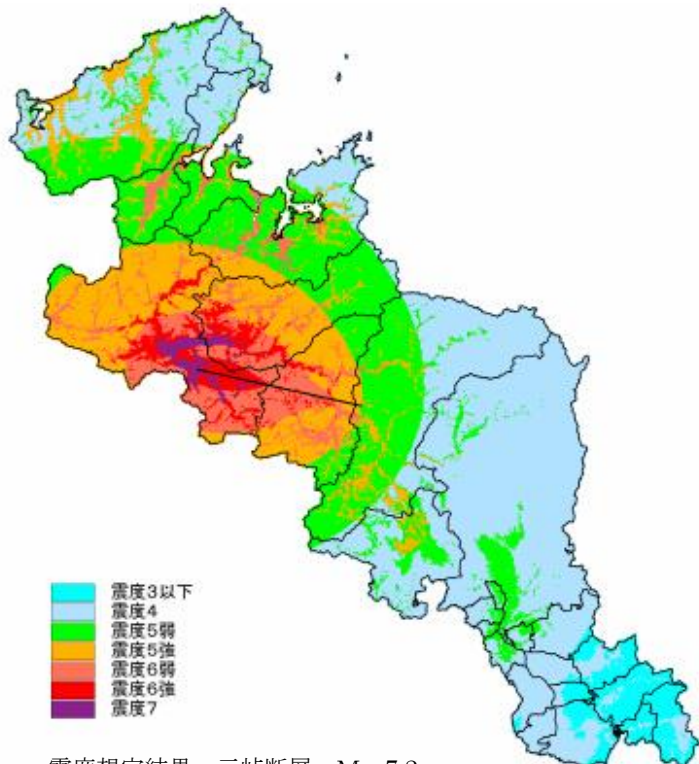
想定震源断層モデルの位置



これらのうち本市に影響を与えると考えられる地震は、三峠断層地震、養父断層地震、上林川断層地震、郷村断層帯地震、山田断層帯地震及び若狭湾内地震で福知山周辺の想定震度は次のとおりである。

【三峠断層地震】

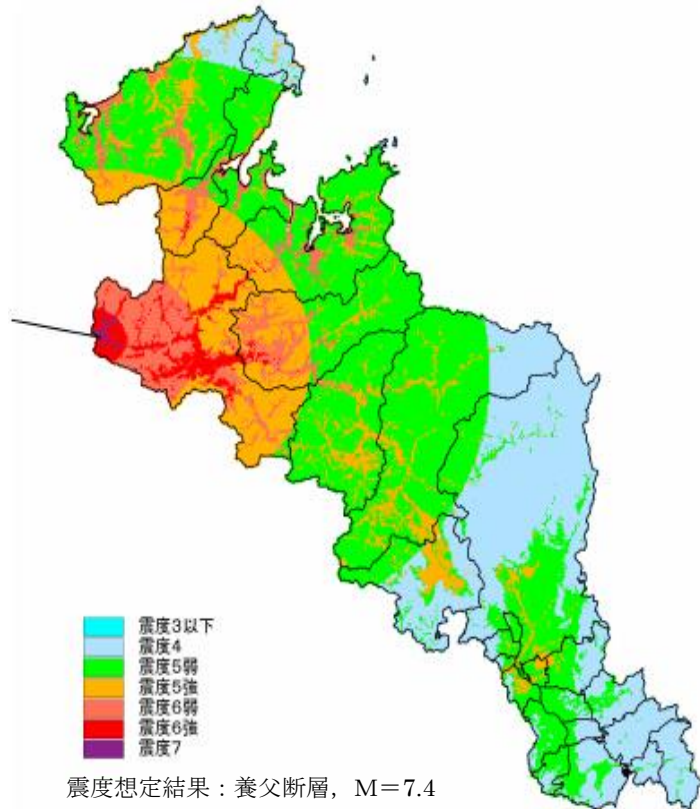
京都府北部の内陸部を中心に広い範囲で震度6弱以上の強い揺れが予想される。震度断層が走っている丹波高原周辺の地域は震度6強が予想される。



震度想定結果：三峠断層，M=7.2

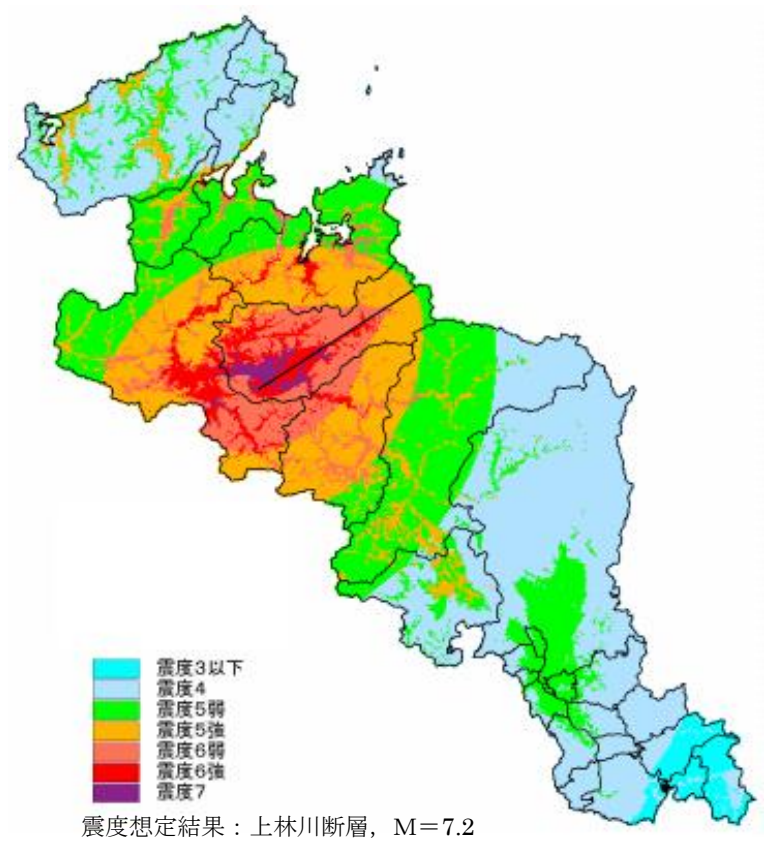
【養父断層地震】

市街地で震度6強、本市の西部牧川沿いで震度7が予想される。



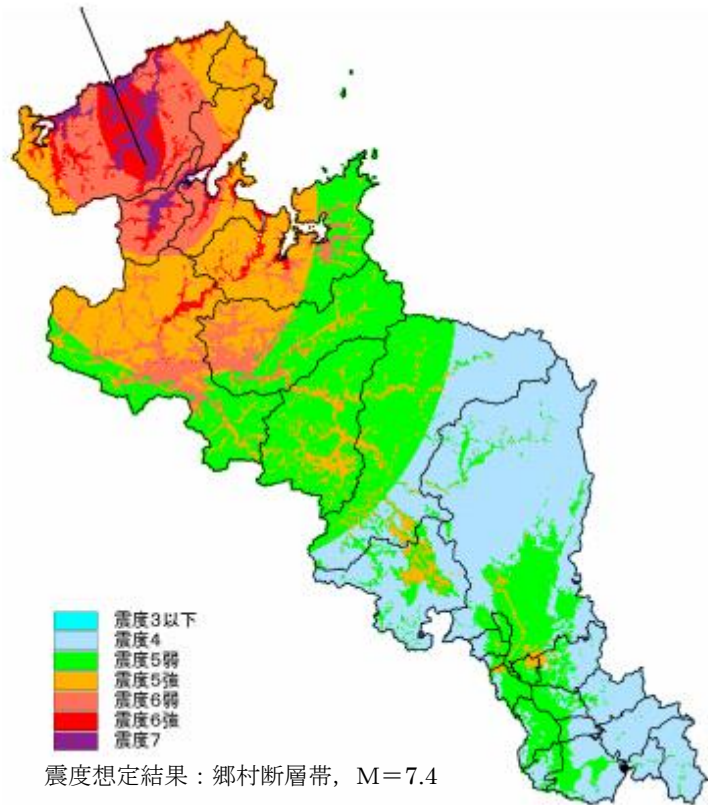
【上林川断層地震】

京都府北部の綾部市を中心にした広い範囲で震度6弱以上の強い揺れが予想される。綾部市の震源断層周辺などでは震度6強が予想される。



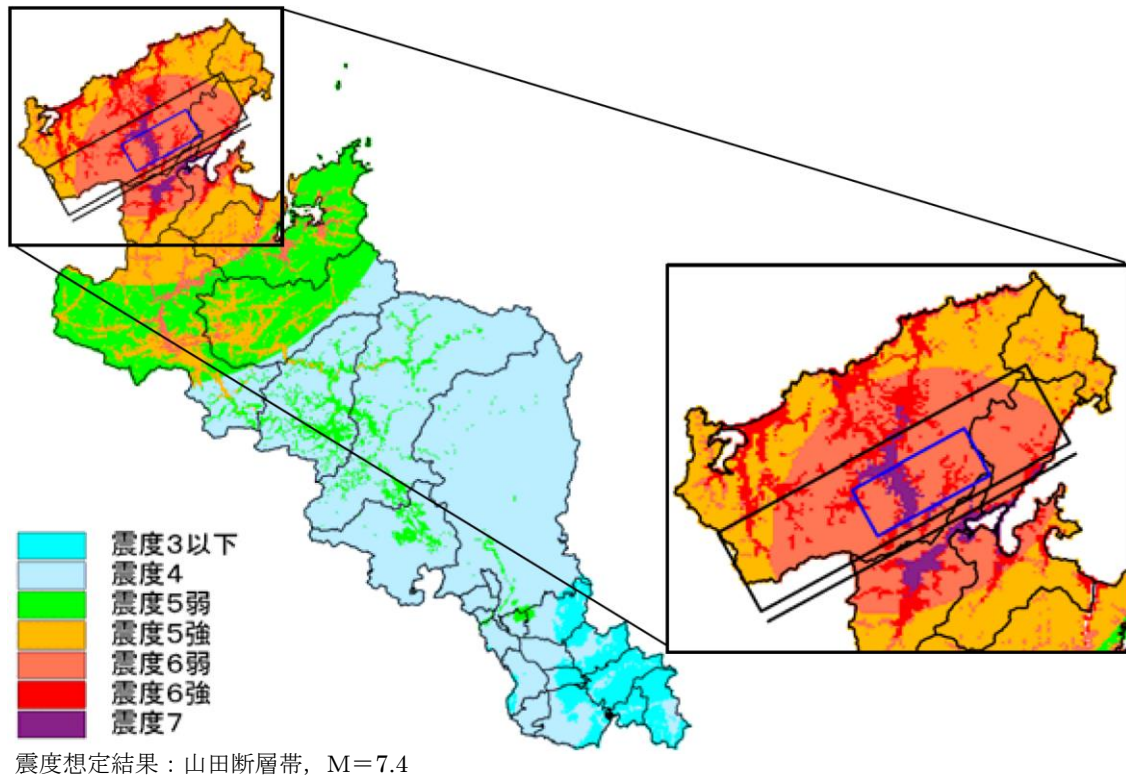
【郷村断層帯地震】

市域の大部分で震度5強以上、また一部由良川沿いで震度6強が予想される。



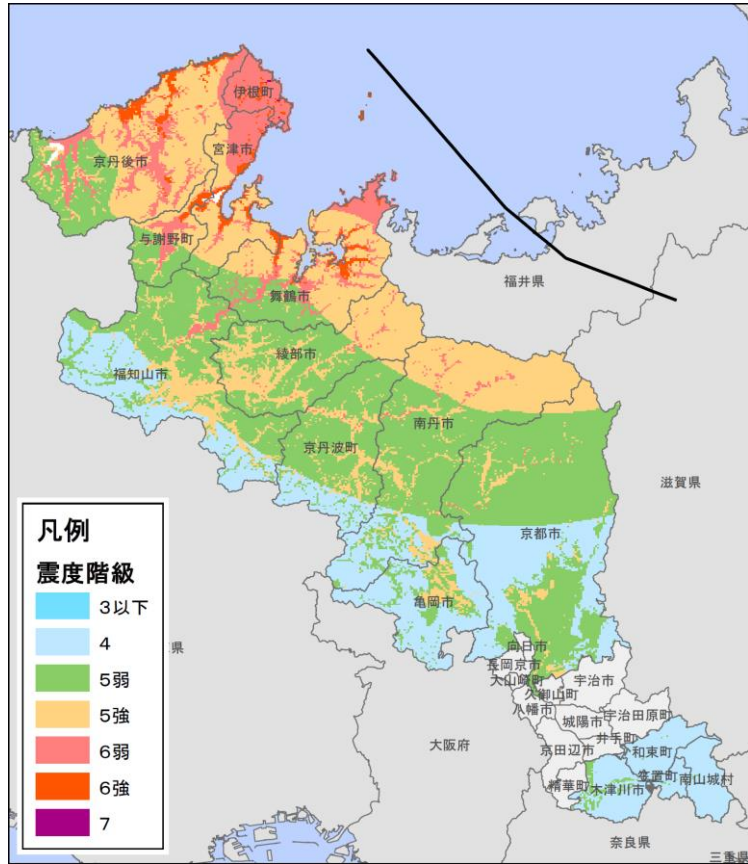
【山田断層帯地震】

由良川沿いで最大震度6強が予想される。本市北部でも震度5強が予想される。



【若狭湾内地震】

液状化の心配はない。
大江町の由良川沿いで最大震度
6強が想定されている。



震度想定結果：若狭湾内断層帯，M=6.9

想定結果では、三峠断層地震、養父断層地震、上林川断層地震、郷村断層帯地震、山田断層帯地震及び若狭湾内地震において本市には震度6以上の地域が想定されている。

以上の点から、三峠断層地震、養父断層地震、上林川断層地震、郷村断層帯地震、山田断層帯地震及び若狭湾内地震を想定地震とする。

第2 地震被害想定概要

想定地震の発生により予想される被害は、次のとおりである。

なお、マグニチュード6クラスの地震は府内ではどの地域においても発生を想定しておく必要がある。

【地震被害想定結果】

1 人的被害

想定する地震が発生した場合（発生時期は被害が最大となる「冬季の早朝」）の本市の被害状況については、次のとおりである。

(人)

断層名及び断層帯	最大予測震度	京都府全域		福知山市	
		死者	負傷者	死者	負傷者
三峠断層	7	1,200	7,900	720	4,490
養父断層	7	700	7,200	480	3,450
上林川断層	7	1,200	8,300	430	3,110
郷村断層帯	7	5,410	18,020	130	1,740
山田断層	7	1,650	9,030	20	570
若狭湾内断層	7	1,180	8,270	—	130

2 建物被害

想定する地震が発生した場合（発生時期は被害が最大となる「冬季の夕刻」）の本市の被害状況については、次のとおりである。

震災対策計画編
第1部 総則

(棟)

断層名及び断層帯	京都府全域			福知山市		
	建物数量	1,435,100		建物数量	66,800	
	被害棟数	被害内訳		被害棟数	被害内訳	
全壊棟数		半壊棟数	全壊棟数		半壊棟数	
三峠断層	83,000	38,300	44,700	36,510	21,350	15,160
養父断層	87,800	29,000	58,800	31,160	15,140	16,020
上林川断層	87,100	39,500	47,600	28,220	13,450	14,770
郷村断層帯	101,680	65,410	36,270	10,490	2,720	7,770
山田断層	104,330	54,980	49,350	8,540	1,990	6,550
若狭湾内断層	46,880	15,390	31,490	1,000	160	840

第4節 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等、浸水想定及び被害予測

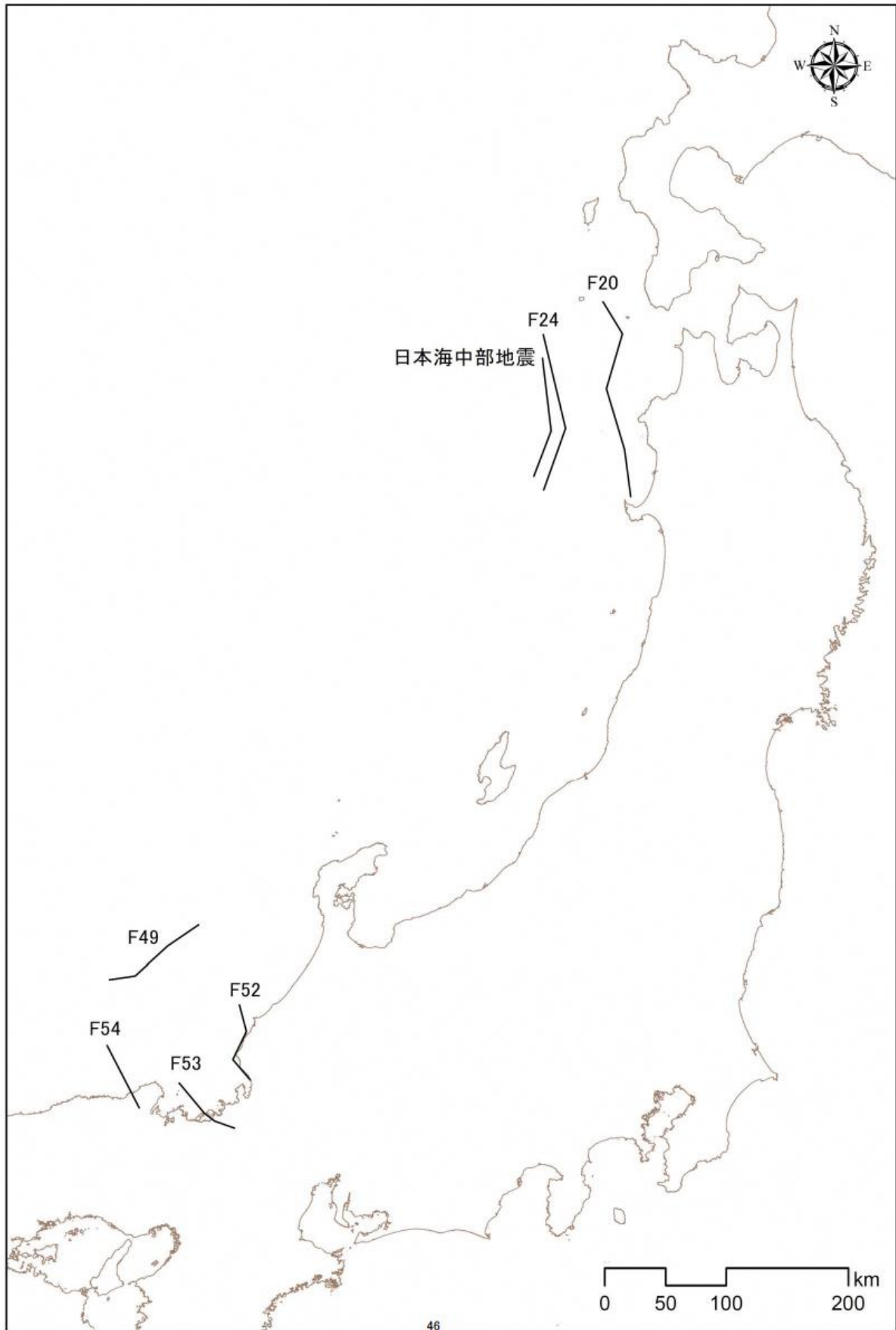
第1 最大クラスの地震・津波の対象の選定等

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえて制定された津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成26年9月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（事務局：国土交通省）から、日本海における最大クラスの津波断層モデルが提示された。これらの断層及び過去に発生した津波の断層から、専門家の科学的な知見等を踏まえ、京都府に影響が大きい断層として日本海中部地震（1983年）、F20、F24、F49、F52、F53及びF54を選定し、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象に京都府が震度の予測等、津波浸水想定及び被害予測を行ったものである。

なお、F53（若狭湾内断層）、F54（郷村断層）は、第1節の対象震源断層に含まれているが、被害想定の根拠となる断層モデルのほか、人口や想定手法等も異なる。

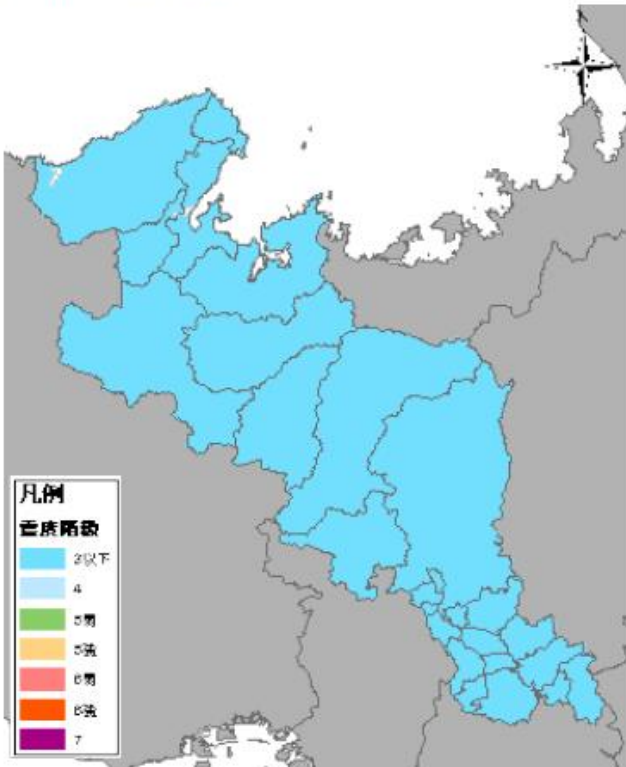
断層モデル	断層長さ (km)	地震の規模 (Mw)
日本海中部地震	40	7.7
	60	
F20	30.8	7.8
	47.2	
	52.4	
	39.2	
F24	53.7	7.9
	77.9	
F49	21.1	7.4
	36.3	
	29.9	
F52	22.5	7.3
	25.4	
	22.5	
F53（若狭湾内断層）	17.2	7.2
	11.4	
	31.3	
F54（郷村断層）	57.6	7.2

京都府津波浸水想定における断層位置図

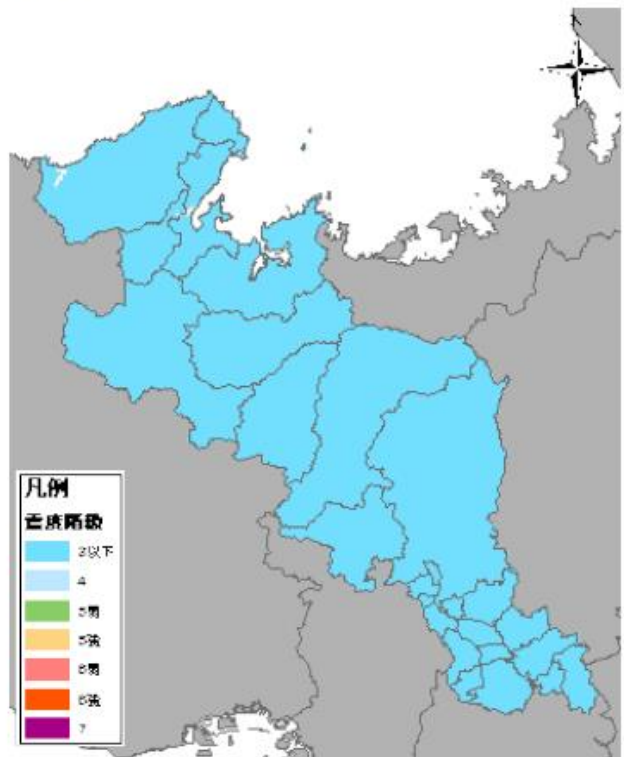


第2 震度予測

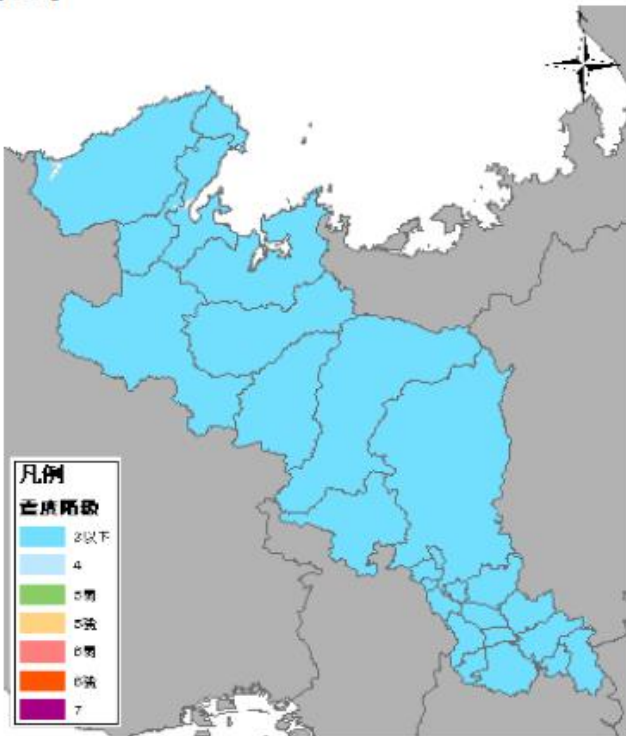
【日本海中部地震】



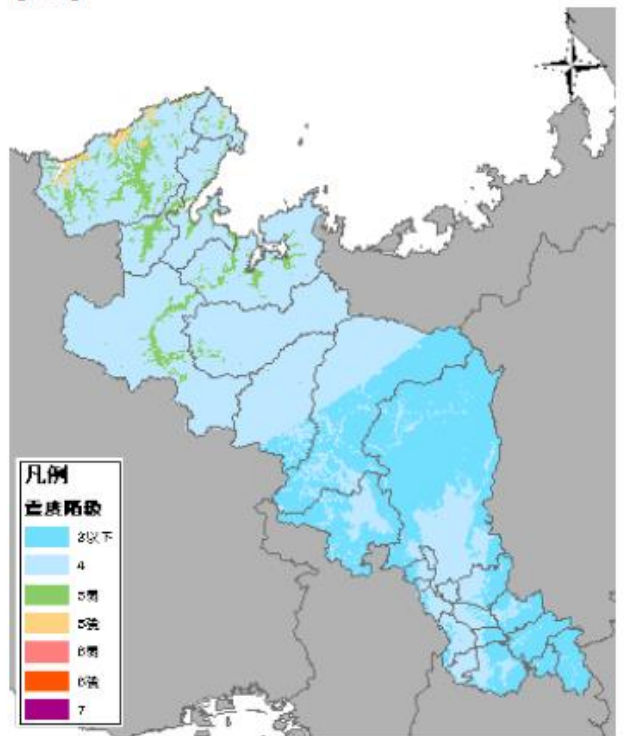
【F20】



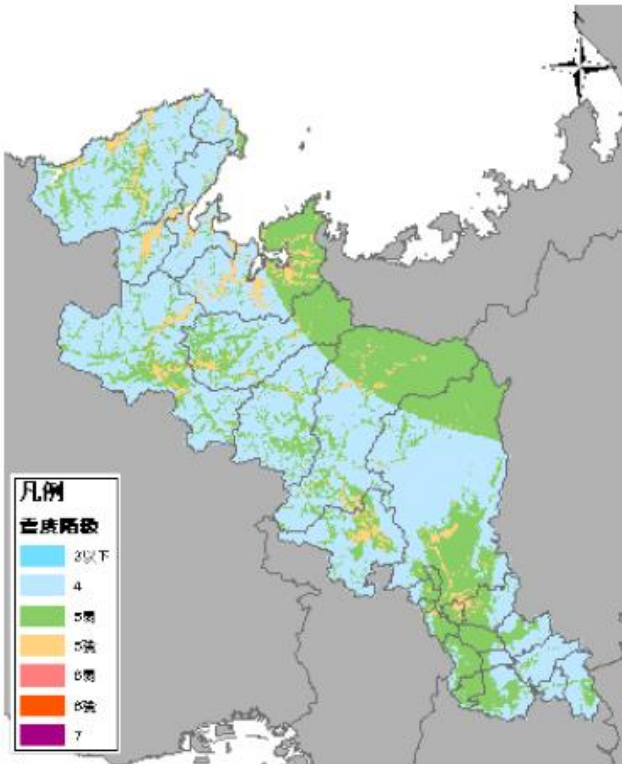
【F24】



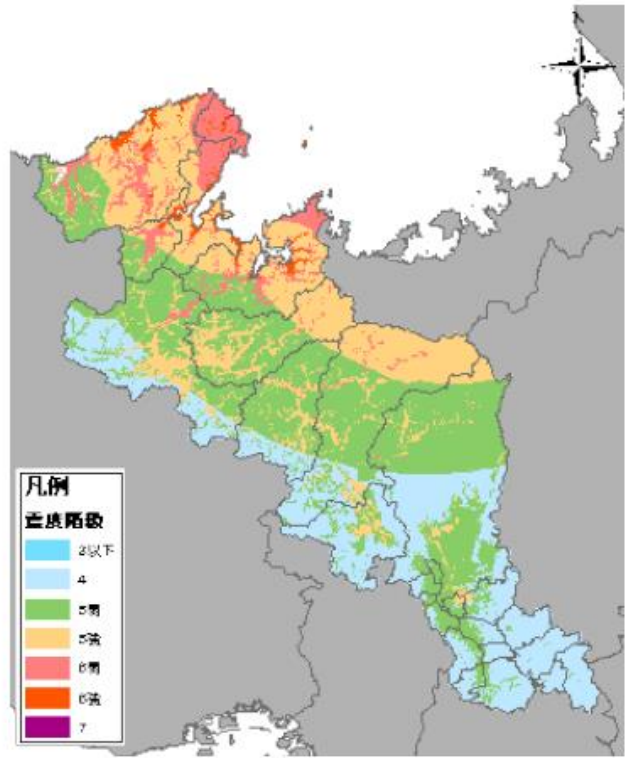
【F49】



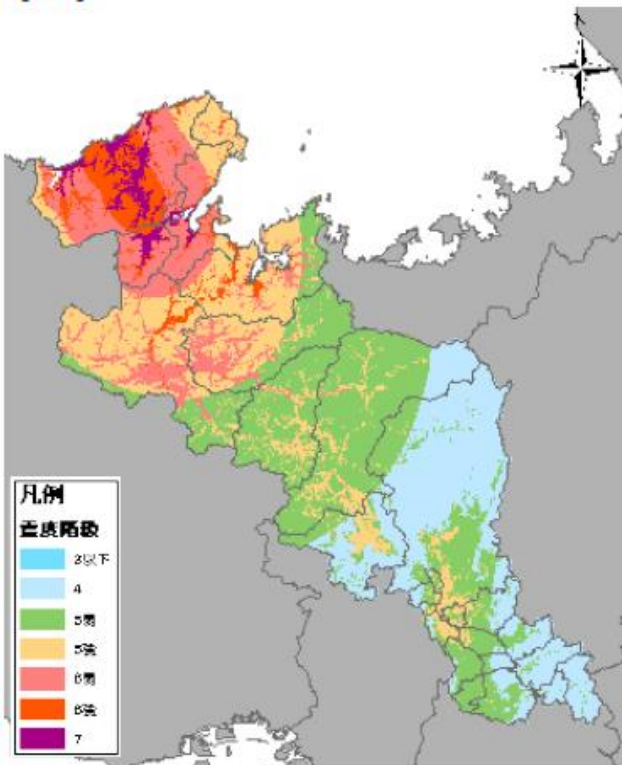
【F52】



【F53】



【F54】

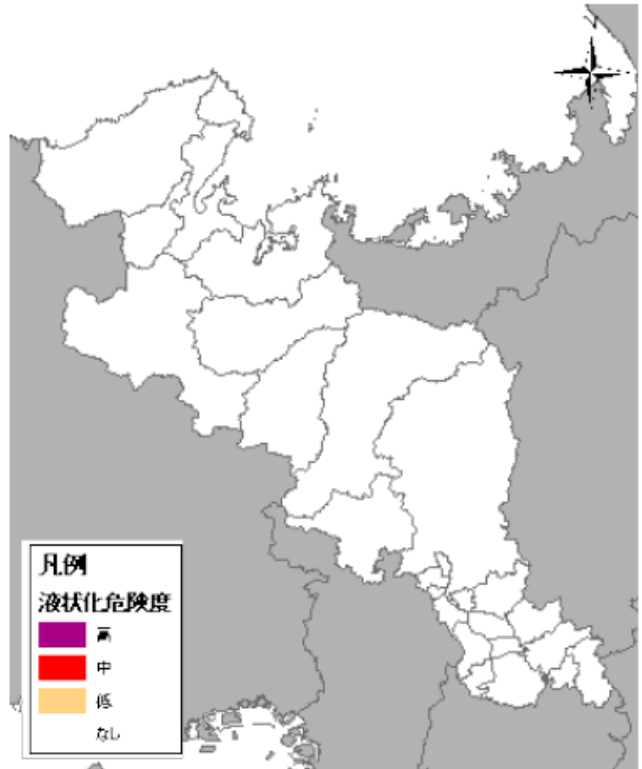


第3 液状化予測

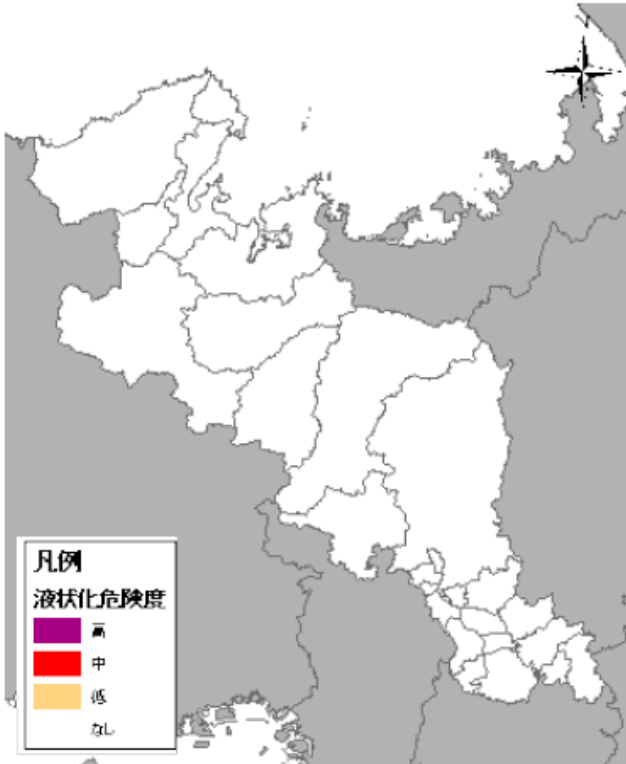
【日本海中部地震】



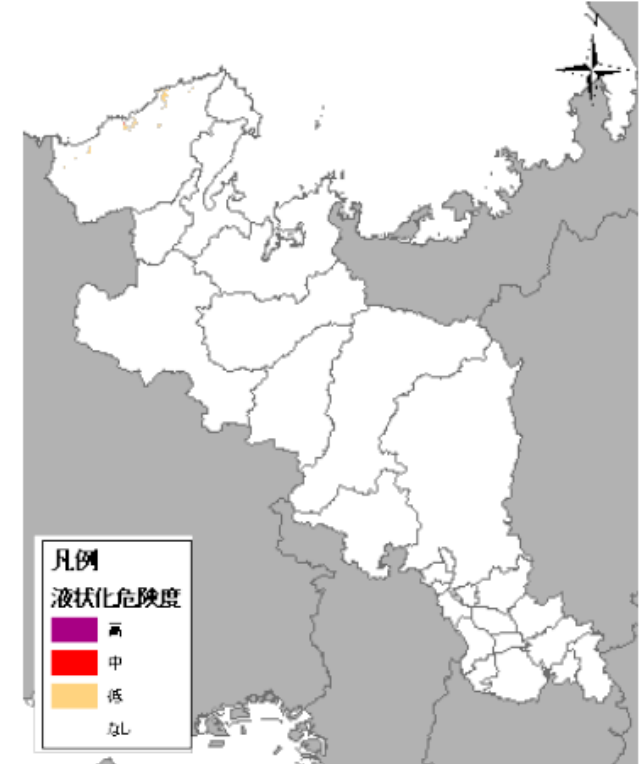
【F20】



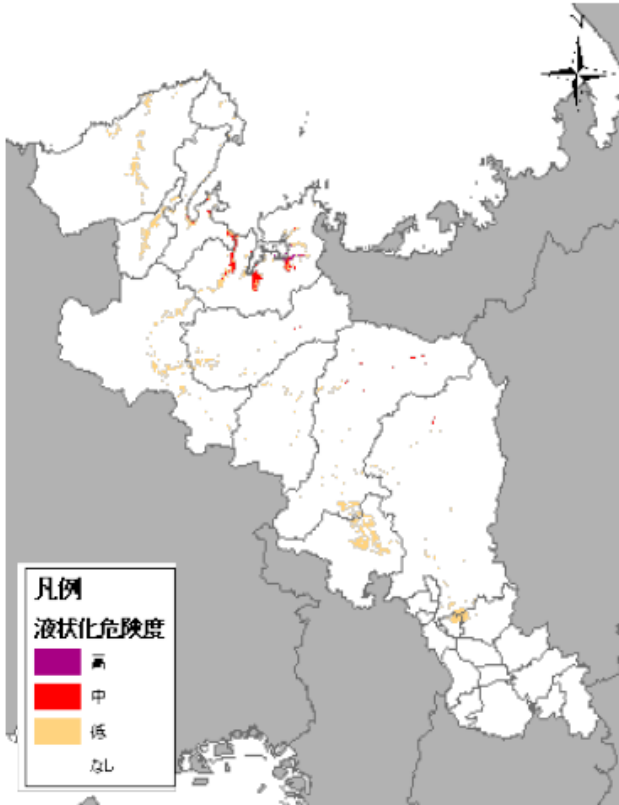
【F24】



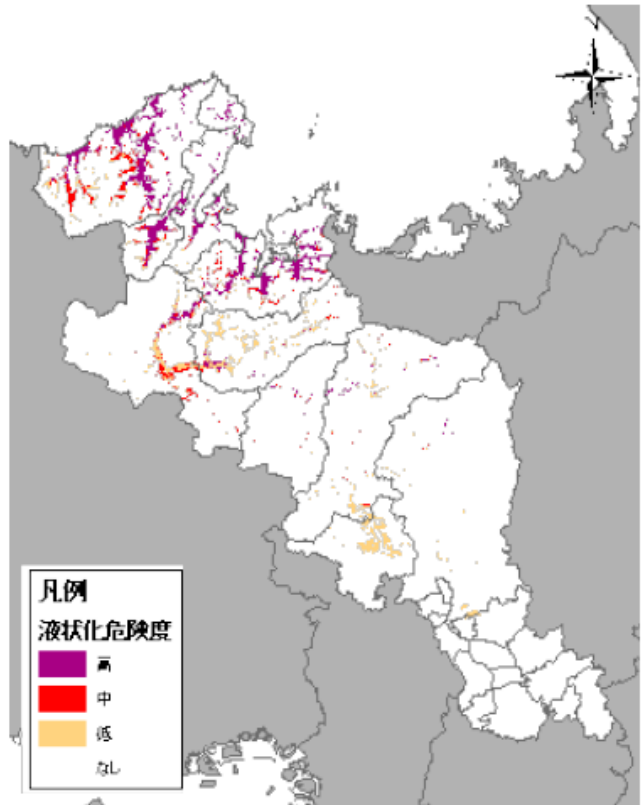
【F49】



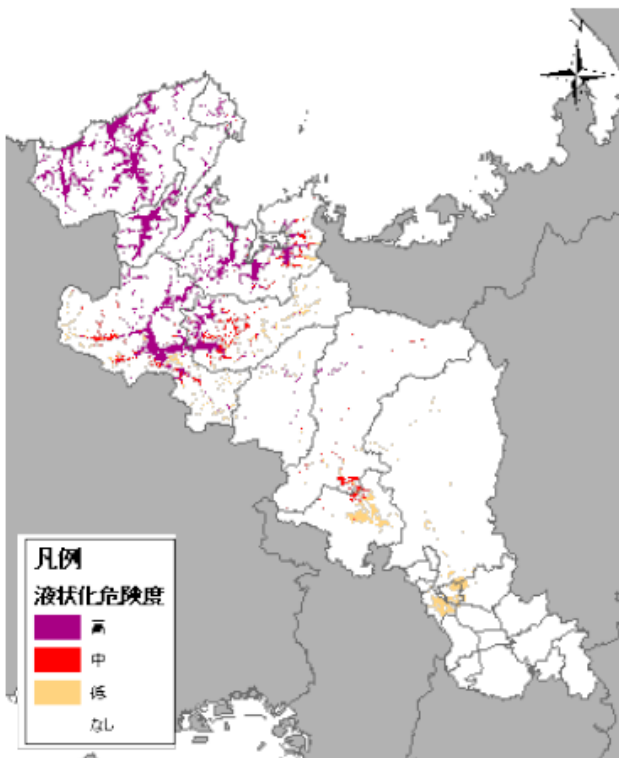
【F52】



【F53】



【F54】



第2部 災害予防計画

第2部 災害予防計画

第1章 建造物・公共施設等安全確保計画

第1節 総則

地震による災害から住民の生命、身体、財産を保護するため、地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定及び公共施設等耐震化事業の活用により、予想される地震動、液状化危険度等を考慮した公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第2節 建築物等防災計画

＜建設交通部道路河川課・建築住宅課・都市・交通課＞

第1 現況

本市の住宅総数は、総数約 62,000 棟で、このうち木造家屋は約 46,400 棟（平成 21 年現在）と木造建築物が多く、今後は防災上の指導を強化し、住民の理解を得つつ建築物等の耐震性能や耐火性能を改善する必要がある。

第2 計画の方針

建築物等の耐震性能や耐火性能の向上を図ることにより、地震動や地震火災時における被害を最小限に食い止めることは可能である。そのため、福知山市建築物耐震改修促進計画に基づき、地震ハザードマップを活用し、災害時の避難所や救急活動の拠点となる公共建築物、一般建築物の安全性の向上に努める。

第3 計画の内容

1 公共建築物等の安全性の向上

地震災害時において、防災活動の拠点となる庁舎、広域避難所として使用する学校、公民館等の公共建築物等が安全であるように、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ計画的に適切な耐震改修に努める。

ブロック塀については、学校等の公共建築物の安全点検を実施し、順次、撤去又は改修を実施する。

さらに、病院、救護施設、その他不特定多数が利用する施設についても計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を実施し、耐震性能向上に努める。

2 一般建築物の安全性の向上

一般建築物についても財産保全と居住者等の生命の安全を図るため、住民が自ら地震の危険度を認識するため地震ハザードマップを活用し、耐震診断及び耐震改修の必要性についての普及・啓発を進め、また、本市で実施する「木造住宅耐震診断士派遣事業」、「木造住宅耐震改修事業」を活用し、耐震改修の促進を図るとともに、道路、公園等の都市基盤と一体的な面的整備を図る。

ブロック塀等については、京都府と連携して建築基準法上危険なブロック塀等の除却を行うよう啓発する。また、吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下による被害を防止するため、所有者に対し落下防止対策の重要性についてホームページ等で啓発する。

新築建物については、現行の建築基準法に適合させることは当然として、建築物の用途に合わせ必要な耐震性能を有するよう啓発及び指導に努める。

3 地震被災建築物応急危険度判定体制の整備

大地震により、一般建築物が被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、地震被災建築物の危険度を判定することが重要であることから、地震被災建築物の危険度を判定する「地震被災建築物応急危険度判定士」の養成に協力するとともに、危険度判定に必要な調査表、判定ステッカー、判定器具等を確保する。また、被災後直ちに判定活動を実施できるよう京都府及び市町村で組織する京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

において、実施体制、判定士との連絡システム等の整備を進める。

4 宅地の防災計画

(1) 宅地防災の対応

宅地に対するがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するために宅地造成等規制法による開発許可制度等の宅地防災マニュアルを活用し、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁、法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成に協力するとともに、危険度判定に必要な調査表、判定ステッカー等を確保する。また、被災後直ちに判定活動を実施できるよう京都府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会において、実施体制、判定士との連絡システム等の整備を進める。

(3) 液状化対策

国、京都府、本市及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

第3節 電気・ガス施設防災計画

第1 電気施設防災計画

＜関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社＞

1 計画の方針

電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理及び維持改良を行い、併せて計画的に巡視点検、測定等を実施する。さらに、地震時発生被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。

なお、関西電力送配電株式会社は「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（令和4年8月4日）」に基づき、事前対策の検討や福知山市及び京都府との連携強化を図る。

2 計画の内容

発電、変電、配電及び通信の設備ごとに十分科学的な解析を行い、さらに従来からの経験をいかして万全の措置を講ずる。

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、停滞に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

(3) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(4) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(5) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

第2 ガス施設防災計画

<市内ガス事業者>

1 計画の方針

製造及び貯蔵施設の保安体制の確立はもちろん、災害が発生したときは被害の拡大を防止し、ガスの製造供給に支障をきたさないよう予防対策について定める。

2 市内ガス事業者

市内のガス事業者については、資料編第3章一指1「都市ガス・簡易ガス事業者一覧表」に示すとおりである。

3 計画の内容

(1) 災害予防体制の強化

ア 災害予防処置

(ア) 耐震配管施工

(イ) 遮断バルブの設置

イ 事故発生時の処置

(ア) 情報の早期収集と関係当局への連絡及び通報体制

(イ) 指令の迅速的確化

(ウ) 緊急出動体制の習熟

緊急出動人員は、出動方法の習熟に努め、出動体制の迅速化を図る。

(2) 防護保全対策

平常、現場状況に応じて防護、修理、取替等により保全業務を行っているが、非常の際には、次のとおり地域及び場所別に重点巡視並びに警戒を行う。

ア 見廻り及び巡回の重点実施

イ 情報連絡による場所別状況の調査

ウ 工事現場の特別見廻りと防護強化の打合せ

エ がけ崩れ及び地盤沈下地域の調査並びに警戒

オ 防護及び応急機材の点検整備

(3) 危険防止対策

危険防止については防護保全対策によって行い、特に危険現場は、危険防止の巡視員により、次のとおり応急実施にあたらせる。

ア ガス供給施設周囲の支障物件の除去

イ ガス導管の折損等危険が予想される箇所の供給遮断

ウ ガス管内の流水の流入による二次災害防止のためのガス供給遮断

エ 他工事関係の危険箇所の防護及び供給遮断

オ 災害による事故発生の場合は、火災の発生や爆発の危険等を考慮して、付近住民に対し避難の要請を行う。

カ その他現場の状況に応じ適切な処置を行う。

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

(4) LP ガス対策

LP ガス販売事業者等は、高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等を遵守するとともに、安全器具の普及、LP ガスの消費・供給設備等の保安の推進、緊急時に対応できる体制整備に努める。

第4節 上水道・下水道施設防災計画

第1 上水道施設防災計画

<上下水道部水道課>

1 現況

本市の飲料水は、上水道事業により給水しており、25の浄水場を設置している。

2 計画の方針

水道事業者は、水道施設の常時監視及び点検を強化して保全に努め、地震による被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強の計画的推進に努めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。

3 計画の内容

(1) 水道施設の耐震化

老朽化した送配水管の敷設替え、継手の防護等を推進するとともに、管路のループ化等災害に強い構造の整備に努める。

(2) 緊急時対応の向上

ア 断水等に備え、水パック製造機の活用充実や緊急貯水槽設置を計画的に進める。

イ 資材等の確保及び近隣水道事業者との応援体制を確立する。

第2 下水道施設防災計画

<上下水道部下水道課>

1 現況

本市においては、平成21年度に公共下水道(3処理区)及び農業集落排水施設(21地区)が、計画に基づく污水管の整備を完了している。

2 計画の方針

現在事業を実施中である公共下水道区域における浸水対策事業等の雨水処理対策に関する事業を推進し、災害発生時において排水処理機能を確保できるよう、耐震性の強化を図る。

3 計画の内容

整備推進にあたっては「下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)」に準じるなど、適切な工法を採用し耐震性の向上に努める。

さらに、老朽管等の調査を実施し、長寿命化計画に基づき計画的に改築と更新工事を進め、下水道施設の安全化と適正な維持管理に取り組む。

第5節 学校等の防災計画

<教育委員会事務局>

第1 計画の方針

学校及びその他教育機関(以下この震災対策編において「学校等」という。)においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導體制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

第2 計画の内容

1 防災体制の整備

学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。その際、学校等が広域避難場所となった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、本市の災害対策関係部局やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児、

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

児童、生徒等（以下この震災対策編において「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるための対応マニュアル等を作成するとともに、その内容の徹底を図る。

(1) 学校等における防災体制

学校等の防災に関する計画において、教職員等の安全意識を高め、適切な安全指導、施設や設備等の管理を行うための体制を定める。災害時における体制については、学校等が避難場所に指定されている場合も含め、地域の実情に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び広域避難所の運営に係る体制について考慮する。また、災害時における情報収集連絡を的確かつ円滑に行うため、市教育委員会、本市の災害対策関係部局との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校等と保護者、児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。

なお、保護者へは学校等の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校等での保護方策を周知しておく。

(2) 児童生徒等の安全確保のための教職員対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情を考慮し、次の事項について定める。

ア 発災時の教職員の対応方策

(ア) 在校時

(イ) 学校外の諸活動

(ウ) 登下校時

登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校等のいずれか近い方に向かうことを基本に指導する。

(エ) 夜間、休日等

イ 保護者との連絡、引渡し方法及び学校等での保護方策

ウ 施設及び設備の被災状況の点検等

(3) 広域避難所としての運営方法

本市の災害対策関係職員が配置されるまでの間、広域避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で広域避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

広域避難所としての施設の使用については、主として避難収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の可否・順位を定めておく。また、避難所に対する支援や避難所における備蓄、避難者のプライバシーの確保、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに十分配慮するよう努めるものとする。

2 施設、設備等の災害予防対策

(1) 施設の点検、補修等の実施

電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設及び設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

(2) 防災機能の整備

ア 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消火、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯、誘導標識等の避難設備をはじめとした必要な施設及び設備の整備を促進する。

イ 広域避難所としての機能整備

災害時には、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備及び充実を促進する。

(3) 設備及び備品の安全対策

災害時における設備及び備品の転倒、破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定及び転倒防止対策を実施するとともに、薬品、実験実習機器等危

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

除物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を行う。

3 防災訓練の実施

学校等は、防災に関する計画に基づき、家庭、地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

4 学校等における避難計画

保育所、学校等における児童生徒等の集団避難については、その管理者が、市長及び教育長と協議してそれぞれ定めるものとする。

【例】〇〇小学校避難計画

- (1) 実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置

第6節 公園施設防災計画

<建設交通部都市・交通課>

第1 現況

本市では、三段池公園や長田野公園等の都市基幹公園をはじめとして、各種公園の整備を行っているが、災害時には避難地や災害活動の拠点としての活用も兼ね備えた施設整備を進めている。

第2 計画の方針

都市公園においては、震災時における避難地、防災及び復旧活動拠点、救援物資の保管、受入れ及び配送の拠点となる施設整備を進めている。

第3 計画の内容

1 公園の防災機能整備

各公園の位置、規模及び形状をもとに、それぞれ特性に応じた役割を検討し、新規の公園や再整備する公園にあたっては次のとおりとする。

- (1) 公園内の園路、広場、橋等公園施設の安全対策を図るとともに、災害時の避難地、復旧活動の場、またヘリポート等にも活用できる広場やオープンスペースの確保
- (2) 公園を被災地や災害復旧のスペースとして活用するため、防災施設としても併用できる公園施設として、非常用の電源、照明、水供給施設、防災井戸等の整備
- (3) 災害時において救援物資の保管、受入れ及び配送の拠点としての整備

第7節 通信施設防災計画

<西日本電信電話株式会社京都支店>

第1 計画の方針

電気通信設備の地震災害による故障発生を未然に防止し、又は地震災害による故障が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、遠隔地市町村の通信途絶防止化等通信サービス確保を図るため、西日本電信電話株式会社の実施する防災業務計画「災害用伝言ダイヤル171」等の運用計画に基づき対策を講じる。

第2 計画の内容

1 電気通信設備等の防災計画

地震災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って万全を期す。

- (1) 主要な電気通信設備が設置されている営業所等建物について、耐震耐火構造化を行う。
- (2) 大地震による洪水又は津波等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- (3) 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

2 伝送路の整備計画

局地的地震災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

- (1) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。
- 3 回線の非常措置計画
地震災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期す。
 - (1) 回線の切替措置方法
 - (2) 可搬無線機、工事用車両無線機等、予備電源車の運用方法
- 4 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板(web171)」の運用
災害時における有効な情報連絡手段である「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板(web171)」を次のとおり運用する。
 - (1) 地震等の災害により著しく通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル171」等を速やかに提供する。
 - (2) 運用開始は震度6弱以上の地震が発生した場合、又は災害(震度5以下の地震を含む)により輻輳が発生し安否連絡が多発すると想定される場合に運用する。
 - (3) 災害等の状況に応じて必要と判断した場合に運用する。
- 5 特設公衆電話の設置・利用
「特設公衆電話の設置・利用」に関する協定(平成28年8月10日締結)に基づき、本市が指定する指定避難所等に事前に特設公衆電話を設置し、避難所開設時には避難者等の通信手段の確保を図る。

第8節 鉄道施設防災計画

＜西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社、WILLER TRAINS株式会社＞

第1 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社及びWILLER TRAINS株式会社は、列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って社会的使命を発揮する。また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

第2 計画の内容

- 1 地震災害に対して、防災施設の維持及び改良はおおむね次の事項について計画する。
 - (1) 高架橋並びに橋梁の維持、補修及び耐震補強
 - (2) 河川改修に伴う橋梁改良
 - (3) 法面並びに土留の維持、補修及び改良強化
 - (4) トンネルの維持、補修及び改良強化
 - (5) 鉄道林(防備林)の造成及び落石防止設備の強化
 - (6) 建物等の維持及び修繕
 - (7) 通信設備の維持及び補修
 - (8) 空頭不足による橋桁衝撃事故防止、自動車転落事故防止の推進
 - (9) 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
 - (10) 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
 - (11) 車庫内で仮置中の車体の転落防止
 - (12) 危険及び不良箇所の点検整備
 - (13) 落石及び倒木警報装置の点検整備
 - (14) 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
 - (15) その他防災上必要なもの
- 2 地震情報早期伝達システム
地震災害時には、運転中の列車を速やかに停止させることが安全の第一要件であると考えられるので、西日本旅客鉄道株式会社では地震情報早期伝達システムの拡大を推進する。
なお、列車に対しては、無線により緊急停止を伝達する。

第9節 道路及び橋梁防災計画

＜建設交通部道路河川課＞

第1 現況

本市における道路の状況は次のとおりであり、昭和63年に高規格幹線道路（近畿自動車道敦賀線）の完成に伴い、本市を縦貫する主幹線道路国道9号は交通量が激増し、今後この傾向は続くものと予想される。主要地方道や一般府道も隣接市町村と連絡する道路として地域経済の進展に伴い、整備が進められている。また、住民生活に密着している市道は、市内道路の約8割を占め、市街地道路は、都市計画道路整備事業や区画整理事業で整備され改修が進められているが、山間地や急傾斜地道路は、山や耕地を切り開いて作られた道路が多く、落石や地すべりなど災害を受けやすい状況にある。

〔京都府管理道路延長〕

道路種別	実延長 (m)	橋梁数
一般国道	59,768	46
主要地方道	99,710	92
一般府道	116,357	125
合計	275,835	263

〔市管理道路延長〕

区分	路線数	実延長 (m)
1級市道	63	105,538.31
2級市道	99	135,188.93
その他市道	3,585	1,171,394.35
計	3,747	1,412,121.59

第2 計画の方針

国土交通省道路防災総点検を軸とし、市内災害発生における主要行政機関や公共施設等の連絡道路網の確立を行う。また、危険箇所の点検や調査等安全確認を遂行するものとする。

さらに、被災常襲道路の早期改良や橋梁整備等の実施等道路災害を予防する対策について定める。また、災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）を指定し、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

第3 計画の内容

1 道路改良事業

これについては、主要幹線の整備（国道及び府道）が急がれているが、この施工とあいまって市道の改良事業を促進する。

(1) 舗装改良事業

令和3年度末における市道舗装率は68.1%となっているが、さらに舗装改良に努める。

(2) 橋梁

地震による橋梁の落下や重大な段差の発生を防止し、交通機能を確保するとともに、交通遮断等、他施設への影響をなくすため、橋梁の耐震化対策を推進する。

橋梁については、点検を実施し、老朽化が進行している橋から順次修繕を行い、長寿命化を図る。

2 道路危険箇所の調査点検及び復旧方法

国土交通省道路防災点検箇所の継続的な管理と現状の把握に努め、さらに地元自治会の協力により危険箇所発見の連絡を受けた場合には、即座に調査を行うとともに、安全対策を講ずる。また、災害発生時の迂回路の設置や災害復旧事業に取り組み、道路維持に努めるものとする。

3 道路改良、橋梁防護施設の改築

未改修及び未整備施設の早期改修を主要幹線道路整備や他の公共事業と整合を取りなが

ら促進を図る。また、通行に支障がある橋梁や施設については補強工事等の施工に努める。

第10節 河川施設防災計画

<建設交通部道路河川課、上下水道部下水道課>

第1 計画の方針

耐震性を考慮して、老朽化している水門及び排水機場の改築並びに施設の改良を行い、河川改修、しゅんせつ及び内水排除を実施する。

本市の地理的条件からして、河川の水害予防については平素から万全の予防対策を必要とする。このため国の直轄河川にあつては、由良川治水促進同盟会とともに、完全改修の早期実現を促進するため、国と連携を密にし、改修に協力するものとする。また、京都府の管理河川にあつては、京都府と連携を密にし、改修に協力するものとする。

その他の河川については、計画的に改修計画を定め、合わせて市街地浸水対策としての下水道管きよ及び貯留施設の整備充実に努めるものとする。

第2 市域を流れる河川

市域を流れる河川で、現行河川法の適用を受け、国、京都府及び本市が管理する河川（普通河川）は次のとおりである。

国が管轄するもの（1級河川）	2河川	旧夜久野	78河川
京都府が管轄するもの（1級河川）	49河川	旧大江	64河川
本市が管轄するもの（準用、普通河川）	379河川	旧三和	91河川
延	430河川	旧福知山	146河川
		延	379河川

第11節 砂防及び治山施設防災計画

<建設交通部道路河川課>

第1 砂防と土石流災害の現況

土石流災害は、一見安定した平穏な溪流において異常な集中豪雨により溪流に堆積している土砂が流水と一体となって兩岸を削り取りながら流下し、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させるため、大災害を起こす例が多い。

本市は、山岳地を抱えており多くの土石流危険溪流が存在する。土石流が発生した場合に、溪流の勾配が15°以上で保全人家が存在するか、住宅等の新規立地が可能と考えられる溪流が多数であり、京都府により調査された状況は、資料編第6章一土1「土石流危険溪流一覧表」に示すとおりである。

第2 計画の方針

京都府は、平成3年に京都府下全域にわたり行った危険溪流の調査を基にして土石流災害を防止するために砂防堰堤を計画推進している。

さらに、集中豪雨等の異常気象に備えて雨量計を設置することで、降雨状況を速やかに把握する措置を推進しており、本市においては、多量の降雨が認められた場合における通報・連絡体制を確立し、迅速な避難行動に移れるようにする。

特に地震後、崩壊した土砂が降雨により土石流を発生させることがあり、土石流災害を未然に防ぐため土石流危険溪流の点検調査を実施し、必要な場合は早急な対策を講じるとともに、警戒避難体制の確立を図る。

第12節 地すべり・急傾斜地防災計画

<建設交通部道路河川課・都市・交通課>

第1 地すべり対策計画

1 現況

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

一般に地すべりは、特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見ただけでは山崩れと判別しがたいが、最初は緩慢な滑動に始まって、最後は山崩れと同じ様な崩壊をするもので、主な原因が地下水に起因しているのが特徴である。

本市における地すべり危険箇所は、**資料編第6章—土2「地すべり危険箇所一覧表」**に示すとおりであり、地震が発生した時には特に警戒にあたるものとする。

2 計画の方針

地すべり運動の把握を的確に行うために、各種の調査を広範囲に実施して、市内の地すべりに合致した対策工を図る。

地すべり防止工法としては、地表水及び地下水を速やかに排除する水路、暗渠、ボーリング等がある。また、擁壁、杭及び土留工によって地すべり力を防止する必要がある。

地震時には、地盤の緩み及び地下水の水位変化等により、地すべりが助長される場合があり、二次災害防止のために地すべり危険箇所の点検を実施し、必要な場合には早急な対策を講じるとともに、警戒避難体制の確立を図る。

第2 急傾斜地崩壊対策計画

1 現況

本市において、傾斜度 30° 以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地（人工斜面も含む。）で、保全本家が存在するか、住宅等の新規立地が可能と考えられる箇所は、**資料編第6章—土3「急傾斜地崩壊危険区域指定の指定箇所一覧表」、土4「福知山市急傾斜地危険箇所一覧表」**に示すとおりである。

2 計画の方針

地震発生時には、地震動による斜面崩壊や地盤の緩みが生じ降雨により二次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念される。

特に、急傾斜地崩壊危険箇所では、雨量等の情報の収集伝達を行い、急傾斜地の崩壊による災害を防止するための警戒避難体制の確立を図る。

3 計画の内容

(1) 指定区域の警戒避難体制等

急傾斜地崩壊危険箇所、特に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）による指定区域の警戒避難体制等については、この地域防災計画の各章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

ア 予警報等の伝達

市長は、気象注意報・気象警報等が発表され、区域内に災害発生のおそれがあると認めるときは、直ちに市防災行政無線を活用するとともに、あらゆる通信手段、市広報車等により関係住民に周知する。

イ 避難情報の伝達

市長は、災害により指定区域内に危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止のため必要と認めるときは、関係住民等に対し避難のための立退きを指示するものとする。避難場所及び伝達方法については、「第2部第6章 避難対策計画」による。

ウ 避難場所

避難場所は、**資料編第5章—避2「指定緊急避難場所一覧表」**に示すとおりである。

エ 被災者の救出

「第3部第4章 被災者救出計画」による。

(2) 予防対策

これらの急傾斜地、本市が独自に指定する自然斜面については、十分な現地調査を行い、関係土地所有者等とも協議を重ね、危険度の高いものについては、危険区域台帳等を整備するとともに、国の補助制度等の適用を受け、計画的な安全対策を講じるものとする。

第13節 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急調査等

第1 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムについては、**一般計画編第2部第**

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

1章第7節のとおり運用しているが、地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台は「地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）」により基準を取り扱うものとされている。

2 大雨警報・大雨注意報

大地震が発生した場合は、地盤が脆弱となり、雨による土砂災害の可能性が通常より高くなっていると考えられることから、気象庁から発表される大雨警報・大雨注意報についても、発表基準が暫定的に通常よりも引下げられて運用される。

なお、暫定基準及びその適用については、土砂災害警戒情報の暫定基準と整合が図られる。

第2 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

1 緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づき、国土交通省及び京都府が、次のとおり緊急調査を行うこととされている。

(1) 国土交通省が実施するもの

ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流(次の(ア)、(イ)をともに満たす場合)

(ア) 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

イ 河道閉塞による湛水(次の(ア)、(イ)をともに満たす場合)

(ア) 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

(2) 京都府が実施するもの

ア 地すべり(次の(ア)、(イ)をともに満たす場合)

(ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

2 土砂災害緊急情報

国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を土砂災害防止法第29条に基づき、関係市町に通知するとともに、一般に周知するものとされている。

第14節 ダム・大規模農業用ため池等災害防災計画

＜産業政策部農政課＞

第1 現況

本市南部に位置する豊富用水は、昭和27年に築造された京都府内でも最大規模の農業用水施設である。貯水量は945,000m³を有し、火災時には消防用水として利用可能である。

築造後、堤体からの漏水を契機として、昭和43年から豊富池補強事業に着手し昭和45年に完了したが、築造年数が経つにつれて老朽化し、さらに昭和61年に改修及び管理施設の機能拡充が行われた。

豊富用水の位置する上豊富地区は、丘陵地並びに和久川及び榎原川流域の低地で構成され「豊富谷」と呼ばれている地域である。

豊富用水は、丘陵地の標高約150mの高所に位置し、地震動により堤体が決壊した場合は、榎原川流域の谷沿いに水が流下するおそれがあるため、下流の集落への被害が懸念されている。

第2 計画の方針

豊富用水の定期的な堤体検査を行うとともに、破堤した場合の危険予想地域、避難方法等を住民にあらかじめ周知徹底する。

第3 計画の内容

1 予防対策

豊富用水には貯水位等のテレメータが設置されているが、予防対策として堤体の定期検査を行い、異常箇所を発見した場合は、早急に補強・改修等を行うものとする。また、平成29年度には京都府により豊富用水監視カメラの更新が行われ、福知山市ホームページ(防災情

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

報ライブカメラ)により一般公開を開始、令和4年度には京都府土地改良事業団体連合会により京都府ため池監視システムの設置が行われ、流域住民の適切な避難行動に繋がっている。

2 危険予想地域の周知徹底

豊富用水が破堤した場合の危険予想地域をあらかじめ周知し、防災意識の向上を図るとともに、関係住民に対しては、震度階級による避難基準、避難方法等を徹底するものとする。

第15節 危険物等施設保安計画

<消防署>

第1 現況

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所以下この震災対策計画編において「危険物製造所等」という。)は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、危険物規制事務も困難を極めている。

第2 計画の方針

危険物、その他特殊物品による災害を未然に防止するための対策について定める。

第3 計画の内容

1 危険物製造所等の整備改善及び保安

- (1) 危険物製造所等が消防法第10条第4項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準に適合して維持管理されるよう指導監督する。
- (2) 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵及び取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うよう指導する。
- (3) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者を選任させ、施設の自主検査の励行を指導し、消防法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合するよう維持管理させる。
- (4) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、従業員の危険物の取扱い等に関する保安教育を実施するよう指導する。
- (5) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、自衛消防隊の設置を指導するとともに、訓練等の実施により自主的な保安体制の確立を図るよう指導する。
- (6) 災害時における通報体制の整備を図るよう指導する。
- (7) 応急資器材の備蓄(中和剤、油吸着剤、消火剤、油吸入ポンプ、土のう、ひしゃく、空ドラム缶等)を指導する。

2 危険物等の屋外タンクの不等沈下対策

危険物類の屋外タンクの著しい不等沈下(特定屋外タンク貯蔵所においてタンク直径の100分の1以上、又はそれ以外の屋外タンクにおいて直径の50分の1以上のもの)によるタンクの破損防止をするとともに、万一の油流出に備え、次の事項について指導する。

- (1) 屋外タンクの地盤沈下状況、タンク本体、タンク付属設備、防油堤、消火設備等について定期点検の実施
- (2) 異常事態発生時における応急体制と緊急通報体制の確立
- (3) 従業員に対する保安教育、防災訓練等の実施

3 地震対策

地震発生時において、危険物のタンク等の倒壊及び亀裂による危険物の流出等、二次的災害を未然に防止するため下記の事項について指導する。

- (1) 屋外タンク及び地下タンクの設置について地盤状態の検討
- (2) 固定消火設備の検討
- (3) 配管の検討
- (4) 防油堤補強の検討
- (5) タンク冷却用水の検討
- (6) 余震応急措置の検討

第16節 農業用施設防災計画

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

＜産業政策部農政課＞

第1 現況

現在、市内にある農業用ため池は183か所あり、洪水吐き、堤体、樋管等の諸施設が老朽化し、あるいはその規模、構造等が最近の気象条件に適合しない等、改修や浚渫あるいは監視が必要な農業用ため池があるため、補強対策等を講じる必要がある。

第2 計画の方針

地震発生時を予想し、危険となるものを重点に順次補強事業を実施するとともに、管理及び保全指導の徹底を期し、災害防止に万全を図るものとする。

第3 計画の内容

1 補助事業

国庫補助事業、京都府単独補助事業等により、老朽農業用ため池その他の施設の補強整備に努める。

2 福知山市における計画事項

(1) 地震対策

農業用施設については、常に亀裂、沈下、ゆがみ、ひずみ等を調査し、地震による被害が明確に把握できるようにしておく。

地震に弱いと判定される構造物については、可能な工法で補強を行う。

(2) 人身等事故防止対策

人身事故等を防止するために施設管理者に指導を行い、事故が発生するおそれのある危険箇所については、速やかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にして積極的な協力を求める。

第17節 「地震防災緊急事業五箇年計画」の推進に関する計画

第1 計画の方針

地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」(京都府)の推進を図り、本市において特に緊急を要する施設等の整備を重点的及び計画的に行う。

第2 対象地区

本市全域

第3 計画の初年度

令和3年度(第5次)

第4 計画対象事業

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動用道路
- 5 緊急輸送道路等(道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設及び漁港施設)
- 6 共同溝等
- 7 医療機関
- 8 社会福祉施設
- 8-2 公立幼稚園
- 9 公立中学校等(校舎、体育館及び寄宿舎)
- 10 公立盲学校等(校舎、体育館及び寄宿舎)
- 11 公的建造物
- 12 海岸保全施設及び河川管理施設
- 13 砂防施設等(砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び農業用ため池)
- 14 地域防災拠点施設
- 15 防災行政無線設備
- 16 水、自家発電設備等

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

- 17 備蓄倉庫
- 18 応急救護設備
- 19 老朽住宅密集市街地対策

第2章 情報連絡通信網の整備計画

＜市民総務部危機管理室、消防本部、各支所、上下水道部＞

第1節 計画の方針

大規模地震災害時には、電話回線等の通信が途絶し、必要な情報不足から生じる情報の混乱、パニックの発生等が懸念され、多様な情報連絡網の整備が欠かせない。デジタル式防災行政無線設備、福知山市防災アプリ、携帯電話の事前登録によるメール、各種通信メディア等を経由した緊急速報メール、多重化した情報通信手段を維持するとともに、情報取得手段の多様化への対応等、情報連絡通信システムの機能向上を図るものとする。また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IOT、クラウドコンピューティング技術、SNS等、ICTの防災施策への積極的な活用を検討する。

第2節 情報伝達手段の整備

災害予防及び災害応急対策に関する通信連絡の迅速かつ円滑化、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保を図るため、防災行政無線、消防無線及びその他の通信施設の整備に努める。また、有線通信手段が途絶した事態においても、災害情報の伝達、市域の被害状況を把握するための災害現場との連絡等、災害情報の収集・伝達体制を確立する。災害通信網は、一般加入電話による通信を原則とするが、優先通信施設が使用できなくなった場合は、防災行政無線、消防、警察等の無線施設を利用する。

第1 無線設備は、次のとおりである。

- 1 京都府衛星通信系防災情報システム
- 2 福知山市防災行政無線
- 3 福知山市消防無線
- 4 福知山市企業無線

第2 無線を整備している防災関係機関並びに「京都地区非常通信協議会」の構成機関は、本市及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

- 1 人命救助に関すること。
- 2 被害状況等の通信に関すること。
- 3 応援又は支援要請に関すること。
- 4 その他、災害に関して緊急を要すること。

第3 特定電話通信の確保計画

災害が発生した場合、有線電話の通信回線がパニック状態となる可能性があることから、重要通信（災害救急・復旧活動等）を優先的に確保するため、防災関係の電話については、災害時優先電話回線が確保されている。

第3節 各機関の無線通信

非常災害時の無線通信設備は、現在、各防災機関のそれぞれの使用目的に応じて個々に設置されている。これらはいずれもそれぞれの機関内のみの通信連絡であるが、災害時においては非常通信連絡システムに加わることができるものである。また、情報収集要員等の確保のため、アマチュア無線家による通信系の協力体制について整備する。

第3章 地震に関する情報等の伝達計画

＜市民総務部危機管理室、消防本部、各支所＞

第1節 地震情報等に関する情報の伝達計画

気象業務法等によって定められたところにより、気象庁は地震等を観測することによって地震情報等を発表し、関係機関はこの情報を住民及び船舶に通報又は周知徹底する。

第1 京都地方気象台

地震に関する資料や状況を速報するための地震情報等は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

1 地震に関する情報の種類と内容

(1) 地震情報等の種類と内容は次のとおりである。

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(188地域に区分)地震の揺れの検知時刻を速報。※1
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・津波注意報発表時または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値ほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等(※) ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある)	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

※1 京都府の地域は「京都府北部」及び「京都府南部」

2 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震及び津波に関する情報の伝達基準は、おおむね次による。

- (1) 津波に関する情報は、「京都府」に大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき。
- (2) 震源に関する情報は、近畿2府7県(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県)とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。

- (3) 震源・震度情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。
 - ア 京都府内で震度1以上
 - イ 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県及び徳島県）で震度5弱以上
 - ウ その他の府県で震度6弱以上
- (4) 遠地地震の震源及び震度に関する情報
外国で顕著な地震が発生したとき。
- (5) その他の情報
その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

3 情報の伝達

- (1) 地震及び津波に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達する。ただし、「遠地地震の震源・震度に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達する。
ただし、「各地の震度に関する情報」については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点を伝達する。
- (2) 京都地方气象台は、同様の情報を北部の関係機関に伝達する。
- (3) 地震及び津波に関する情報の伝達手段並びに伝達経路を、図 2.3.1「地震及び津波に関する情報伝達経路図」に示す。

第2 福知山市

本市は、情報等の受領にあたっては、関係部課に周知徹底しうよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておき、情報等の伝達を受けたときは、本防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底する。

第3 京都府

京都府は、「地震及び津波に関する情報」を京都地方气象台から入手した場合はただちに、図 2.3.1 の伝達系統により、関係機関へ通報する。

第4 放送要請

- 1 「地震及び津波に関する情報」とともに、直接被災者等に「避難」、「給水」、「食糧」等の応急対策措置、「道路情報」等を緊急に広報する必要がある場合は、知事又は市長は、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和41年5月10日及び平成4年4月22日締結）」により、放送機関に対して放送の要請を行う。
- 2 「地震に関する情報」、直接被災者等に「避難」、「給水」等の応急対策措置等を緊急に広報する必要がある場合は、市長は、資料編第1章—協13「災害時における緊急放送に関する協定」により、京都FM丹波放送株式会社に対し放送の要請を行う。
なお、災害についての広報については、**第3部第2章「通信体制及び災害情報収集計画」**でその詳細を示す。

第5 震度観測

京都府の地域における震度観測は、次により行う。

- 1 気象庁関係
京都市中京区、舞鶴市、京丹波町、京丹後市弥栄町、福知山市、宇治市及び亀岡市
- 2 京都府関係
京都市上京区、京都市右京区（京北）、福知山市三和町千束、福知山市夜久野町額田、福知山市大江町河守、舞鶴市、綾部市、宮津市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市（山城、木津、加茂）、笠置町、和束町、精華町、南山城村、南丹市美山町、南丹市園部町、南丹市八木町、京丹波町（蒲生）、京丹波町（橋爪）、京丹波町（本庄）、南丹市日吉町、与謝野町（加悦）、与謝野町（岩滝）、伊根町、与謝野町（四辻）、京丹後市峰山町、京丹後市大宮町、京丹後市網野町、京丹後市丹後町、京丹後市弥栄町及び京丹後市久美浜町
- 3 国土交通省関係
天ヶ瀬ダム

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

4 JR 東海及び JR 西日本関係

JR 東海（東海道新幹線早期地震警報システム）、ユレダス検知点（舞鶴）、東山き電区分所、JR 西日本二条駅、馬堀駅、福知山駅、園部駅、西舞鶴駅及び新田駅

5 関西電力株式会社関係 喜撰山発電所

6 大阪ガス株式会社関係 京滋事業本部

7 国立研究開発法人防災科学技術研究所

福知山市、舞鶴市、伊根町、京丹後市久美浜町、京都市左京区（花脊）、京都市山科区、宇治市及び亀岡市

図2.3.1 「地震及び津波に関する情報伝達経路図」

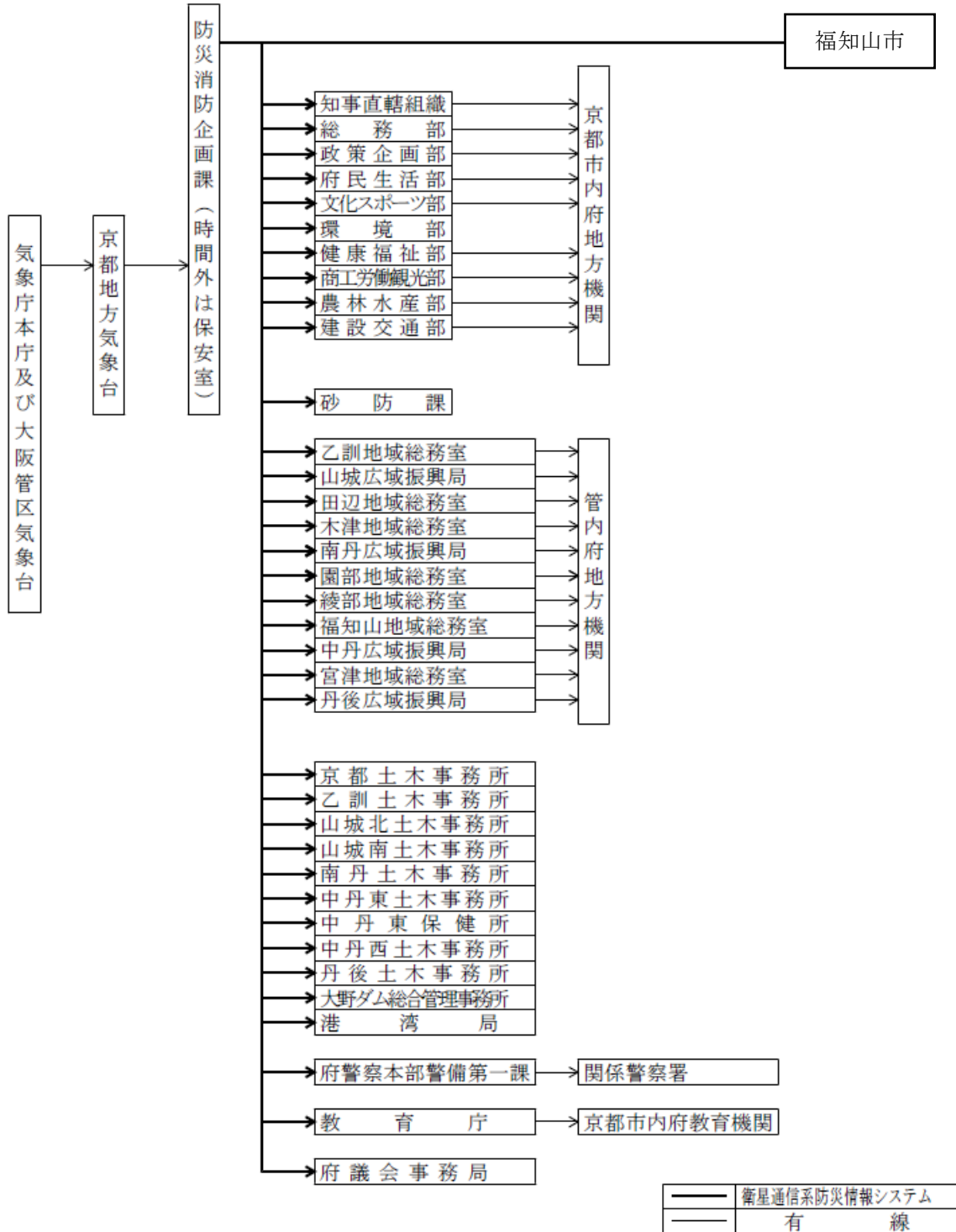


表2.3.2 京都地方でのラジオ受信周波数

NHK 京都	第1	621kHz		FM	82.8MHz
NHK 京都一福知山	第1	1026kHz	第2	1359kHz	FM 84.8MHz
NHK 京都一舞鶴	第1	1341kHz	第2	1602kHz	FM 84.2MHz
NHK 京都一宮津	第1	999kHz		FM	86.1MHz
NHK 京都一峰山				FM	83.5MHz
NHK 京都一丹波美山				FM	83.6MHz
NHK 京都一綾部八津谷				FM	81.9MHz
NHK 京都一京北				FM	87.9MHz
NHK 大阪	第1	666kHz	第2	828kHz	FM 88.1MHz
KBS 京都	京都	1143kHz	福知山	1485kHz	舞鶴 1215kHz
FM 京都	京都	89.4MHz	福知山	81.3MHz	舞鶴 87.2MHz
					宮津 79.8MHz
					峰山 85.4MHz
京都 FM 丹波放送			福知山	79.0MHz	

注：NHKの地震・津波に関する放送

1 地震

(1) 震度3から5強の地震についてはローカル速報

テレビ 画面に字幕スーパーで速報

ラジオ 第1放送の番組を適時中断し速報

(2) 震度6弱以上の地震については全国放送の臨時ニュース

2 津波

注意報・警報は共に「近畿向け」及び「全国向け」放送で速報

3 緊急警報放送システム

第2章第4節で詳述する。

災害対策基本法に基づく放送要請については、資料編第1章一協2「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」の要請手順に従い行う。

第2節 緊急警報放送システムの活用

地震や津波等、人命や財産に大きな影響を及ぼす重要かつ緊急な災害情報を、迅速かつ確実に伝達するために設けられた緊急警報放送システムは、当面次の3つの場合に限って放送されることとなっている。

1 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたことを放送する場合

2 災害対策基本法第57条の規定により求められた放送を行う場合

3 気象業務法第13条第1項の規定により、大津波警報及び津波警報が発せられたことを放送する場合

災害を未然に防止するためにも、災害に関する情報を多数の京都府民に同時にかつ迅速に伝達することは非常に重要なことであり、京都府及び市町村においては、このシステムの活用について推進していく。

なお、災害対策基本法第57条の規定に基づき放送要請をする場合は、資料編第1章一要1「緊急警報放送の要請に関する覚書」によるものとする。

第4章 医療助産計画

＜福祉保健部健康医療課、市民総務部保険年金課、市民病院事務部総務課・医事課、京都府中丹西保健所＞

第1節 計画の方針

地震災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、救急医療体制の充実等を図るとともに、福知山医師会の協力を得て救護所開設等の体制づくりを進める。

第2節 救急医療体制の整備

- 第1 災害時の救急医療のための施設と設備、体制等の整備を図る。
- 第2 救急医療に関する総合的なシステムの整備を、消防本部等と一体となって推進する。
- 第3 災害時における医薬品等の需要に対応できるよう、医薬品等の備蓄を充実する。

第3節 災害時における情報ネットワークの構築

災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、京都府の整備する広域災害・救急医療情報システム(EMIS:Emergency Medical Information System)を活用し、関係機関との連携を図るものとする。

なお、平常時より京都府中丹災害医療連絡会による入力操作等の研修や訓練に定期的に参加し、連絡体制の構築に努める。

第4節 災害医療センター

第1 基幹災害医療センター

京都府は、災害時に拠点となる医療施設及び地域災害医療センターとの連携のもとに、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に確保するため、日本赤十字社京都府支部の協力を得て、京都第一赤十字病院に基幹災害医療センターを設置する。

基幹災害医療センターでは、医薬品等資機材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時に救護班の編成、重症患者の受入れが行われる。

第2 地域災害医療センター

災害時に拠点となる医療施設及び基幹災害医療センターとの連携のもとに、2次医療圏に地域災害医療センターを設置する。

地域災害医療センターは、医薬品等資機材の備蓄を行い、基幹災害医療センターにおける研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、重症患者の受入れを行う。

	2次医療圏	病院名	電話番号	衛星通信系防災情報システム電話番号	緊急災害医療チーム
基幹災害医療センター		京都第一赤十字病院	075-561-1121	7(8)-767-8109	
地域災害医療センター	中丹医療圏	市立福知山市民病院	0773-22-2101	8-838-8101	○

第5節 災害時の救護活動に対する協力体制の確立

災害時の医療助産活動を担う医師会とは、災害時の救護活動に関する協定締結に努め、防災訓練等を通じて、災害時において協定に沿った体制・活動ができるようにし、医薬品等の確保についても、市内の薬局等と協定を結ぶことを推進する。また、平常時より京都府中丹西保健所、本市、医師会、災害拠点病院等の医療関係者、医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連携協議会）に参加し、協力体制の確立に努める。

第5章 火災予防計画

＜消防本部・消防署（消防団）＞

第1節 出火防止及び火災予防

第1 計画の方針

火災の発生を未然に防止し、また、一旦火災が発生した場合における被害の軽減を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

第2 計画の内容

1 出火の防止

- 1 火災予防運動をはじめとする各種行事等において、広報紙等を通じて火災予防に関する知識と技術の普及を図る。
- 2 消防団、自主防災組織等の協力を得て、一般家庭における住宅用火災警報器、消火器具等の普及と取扱方法の指導を行う。
- 3 木造住宅密集地域等、火災時において類焼又は延焼のおそれの大きい地域については、特に出火防止、出火時における初期消火等の知識と技術の普及に努める。
- 4 火災警報を発令した場合、広報車、防災行政無線、災害情報配信システム等を通じて火災予防を周知徹底させる。

2 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、自衛消防訓練、防災知識の習得と研修、消防用設備の維持管理を徹底するように指導する。

第2節 消防組織及び施設整備計画

第1 計画の方針

本市の消防は、福知山市消防本部と福知山市消防団（以下この震災対策編において「消防本部等」という。）によって行われており、消火活動とともに、災害時における救助及び救援活動の中心となる組織である。計画的に施設及び設備の充実を図り、災害時における被害の拡大防止等に努める。

第2 計画の内容

1 消防力等の充実・強化

社会情勢の進展に伴う市域の都市構造の変化に対処できるよう、消防力等を充実・強化するため計画的に整備する。

(1) 消防施設の整備

本市の施設及び資機材の現有勢力は、資料編第4章一消1、消2、消3に示すとおりであるが、これらの消防力を充実・強化するため、計画的に整備する。

ア 消防車両等

(ア) 消防の近代化を図るため、本市の消防力を再検討し、地域の防火対象物に見合った消防施設の整備を図る。

(イ) 国の示す「消防力の整備指針」に基づく充足率を満たすよう整備を図る。また、「消防力の整備指針」に基づき、本市の消防組織の拡充強化と消防団員の確保に努める。

イ 消防水利

(ア) 出火時の水利の確保は、消防にとって特に重要である。本市における簡易水道の敷設普及にかんがみ、水道消火栓の設備促進の指導を行う。また、震災に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図るとともに、河川等の自然水利、プール等の人工水利を活用した多様な消防水利の確保に努める。

(イ) 国が示す「消防水利の基準」に基づく充足率を満たすよう整備を図る。

ウ 消防無線

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

本市の円滑な消防活動を実施するため、情報通信手段の多重化、情報通信施設の充実及び耐震性の強化に努める。

(2) 整備点検

施設及び資機材の点検整備は、通常点検及び随時点検により行う。

(3) 調査計画

消防本部等は、災害に対して適切な防御活動を行うことができるよう定期又は随時、消防地理、消防水利及び災害危険区域の調査を実施する。

ア 消防地理調査

消防活動をするための地形、建物、道路、河川等の状況の変化について、定期的に調査を実施する。

イ 消防水利調査

管内の消火活動に必要な消火栓、防火水槽等の消防水利の状況の変化について定期的又は随時調査を実施する。

ウ 災害危険区域等の調査

木造密集箇所、浸水危険箇所、大量危険物、高圧ガス、山崩れ、崖崩れ発生予想箇所等、災害発生に際し、拡大災害になるおそれのある箇所あるいは高層建物、大規模木造建物等の特殊建物について調査し、随時立入検査等を行い、態様の変化を把握する。

2 消防団の活性化と施設・設備の充実

消防団は、地域の自主的な防災活動の核となる組織であるため、消防団員の確保対策や女性消防団員（ふくちやまファイヤーエンジェルス）の加入促進等の活性化を図るとともに、消防ポンプ等の消防施設・設備の充実に努める。

第6章 避難対策計画

＜市民総務部危機管理室 福祉保健部 産業政策部農政課、建設交通部道路河川課・建築住宅課、
教育委員会＞

第1節 計画の方針

地震災害時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。避難とは、難を避けることであり「避難所に行くことだけが避難ではない」広域避難所及び地区避難所への避難だけでなく、安全な親戚及び知人宅、近隣の高台等への避難など各種避難場所の考え方を踏まえ、避難場所の多様な選択肢の中から災害リスクに応じた適切な避難場所を住民各自が選択することが必要である。

本市は、災害時における住民の生命、身体の保護を図り、住民等が迅速・安全・的確に避難行動を行えるよう、避難所をあらかじめ指定するなど必要な体制を整備する。また、広域避難所の運営に際しては、女性の参画を推進し、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するとともに、ペットとの同行避難や喫煙、各種感染症等の感染防止対策を踏まえた「避難所開設・運営マニュアル」を作成し、運営方法を確立する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室及び授乳室の設置、生理用品及び女性用の下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

さらに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど発災時の具体的な避難と受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第2節 避難所の指定

災害の発生に備え、一次及び二次広域避難所、地区避難所、指定福祉避難所を次のとおり指定する。

なお、避難所の指定については、災害発生時の検証や地域の実情に応じ適宜見直しを行うものとする。

本市における名称		災害対策基本法による分類	
		指定緊急避難場所 (切迫した災害から緊急的に避難する場所)	指定避難所 (一定期間避難生活を送る場所)
広域避難所	1次開設	本市の判断で開設し、市職員により運営する避難所（小学校、中学校、高等学校、地域公民館等）のうち、旧市町に各1か所ずつ福祉避難スペースを設置 ※福祉避難スペースは、一般避難スペースにおいて集団での滞在が困難な人の滞り場所であり、保健師を配置	広域避難所のうち、おおむね中学校区に1か所を指定
	2次開設	1次広域避難所で避難者を収容できないときなどに本市が開設・運営する避難所 (小学校、中学校、地域公民館等)	
地区避難所		地域の判断で開設し、運営する避難所（地域の公民館、集会所、上記以外の公共施設）	
指定福祉避難所		民間福祉施設所管の介護が必要な高齢者や障害のある人など、一般の避難所では生活に支障がある人を受入れる避難所（協定締結に基づく民間社会福祉施設等） ※一般の避難所での避難生活に支障があると判断された場合に移送するもの。	

第3節 指定避難所等の選定、確保及び周知

第1 指定避難所の指定

災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要なあいだ滞在させ、

又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるため、安全性等の一定の基準を満たす施設（第3節に示す、一次及び二次広域避難所を対象とする。）を指定避難所として指定する。

指定避難所は、**資料編第5章一避1「指定避難所一覧表」**に示すとおりである。

第2 指定緊急避難場所の指定

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための緊急時の避難場所として、洪水、内水氾濫、土砂災害、地震、大規模な火災等本市に想定される異常な現象ごとに、安全性等の一定の基準を満たす施設（第3節に示す、一次及び二次広域避難所を対象とする。）を指定緊急避難場所として指定する。

なお、指定緊急避難場所は指定避難所と相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所は、**資料編第5章一避2「指定緊急避難場所一覧表」**に示すとおりである。

第3 指定手続

指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に際しては、施設管理者の同意を得るものとし、指定又は取消しを行った場合は、知事に通知するとともに、住民に公示する。また、施設管理者は、当該施設を廃止、改築等により重要な変更を加えるときは、市長へ届出る。

第4節 避難所の整備

地震災害時における各地区の避難所は、**資料編第5章一避1「指定避難所一覧表」**のとおりである。福祉避難所については、**資料編第5章一避4「指定福祉避難所一覧」**のとおりである。

これらの施設については、地震災害時に避難所として機能できるように、停電対策として、主に指定避難所となる施設への蓄電池や電気自動車等から給電できる装置を整備するとともに、自動車メーカーとの災害連携協定による避難所への電気自動車等を活用した給電体制の整備を進める。また、地震動、液状化等に対する安全性の面で耐震点検、診断等に努め、必要に応じて施設の補強、改修等を図る。

さらに、豊富用水決壊時に備え、高所避難所についても整備を図る。

第5節 避難路の整備

避難行動を迅速かつ安全に行えるよう、避難路を指定するとともに、その整備を図る。

また、避難路が被災した場合に備えて、代替ルートの確保を図る。

第6節 広域避難所の開設と運営管理等

第1 広域避難所の開設と閉鎖は市長が行い、運営管理の総括は福祉保健部高齢者福祉課及び地域包括ケア推進課が行う。また、高齢者福祉課は、中長期避難や要配慮者対応等を考慮した「避難所開設・運用マニュアル」を別途整備するものとする。マニュアルでは避難所の運営方法についてのルール（本市と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む。）についても定めるものとする。

第2 災害時には、極めて混乱した中で避難行動を行うため、平常時から広報活動、訓練等を実施し、広域避難所の所在や避難路について住民に周知徹底する。

第3 避難計画は、火災、崖崩れ等災害により、適切な避難経路及び避難所を設定し策定するものとする。

第4 避難所において、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するとともに、ペットとの同行避難や喫煙、各種感染症等の感染防止対策を踏まえた施設及び設備の整備、必要な物資の備蓄に努める。

第5 避難所は、**資料編第5章一避3「広域避難所一覧表」**に示すとおりである。

第6 広域避難所の開設及び運営は、あらかじめ指名する職員を派遣し行う。また、地域住民の自主的な広域避難所の運営が、より迅速で効果的であることに加え、顔の見える関係による安心感を生むことから、住民や関係機関と連携するための協議を行い、地域住民による避難所運営が行える仕組みをつくる。

第7 広域避難所に要配慮者が一時的に避難生活を送るための福祉避難スペースを設置し、段ボールベッド等福祉用の資機材整備を行うとともに避難所開設時には必要に応じ保健師等の

専門職を配置する等し、対応する。

第7節 マイカー避難と車中泊避難の対応

災害発生時には、マイカー（自動車）による高台等への避難も一つの選択肢とするため、本市は、高台にある民間事業所と駐車場を避難場所として利用することを定めた協定を締結している。また、大規模災害発生時には、プライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。本市は、あらかじめ車中泊避難が可能な場所を把握するとともに、エコノミークラス症候群による関連死等の課題に対応するため、環境整備及び支援物資の備蓄等を行う。

第8節 避難協力体制の整備

避難にあたっては、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、消防団等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握と共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

- 第1 避難所運営を円滑に行うため、あらかじめ災害時の対応のあり方を検討しておく。また、広報、防災訓練、地域の話合いを随時行い、地域住民による避難所の開設及び運営ができる体制の整備に努める
- 第2 高齢者、障害のある人等に対する避難及び避難誘導の方法を検討し、地域住民の協力が得られるよう努める。
- 第3 外国人、観光客等地理に不案内なものに対する避難誘導の方法を検討する。

第9節 避難所の周知

災害時に迅速に避難ができるよう次の方法により住民等への周知を行う。

- 第1 広報紙等への掲載
- 第2 避難所を示したマップ等の作成
- 第3 防災訓練や自治会の訓練等での周知
- 第4 避難所及びその付近に、避難所の名称、方向等を示した誘導標識の設置の推進

第10節 防災上重要な施設の計画

学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の施設管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難訓練を実施するなど避難に万全を期する。

なお、本市は、京都府と連携して避難計画作成を支援し、訓練等を通じて避難の実効化を図る。

- 第1 学校等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、避難誘導、その指示伝達の方法等
- 第2 児童生徒等を集団で避難させるための避難地の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生、給食等の方法
- 第3 病院においては、患者等を他の医療機関また又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療、保健、衛生、給食等の実施方法
- 第4 高齢者、障害のある人、児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、避難経路、避難誘導、収容施設の確保、保健、衛生、給食等の実施方法

第11節 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援、サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第12節 新型インフルエンザ等府内感染者発生に備えた対策

本市は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から京都府及び防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合に

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

は、ホテルや旅館等の活用を検討する。また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。

さらに、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、京都府及び防災部局と保健福祉部局が連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、避難所への受入れが円滑にできるよう調整を進める。

第13節 避難のあり方検討

本市では、過去の具体的な災害履歴をベースにして、実践的な避難のあり方について、令和元年度から令和2年度にかけて、次に示す6つの検討テーマを設定し、自助・共助・公助の観点から本市の避難のあり方全般について、有識者や地域代表、国や京都府などの関係機関、消防団等が参画し「福知山市避難のあり方検討会」を設置して議論を行った。

- テーマ1 避難のスイッチとなるどんな情報をどのような形で発信するのか
- テーマ2 高齢者や災害時要配慮者等に情報をどのように伝えるのか
- テーマ3 高齢者等の災害時要配慮者など、住民をどのように誘導するのか
- テーマ4 避難先はどうするのか
- テーマ5 避難所の受入れ体制・運営はどうするのか
- テーマ6 災害リスクを理解し避難行動につなげるための防災教育の推進

令和3年3月に公開した「福知山市避難のあり方検討会最終とりまとめ」を受け、今後、住民や関係機関、本市がしっかりと連携して、各テーマの具現化を図る具体的な取組みを進めることで、自助・共助・公助が一体的に機能した「市民とともにつくる災害に強いまちづくり」を推進する。

第7章 交通対策及び輸送計画

<警察署、建設交通部>

第1節 交通規制対策

第1 震災時の交通管理体制の整備

警察本部においては、災害による交通の混乱の防止及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定するなどにより、災害時の交通管理体制を整備しておく。

第2 緊急交通路指定予定路線の指定

震災が発生した場合に、緊急交通路として指定すべき道路（以下この節において「緊急交通路指定予定路線」という。）は、別表のとおりとする。

第3 緊急交通路指定予定路線の整備

1 警察本部の対策

緊急交通路指定予定路線について、平素から非常用電源付加装置付信号機、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。

2 道路管理者の対策

道路改良や橋、トンネル等の危険箇所の補修を実施する。

第4 運転者のとるべき措置の周知

地震発生後において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下この節において同じ。）における一般車両（同法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は、禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

1 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

（1）道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

（2）区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

2 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下この章において「緊急通行車両」という。）の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

3 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第2節 緊急通行車両

第1 確認を行う車両

緊急通行車両として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

1 警報の発表及び伝達並びに避難情報に関する事項

2 消防、水防、その他の応急措置に関する事項

3 被害者の救難、救助、その他保護に関する事項

4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

6 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項

7 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

8 緊急輸送の確保に関する事項

9 その他災害時の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

第2 緊急通行車両の事前届出制度

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して確認手続きの省力化と効率化を図るため、第1に規定する車両を対象にした事前届出制度を導入し、その事務手続等については、警察本部において定める。

- 1 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- 2 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関や団体等から調達する車両
- 3 使用の本拠の位置が京都府内にある車両

(別表) 緊急交通路指定予定路線一覧表

区分	道路名	区間
有料道路 (高速道路) (自動車専用 道路)	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立 IC～大山崎 JCT
	山陰近畿自動車道	京丹後大宮 IC～宮津天橋立 IC
	名神高速道路	滋賀県境～大阪府境
	京滋バイパス	滋賀県境～大山崎 JCT
	第二京阪道路	巨椋池 IC～大阪府境
	京奈和自動車道	城陽 IC～木津 IC
	阪神高速京都線 新名神高速道路	山科出入口～巨椋池 IC 城陽 JCT～八幡京田辺 IC
一般国道	国道 1 号	滋賀県境～大阪府境
	国道 9 号	兵庫県境～五条通烏丸
	国道 24 号	河原町通九条～奈良県境
	国道 27 号	福井県境～国道 9 号
	国道 162 号	福井県境～国道 9 号
	国道 163 号	三重県境～奈良県境
	国道 171 号	大阪府境～京阪国道口
	国道 173 号	兵庫県境～国道 27 号
	国道 175 号	兵庫県境～国道 27 号
	国道 176 号	国道 175 号～国道 178 号線
	国道 178 号	兵庫県境～国道 312 号
		国道 175 号～国道 176 号線
	国道 307 号	滋賀県境～大阪府境
	国道 312 号	国道 178 号～国道 176 号
	国道 367 号	滋賀県境～白川跨線端北詰
	国道 372 号	兵庫県境～国道 9 号
国道 423 号	大阪府境～国道 9 号	
国道 426 号	兵庫県境～国道 9 号	
京都市道	白川通	白川跨線端北詰～北大路通
	東大路通	五条通～九条通
	川端通	北大路通～五条通
	堀川通	北大路通～五条通
	西大路通	北大路通～九条通
	北大路通	白川通～西大路通
	丸太町通	川端通～国道 162 号
	九条通	東大路通～国道 1 号
	外環状線	国道 1 号 (東野交差点)～府道京都守口線
	油小路通・洛南道路	九条通～巨椋池 IC
御池通	川端通～堀川通	

第8章 災害応急対策物資確保計画

<各部>

第1節 計画の方針

地震災害時における応急対策を円滑に実施するため公的備蓄等に係る基本的な考え方（平成26年京都府）に基づき、本市において必要な資機材を備蓄物資整備計画により整備している。各資機材は、原則5年ごとに更新を行うとともに、各資機材の機能を有効に発揮できるよう取扱要領及び損傷状況について定期的な確認を行う。また、生活必需品等については、市内業者等との協定により物資の確保を推進する。

なお、備蓄内容については、広域的な関西広域連合の議論を踏まえ、本市と京都府の役割分及び連携に基づき検討を進めるとともに、民間流通事業者のノウハウを活用した体制の構築を検討する。

第2節 計画の内容

第1 災害対策本部活動に必要な備蓄資機材

災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資機材については、災害時にその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。

第2 飲料水等

- 1 配水池の耐震化を進め、配水池における飲料水の備蓄を図る。
- 2 各家庭における飲料水等の備蓄を促進する。
- 3 災害時における飲料の提供に関する協定

第3 食料及び生活必需品等

- 1 衣服、寝具等については、災害対策本部において一定の備蓄を推進する。
備蓄場所については孤立する地域を考慮した備蓄場所を確保する。
- 2 食糧、生活必需品等については、協定締結事業者、京都農業協同組合、京都丹の国農業協同組合、市内業者等の協力を得て供給する。
- 3 要配慮者が避難しやすい環境を整えるため、新たにアレルギー対応のライスクッキーや段ボールベッドを重点備蓄品目に追加し、避難所環境の整備を図る。また、停電対策として広域避難所に配備する懐中電灯やランタンが長時間使用できるよう乾電池の備蓄を図る。
- 4 各家庭における食糧等の備蓄を促進する。
- 5 災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定

第4 防疫、衛生用資機材

消毒用・ねずみ族昆虫駆除用の薬剤などの防疫用資機材は、市民総務部市民課、福祉保健部子ども政策室及び健康医療課が保管し、災害の状況に応じ即時調達できるよう計画しておくものとする。

第5 その他の資機材

各防災関係機関の責任者は、その保管する資材、器材等について常に点検整備に努めるとともに、災害の状況に応じ即時調達が可能になるよう、あらかじめ計画を確立しておくものとする。

第6 救援物資受入拠点

救援物資の保管、受入れ及び配送の拠点は次のとおりとし、さらに防災倉庫等の整備を図る。

- 1 三段池体育館（メインアリーナ、サブアリーナ）
- 2 市民体育館

第9章 要配慮者対策計画

＜地域振興部まちづくり振興課、福祉保健部＞

第1節 計画の方針

災害発生時には、災害の影響を受けやすいことに加え、避難所等における災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に要配慮者に対し、迅速かつ適切に避難等の防災活動ができるように、支援と救助体制を整備する。

本市は、自治会等や民生児童委員の協力、必要に応じて、福知山市社会福祉協議会、各地区福祉推進協議会等の協力により、可能な限り要配慮者の所在情報（氏名、所在地、要配慮者の区分等）を把握するとともに、関係機関と情報の共有化を行うものとする。

なお、所在情報の収集と情報の共有化にあたっては、プライバシー等に配慮し、本人と家族の十分な理解を求めながら行う。

第2節 計画の内容

第1 社会福祉施設における予防対策

災害時において利用者の安全を確保するため、予防対策として、次の事項を行うものとする。

- 1 消防法等により整備を必要とする消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図るものとする。
- 2 各施設は、災害時の避難確保計画を策定するとともに、職員及び利用者に対して避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等自主防災管理体制の整備を行うものとする。
本市は、避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- 3 各施設は、災害時における利用者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換及び連絡協議を行うものとする。
- 4 要配慮者の避難が円滑に実施できるよう、避難所のユニバーサルデザイン化や介助に必要な人員の確保に努める。また、福祉避難所の確保について、資料編第1章－協16「災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」、資料編第1章－協17「災害時における福祉避難所（二次避難所）の開設等に関する覚書」により、資料編第5章－避4「指定福祉避難所一覧」に示す施設に協力を要請する。運用については、福祉避難所開設・運営マニュアル及び福祉避難所（二次避難所）開設・運営ガイドラインを活用する。

第2 避難行動要支援者名簿の作成

本市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、「自分の身の危険を察知できない」、「危険を知らせる情報を受け取ることができない」、「避難行動に時間を要し、早めの避難行動や支援が必要となる」等、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」とし、名簿を作成する。

名簿の作成にあたっては、ハザードマップ等を用いて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を優先的に避難支援することとし、その情報を防災担当部局と福祉担当部局等の部局間で共有するとともに、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察署、民生児童委員、福知山市社会福祉協議会、自主防災組織及び自治会長その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下この節において「避難支援等関係者」という。）へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて、本人に理解を求めるよう努める。

1 名簿作成に必要な情報の入手

避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、本市の関係部署で把握している情報等の集約に努める。また、本市で把握していない情報の取得が名簿作成のため必要があると認められるときは、知事、その他の者に対して、

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

情報提供を求める。

なお、情報提供の依頼に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

2 名簿の更新

名簿については、避難行動要支援者の状況を把握し、定期的に更新を行う。

3 名簿の記載事項

区分	記載事項
災害対策基本法で定める事項（同法第49条の10第2項第1号から第6号）	避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由

4 名簿情報の提供

(1) 事前の名簿情報の提供

本市は、災害の発生に備え名簿の情報について本人の同意が得られた場合には、必要に応じて避難支援等関係者に対して事前に名簿情報を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別計画の作成や実効性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(2) 災害発生時、緊急時等における名簿情報の提供

本市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときには、避難支援等関係者及びその他の者に対し、本人の同意を得ずに名簿情報を提供することができる。

5 名簿情報の適正な管理

名簿情報を提供するには、情報の漏洩を防止するために適正な情報管理に努める。

(1) 名簿を民生児童委員、自主防災組織及び自治会長に提供する場合は、当該地域の自治会単位に提供する。

(2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

(3) 名簿情報の提供を受けた者に対し、施錠可能な場所等など適切な場所へ保管を行うよう指導する。

(4) 名簿情報の提供を受けた者に対し、必要以上の複製及び目的外使用を禁じるほか、名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

第3 避難行動要支援者名簿による情報の共有化並びに避難行動要支援者マップ、マイマップ及びマイタイムラインの作成

避難行動要支援者名簿により、避難支援等関係者が避難行動要支援者の情報を共有するとともに、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の所在情報を記載したマップを作成し、災害時の救助活動等に活用する。また、自主防災組織等が名簿に基づき策定する要配慮者の個別避難支援計画については、地域が主体となって作成する地域版防災マップ（以下この震災対策計画編において「マイマップ」という。）及び自主的に早めの避難行動を行うための避難のスイッチを設定し、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（以下この震災対策計画編において「マイタイムライン」という。）に位置づけ、各地域の実態に応じて作成するとともに、計画に基づく避難訓練を実施する。

なお、作成にあたっては「介護者の有無」、「手話通訳、要約筆記が必要」、「ガイドヘルパーが必要」等必要な情報を付記するなど、可能な限り実践的に活用できるよう工夫する。

第4 災害時ケアプランの取組みの推進

地域の共助による支援での避難誘導等が困難な重度の要配慮者の避難支援については、全国で取組みが進められている災害時ケアプランのモデル実施を進める。災害時ケアプランは、災害時の個別避難支援計画に医療・福祉の視点を盛り込んで策定するものであり、福祉専門職や医療機関、地域や京都府などの関係機関との連携と協力のもと、配慮すべき内容や移送手段、

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

避難場所の確保など、モデル実施を通じて検討を進め全市への拡大を図る。

第5 ボランティア等の育成

要配慮者の支援活動の中心となるのは、ヘルパー等の福祉活動の従事者、近隣の地域住民、災害時にボランティアで組織する災害ボランティアセンター（福知山市社会福祉協議会が常時設置）、自治会等地域組織である。ボランティアの育成や組織化に努めるとともに、地域コミュニティの育成や醸成に努める。

第6 外国人、観光客等への配慮

1 外国語、絵文字等による誘導標識

避難所等への誘導標識については外国語の併記、絵文字の活用等により、誰にでも分かるものを作成する。

2 防災マップの掲示

公共施設等においては、外国語を併記した防災マップの掲示を促進する。

3 防災パンフレットの配布

外国人居住者に対して外国語による防災パンフレットの作成及び配布を検討する。

第7 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

浸水想定区域内にある、防災上の配慮を要する者が利用する施設、**資料編第6章一 要1「浸水想定区域内要配慮者施設名簿」**について、当該施設管理者と協議して洪水予報等の情報伝達方法をあらかじめ定め、利用者が洪水時に円滑かつ迅速に避難できるよう避難確保計画を定めるとともに、計画に基づく訓練に取り組む。

第8 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内にある防災上の配慮を要する者が利用する施設、**資料編第6章一 要2「土砂災害警戒区域内要配慮者施設名簿」**について、当該施設管理者と協議して土砂災害警戒情報等の情報伝達方法をあらかじめ定め、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう避難確保計画を定めるとともに、計画に基づく訓練に取り組む。

第9 避難所生活における支援体制

長期の避難所生活における健康管理について、高齢者のフレイル防止をはじめ、避難者の健康管理やストレス等に対する指導及びカウンセリングを行うため、京都府と連携しながら本市の専門職員による多職種連携ケアチームを編成し、避難者等の支援体制を構築する。また、福祉避難スペースを有する避難所をはじめとする広域避難所において、段ボールベッド等の資機材の整備と充実を図り、避難所環境の改善を計画的に進める。

第10 情報伝達体制の強化

本市は、災害時における要配慮者の早期の避難行動に繋げることを目的とし、由良川流域等の自治会に在住する高齢者及び障害のある人、並びに土砂災害警戒区域にある要配慮者施設を対象に、災害時に本市が発信する情報を受信できる受信機器等の配備を行い、情報伝達体制の強化を図る。

第10章 廃棄物処理に係る防災体制の整備

＜市民総務部生活環境課＞

第1節 計画の方針

一般廃棄物処理施設の災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

なお、この防災体制の確立にあたっては、災害廃棄物の広域処理及び関係者の連携協力に留意するものとする。

本市で稼動している廃棄物処理施設の現況は、次のとおりである。

施設名	運転開始	規模 (t/日)	処理方式	炉方式	炉数	余熱利用	所在地
福知山市ごみ焼却施設	H12.3	150	ストーカ	全連	2	温	福知山市字牧小字神谷 285

施設名	使用開始	埋立場所	埋立面積 (m ²)	全体容積 (m ³)	所在地
不燃物埋立処分場	S63	山間	100,000	1,285,000	福知山市字牧小字神谷

第2節 廃棄物処理に係る防災計画

第1 福知山市の施策

- 1 本市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。
 - (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。
 - (2) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保すること。
 - (3) 生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。

第2 京都府の施策

京都府は、京都府災害廃棄物処理計画に基づき市町村を支援するとともに、本市が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第11章 文化財防災計画

＜地域振興部文化・スポーツ振興課＞

第1節 現況

市内における指定文化財の件数は、国指定（重文）5、国登録12、国設定1、京都府指定35、京都府登録13（市指定と重複）、京都府暫定45（一部指定と重複）、京都府決定5、京都府選定2、市指定145、市重要資料32である。その内訳は、美術工芸品が143、建造物が73、天然記念物及び史跡が31、環境保全地区5、無形文化財1、無形民俗13、有形民俗4、記念物1、文化的景観2、ふるさと文化財の森1である。

これらの文化財は、博物館等に寄託したものを除き収蔵庫及び消火施設も十分でないが、管理者の自主防災に多く依存しているのが現状である。

なお、市内にある文化財、又は、市内外の博物館等に寄託された文化財は、**資料編第7章一文1「福知山市の指定文化財一覧表」**に示すとおりである。

第2節 計画の方針

文化財が貴重な国民的財産であることにかんがみ、これらを公共のために保存することが特に必要であるので、文化財に関する防災業務の実施にあたっては、特に災害の予防に重点をおくものとする。

第3節 計画の内容

第1 建造物

防災施設設備の対象として、第一に各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。合わせて、既設の防災設備の日常的な点検、不良箇所の修理等についても指導助言する。

第2 文化財保護対策

- 1 所有者及び地区住民の協力を得て防災組織の整備に努め、災害時における防災措置の指導を強化する。
- 2 収蔵施設の建設を促進するとともに、消火器、火災警報器、その他の消防用施設等の充実を図る。
- 3 消防職員その他関係者による随時査察及び消防訓練を実施し、官民一体の防災体制を確立する。

第3 補助金及び融資の活用

文化財の防災事業に関する補助制度及び融資制度を活用し、施設及び設備の整備並びに充実に努める。

第12章 防災訓練・調査計画

＜市民総務部危機管理室、消防本部・消防署（消防団）、教育委員会事務局＞

第1節 防災訓練計画

第1 計画の方針

防災関係業務に従事する職員に対し、災害応急対策の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携の強化を図るとともに、防災訓練への参加を通じて住民、自主防災組織、民間企業及びNPO・ボランティアの防災意識の向上を図る。また、防災訓練を実施する場合は、被災時の要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努めるものとする。

第2 計画の形態

1 総合防災訓練

- (1) 防災関係機関が協議して、年1回実施するものとする。
- (2) 現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。
- (3) 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに、震災規模等を設定する。
- (4) 訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- (5) 福知山市地域防災計画、「福知山市避難のあり方検討会最終とりまとめ」、ハザードマップ、由良川福知山タイムライン等を災害時に活用できるよう、国、京都府及びその他関係機関と協議して訓練実施要領を定める。
- (6) その他、細部については協議のうえ決定する。

2 地区別訓練

市内各地区の災害の状況を想定し、それぞれ消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を随時実施するものとする。

3 図上訓練

市内各地区の実情に合致した予測被災状況に基づき、水防、救助等災害対策の活動について参加者に意思決定を行わせる図上訓練を必要に応じて実施するものとする。

4 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員防災事務の習熟訓練及び参集訓練を計画し、少なくとも年1回実施するものとする。

5 学校等における防災訓練

学校等の防災に関する計画に基づき、家庭、地域及び関係機関との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

6 災害対策要員の研修・訓練の充実

福知山市地域防災計画が適確有効に活用できるよう、年1回、各課において災害対策本部設置時における各部、各班の「活動計画打合せ会」を開催し、既往の災害における災害予防、応急対策等を検討する中で、防災に関する知識の体得を図る。

第3 訓練の項目

訓練の形態に応じて実施項目を参考にしつつ、実施の行動及び判断を伴う実践的な次の訓練を実施する。

- 1 災害対策本部を迅速に設置するための参集訓練、災害対策本部設置運営訓練
- 2 被災情報及び安否情報に係る情報収集訓練、警報及び避難の指示等の通知並びに伝達訓練
- 3 避難誘導訓練及び救援訓練

第4 複合災害を想定した訓練

地震、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

第2節 防災調査計画

第1 計画の方針

市内における河川、農業用ため池、急傾斜地、宅地造成地等で災害発生時に危険が予想される箇所の事前調査、あるいは地震災害の被害想定規模等の調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

第2 計画の内容

1 防災パトロール

本市の実施計画により、防災関係機関の防災対策関係者が一同に会して災害時に危険が予想される箇所の調査を行い、それぞれの箇所で発生しうる問題への対策を共同で検討することにより、危険箇所の関係者に対して必要な指示及び指導を行うものとする。

2 被害想定規模の調査

風水害等の地震被災要因を検討し、被害を想定することを通じて、被害想定に対する予防、応急及び復旧の諸対策の意見をまとめ関係機関に周知する。

第13章 住民の防災活動の促進

＜市長公室秘書広報課・職員課、市民総務部危機管理室、各支所＞

第1節 防災知識普及計画

第1 計画の方針

本市の防災関係の各機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連絡を保ち単独又は共同して住民に対し防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。また、被害の防止及び軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることや早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るとともに、消防団や自主防災組織と連携し、マイマップ及びマイタイムラインに基づく避難行動を地域内で呼びかける等の共助の体制づくりに努める。

さらに、被災時の要配慮者のニーズ及び男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努めるものとする。

第2 計画の内容

1 市職員等に対する研修

福知山市地域防災計画が適確有効に活用できるよう、年1回、各課において災害対策本部設置時における各部、各班の「活動計画打合せ会」を開催し、既往の災害における災害予防、応急対策等を検討する中で、防災に関する知識の体得を図る。

2 住民に対する防災知識等の普及

本市は、ハザードマップ、広報紙、ホームページ、防災アプリ、メール等各種メディア等を積極的に活用し、機会あるごとに防災に関する知識の普及啓発に努める。

(1) 普及内容

ア 災害に関する一般的知識

イ 日常普段の心がけ

(ア) 住宅の耐震補強、屋内外の整理点検、家具及びブロック塀等の転倒防止

(イ) 火災の防止

(ウ) 非常食糧及び非常持出品の準備

(エ) 避難地、避難場所、避難路等の確認

(オ) 応急救護

ウ 災害発生時の心得

(ア) 場所別及び状況別

(イ) 出火防止及び初期消火

(ウ) 避難の心得

(エ) 「NTT 災害伝言ダイヤル 171」など安否情報伝達手段の確保

エ 緊急地震速報の普及と啓発

オ 郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、避難行動の成功事例等

(2) 普及方法

ア 講習会による普及

各関係機関は、単独又は他機関と共同して講習会等の催しを行い、職員及び住民の知識普及に努める。

イ 印刷物による普及

各関係機関は、広報紙、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を掲載して普及広報に努める。

各関係機関は、防災パンフレット等を住民に配布し、定期的に内容の見直しを行い、見直した場合はその都度配布する。

本市は、広報紙「広報ふくちやま」により、避難行動や各家庭における食糧等の備蓄等について広報するとともに、季節やイベント等に合わせた適切なタイミングで情報を

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

発信し、防災知識の普及を図る。また、過去の災害の記憶を風化させないよう、記事に災害実績の写真や資料を盛り込むとともに、本市の先進的な取り組みを実施する地域の取り組みを紹介することで、他の地域への取り組みの拡散を図る。

ウ 映画等による普及

防火、地震災害時の救助活動等の映画を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。

エ 報道機関による普及

防災に関する催し、関係機関が発表する防災関係資料については、新聞及び放送機関に報道を依頼して普及広報を行うよう努める。

オ 記念事業による普及

防災とボランティアの日（防災とボランティア週間）、防災の日（防災週間）、防火の日、火災予防運動等、各種防災強調運動を活用して防災の知識普及に努める。

カ その他

ホームページに福知山市地域防災計画を掲載するなど、住民が防災計画を閲覧できる環境を整備するとともに、その計画の周知徹底を図る。

キ 社会教育等を通じての普及

(ア) 社会教育施設における学級、講座等を通じての普及

(イ) PTA、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会、集会等を通じての普及

(ウ) その他の関係団体の諸活動を通じての普及

第2節 自主防災組織整備計画

＜市民総務部危機管理室、消防本部・消防署＞

第1 計画の方針

住民の自助・共助の精神に基づく自主防災組織の整備充実は、防災意識の高揚や災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであり、自主防災組織の育成及び強化について必要な事項を定める。

なお、自主防災組織の整備にあたっては、女性の参加の促進を図るとともに、地域の消防団員や民生児童委員、地域の事業所等が組織している自衛消防組織等と連携した協力体制を整えるよう努めるものとする。

1 自主防災組織の具体的活動

平常時の自主防災組織は、あらゆる災害の予防活動をはじめ、防災知識や防災情報の入手方法の普及と啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と点検等の活動を実施する。

大地震時の自主防災組織は、出火防止、初期消火、被害者の救出及び安否確認、遺体の捜索、身元確認、避難立退きの受入れ、炊き出し、生活必需物資の配給、医療あつ旋、応急復旧作業等について、災害対策本部等と協力して応急救助活動を実施するものとする。

2 住民組織の必要性の啓発と指導

自主防災組織の設置を促進するため、福知山市地域防災計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図るものとする。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災組織のリーダー等について多用な人材を確保するよう努めるものとする。

第2 計画の内容

1 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、パンフレット及びポスターの作成、座談会、講演会等の開催に積極的に取り組むものとする。

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

2 自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、本市の実情に応じた次のような適正な規模の地域を単位とするが、基本的には自治会を単位とした組織の設置を図る。

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(2) 既存組織の活用

現在、住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう本市は積極的に指導するものとする。

(3) 福知山市の指導及び助言

本市は、住民が自主防災組織を作り実際に活動していくため、主に次の指導及び助言を行うものとする。

ア 市役所・・・自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材の整備等

イ 消防本部・・・自主防災組織の育成、防災訓練の実施等

(4) 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、防災計画には、次の事項を記載しておくものとする。

ア 地域住民は防災ハザードマップを活用し、地域及びその周辺で危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに、対策を講じておくこと。

イ 地域住民は、自主防災リーダーや災害時に避難を呼びかける者など、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。また、多様な意見を反映させるため、情報共有できる場を設けること。

ウ 訓練ができるよう、その時期や内容等についてあらかじめ計画を立てるとともに、本市が行う訓練にも積極的に参加すること。

エ 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。

オ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底及び点検整備を行うこと。

カ 避難場所（指定緊急避難所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む。）、避難経路及び避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。

キ 負傷者の救出及び搬送方法並びに救護所の開設を検討しておくこと。

ク その他自主的な防災に関すること。

(5) マイマップ及びマイタイムラインの作成

本市は、防災意識の高揚と住民自らの適切な避難行動に繋げることを目的とし、全ての自主防災組織を対象としたマイマップ作成促進を図るとともに、作成支援を行う。

地域ごとに異なる災害リスクにおいて、本市が保有する浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の本市が保有する情報に加え、地域で把握する危険箇所、災害履歴、避難場所等に係る情報や災害時の地域の決め事等を盛り込んだ独自の防災マップを地域が主体となって作成するとともに、マイタイムラインを作成し、地域住民に周知を行う。

第3節 企業等防災対策促進計画

＜市民総務部危機管理室、消防本部・消防署（消防団）＞

第1 計画の方針

災害の多いわが国では、本市が京都府等と連携することはもちろんのこと、企業及び住民が協力して災害に強いまちを作ることは、災害時の被害軽減につながり、社会秩序の維持と福祉の確保に大きく寄与するものである。企業等は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献及び地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に努めるものとする。

第2 計画の内容

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

1 企業等における防災対策

(1) 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時において果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持及び地域との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水及び生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

本市は、京都府等と連携して中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化計画の策定支援に努めるとともに、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行うものとする。

(2) 事業所等における自主防災体制の整備

大地震が発生した場合、多数の者が利用又は出入りする施設、危険物等を製造、保管及び取り扱う施設、多人数が従事する工場及び事業所においては、火災の発生、危険物類の流出又は爆発等により大規模な被害発生が予想される。これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画及び災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行うものとする。

ア 対象施設

(ア) 中高層建築物、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設

(イ) 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設

(ウ) 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設

(エ) 複合用途施設利用（入居）事業所が共同である施設

(オ) 自衛消防組織等の取組みが事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

イ 組織活動要領

対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模及び形態により、自衛消防組織等を設け、消防計画等を作成する。

(ア) 役員

a 統括管理者及びその任務

b 班長及びその任務

(イ) 会議

a 総会

b 役員会

c 班長会等

ウ 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画及び災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

(ア) 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること

(イ) 自主的に防災訓練ができるよう、その時期及び内容等についてあらかじめ計画し、本市及び消防本部が行う訓練にも積極的に参加すること

(ウ) 消防本部と各事業所の体系的な連絡方法、情報交換等の実施

(エ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底及び点検整備に関すること

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

- (オ) 負傷者の救出、搬送の方法及び救護班に関すること
- (カ) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法及び避難時の非常持出し等に関すること
- (キ) 地域住民との協力に関すること
- (ク) その他、防災に関すること
- (3) 事業所等における備蓄
事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水及び毛布等の防寒用具等の備蓄に努めるものとする。また、多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。
- (4) 災害時における出勤抑制
大規模地震などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤及び計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- (5) 災害時の企業等の事業継続
 - ア 事業継続の必要性
経済の国際化が進み、企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。
 - イ 事業継続計画の策定
企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下及び企業評価の低下などから企業を守るため「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。
なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、交通遮断が予見される際に早めに参集を指示するなどの従業員の動員体制を確保する一方で、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた「事業継続計画」の策定に努めるものとする。また、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、及び地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都 BCP 推進会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努める。
 - ウ 事業継続計画の普及啓発
本市は、京都府と連携して企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努めるものとする。

2 京都 BCP の趣旨

京都 BCP は、大規模広域災害等の危機事象発生時において、企業等が早期に立直ることが地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、事業継続計画（BCP）の考え方を「京都」全体に適用し、地域全体で連携した対応により「京都の活力」を維持・向上させる新たな防災の取組みである。そのため、企業等の BCP 策定支援と連携型 BCP の取組みを車の両輪として、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための取組みを実施し、地域の総合的な防災力の向上に寄与することを目指す。

第4節 学校等における防災教育

＜教育委員会事務局＞

本市は京都府と連携し、学校等における体系的な防災学習の充実、防災に関する教材の充実を図る。

学校等においては、地震等の防災に関する指導を教育課程の中に位置づけ、児童生徒等の発達段階に応じた学習計画(カリキュラム)を策定し、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な安全教育や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神をつちかうなど、自らの命を守るため、また、防災に関わり社会貢献できる力を育むための教育を推進する。

特に、水害及び土砂災害のリスクのある学校等においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、福知山公立大学は、積極的に防災知識の展示等の防災活動を行う学生等を支援するよう努める。

第1 児童生徒等に対する教育

災害時における児童生徒等の安全の確保、災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともに、ボランティア精神をつちかうための教育を推進する。

第2 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、校区内の災害リスクや危険個所、避難経路等を把握するとともに、研修会やフィールドワーク等を通じ、災害防災に関する専門的知識の醸成及び応急手当等の技能の向上を図る。

第14章 ボランティアの活動環境整備計画

＜福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課＞

第1節 計画の方針

大規模な災害の発生時には、国内、国外から多くの支援申し入れが予想され、災害時のボランティア等による医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定等、幅広い分野での協力を必要とする。そのため、本市は、京都府、京都府社会福祉協議会、福知山市社会福祉協議会及びその他ボランティア活動推進機関と連携し、ボランティア活動分野の需要の把握、受入れ及び連携を図る体制整備を推進し、ボランティア活動環境の整備に努めるものとする。

第2節 基本的な考え

ボランティアは、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、本市（災害対策本部）の連携・支援が必要となることから、本市との関係を明確にする必要がある。

第1 本市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ連携に努める。

第2 福知山市社会福祉協議会は、福知山市災害ボランティアセンター（以下この章において「災害ボランティアセンター」という。）を福知山市総合福祉会館に常設運営し、平常時は、本市と連携して防災・災害に関する啓発活動や訓練、現地災害ボランティアセンター運営をともに行う「市民サポーター」の養成及びネットワークづくりなどに取組み、災害発生時には、非常時体制に移行する。

第3 ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等については、災害ボランティアセンターの自主性を尊重するものとする。

第4 本市は、災害ボランティアセンターと要員の相互派遣等の連携を図るとともに、その活動に対し、協定に従って支援と協力を行うものとする。

第3節 計画の内容

第1 平常時の活動等

1 福知山市社会福祉協議会との連携

本市は、福知山市社会福祉協議会と連携し、防災・災害に関する啓発活動や訓練、「市民サポーター」の養成等、災害ボランティア活動が活発に行われるよう支援する。

2 「市民サポーター」登録制度

福知山市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を円滑・効果的に推進するため、災害ボランティアセンターにおいて「市民サポーター」を事前に登録し、その育成に努める。

3 研修及び訓練

(1) 災害ボランティアセンターは、住民に対して防災意識を高めるための研修を行う。

(2) 災害ボランティアセンターは、災害発生時に円滑な活動となるよう、災害ボランティア活動に関する知識等について事前登録された「市民サポーター」を対象に必要な研修を行う。

(3) 災害ボランティアセンターは、本市が行う地域防災訓練への参加について配慮する。

第2 災害ボランティア（特に資格、技術を必要としない業務に従事する災害ボランティア）の受入体制等

1 受入体制及び活動支援体制の整備

(1) 災害発生時の災害ボランティアについては、事前登録された「市民サポーター」とともに、災害ボランティアセンターが受入・派遣の受給調整、活動支援を行うものとする。

(2) 本市は、災害時に災害ボランティアセンターの拠点及び現地センターを置く場合は、その活動に必要な場所として市内の公共施設等をあつ旋若しくは提供できるよう、あらかじめ

震災対策計画編
第2部 災害予防計画

め計画する。

2 災害ボランティアの活動環境整備

災害ボランティアセンターは、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、平常時から災害ボランティアセンター運営に係る「市民サポーター」の養成及び登録、災害ボランティアのネットワーク化、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティアの活動用訓練等、必要な施策を実施するものとする。

第3 災害ボランティアに関する啓発

本市は、住民に対し防災知識の普及にあたりとともに、福知山市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア活動の啓発を行う。

第15章 広域応援体制整備計画

〈市長公室経営戦略課、市民総務部危機管理室、消防本部、上下水道部〉

第1節 計画の方針

本市は、大規模地震発生時に、円滑な応援活動を行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結し、広域的な応援体制を確立しておくものとする。

第2節 計画の内容

第1 広域応援体制の整備

- 1 本市は、京都府、近隣及び遠隔（又は関連）市町、その他の行政機関、公共機関、自衛隊、市内民間団体等との相互応援協定に基づいた広域的な応援体制と対策の強化に努めることとする。
- 2 京都府は、「京都府災害時応急対応業務マニュアル」、「京都府版市町村災害時応急対応業務マニュアル」により、市町村及び京都府の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、及び協働を可能とすることによって、京都府による市町村への応援及び市町村の相互応援を円滑に行う応援体制を整備する。

第2 応援の要請

本市は、大火災及び大規模地震災害の発生により、災害の程度が甚大となるおそれが生じたときには、現場状況に応じて次の応援協定に基づき応援を要請する。

締結されている協定は、**資料編第1章－協5～協定7**に示すとおりである。

第16章 行政機能維持対策計画

＜市民総務部危機管理室、市長公室職員課＞

第1節 業務継続性の確保

本市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。また、躊躇なく避難情報を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員の動員確保、特に交通遮断が予見される場合での早めの参集指示、定期的な教育、訓練、点検等の実施について計画を策定するとともに、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などにも継続して取り組む。

本市は、災害時に災害応急対策活動や復旧及び復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保についても計画で策定する。

第2節 防災中枢機能等の確保、充実

本市は、市役所などの防災中枢機能を果たす施設及び設備の充実並びに整備に努め、災害に対する安全性を確保するとともに、消防防災センターなどの総合的な防災機能を有する拠点及び街区の整備推進に努め、安全性を確保する。また、各支所、小中学校、消防署東分署、消防署北分署及び市民病院が保有する災害対応に必要な施設並びに設備についても整備推進に努め、安全性を確保する。また、市役所が大規模に被災し、防災中枢機能を果たせなくなった場合に備え、消防防災センターが二次的な防災中枢機能を果たすよう、施設及び設備の充実並びに整備に努めるものとする。

なお、各施設において必要に応じ代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるとともに、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等の非常用通信手段の確保を検討するものとする。

第3節 各種データの整備保全

本市は、災害復旧、復興への備え、復興の円滑化のため、あらかじめ業務継続に必要な各種データの保全について、整備しておくものとする。

第17章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

＜市民総務部危機管理室、産業政策部産業観光課＞

第1節 計画の方針

本市は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、大量の客及び帰宅困難者により救急、救助等の応急活動に支障をきたし、観光客及び帰宅困難者自身にも危険が及ぶなど、一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から京都府、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応が取れるよう体制整備を図る。また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

第2節 計画の内容

第1 観光客及び帰宅困難者への啓発

発災直後、本市の応急対策活動は、救命救助、消火及び避難者の保護に重点をおくため、観光客及び帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、次のことについて普及啓発を行う。

- 1 二次災害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは、むやみに移動しない。
- 2 災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板（web171）、複数の安否確認手段の活用
- 3 多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家庭との連絡手段、徒歩帰宅ルートの整備
- 4 公共機関が提供する正確な情報を収集し、冷静に行動する。
- 5 帰宅できるまで、自助・共助により助け合う。

第2 観光客及び帰宅困難者への支援の検討

本市は、京都府と連携し、観光客及び帰宅困難者の災害時における的確な行動について、輸送機関、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し、周知徹底に努める。また、災害時における観光客及び帰宅困難者の避難所への収容と合わせ、事業所、ホテル・旅館業者等に対しても一時収容等の協力を求めていく。また、外国人観光客に対しては、本市、京都府、鉄道事業者、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し、各鉄道の計画運休や運行状況等の情報を集約して多言語でリアルタイムの伝達に努める。

第3 事業所等への要請

- 1 本市は、京都府と連携し、事業所等に発災時間帯別対応ルールを次のとおり定めるよう働きかける。
 - (1) 就業時間帯に発災
従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは、事業所内に待機するよう指示するとともに、来所者を事業所内の待機スペースに誘導
 - (2) 出勤・帰宅時間帯に発災
自宅又は事業所のいずれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）
- 2 事業所等に対し、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に係る計画の策定に努めるよう働きかける。

第3部 災害応急対策計画

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害応急対策の活動体制

(各班) <各課>

第1節 計画方針

市内で震度4以上の地震が発生した場合(震度は地震情報によるもののほか、職員自ら想定する場合を含む。)、初動時の迅速かつ適切な災害応急対策が重要であることから、それぞれの震度段階に応じた活動体制を確立する。

第2節 災害応急対策の活動体制

第1 震度4の場合

震度4の地震が発生した場合、主に被害状況の情報収集にあたる。情報収集の結果、災害応急対策が必要な場合は、災害警戒本部に移行する。

なお、震度4の段階では電話回線が寸断されていない状況とし、寸断された場合は災害警戒本部を設置するものとする。

第2 震度5弱及び震度5強の場合

震度5弱及び震度5強の地震が発生した場合、災害警戒本部を自動設置し、直ちに災害応急対策を実施する。被害がさらに拡大する恐れのあるときは、災害対策本部に移行する。

なお、上下水道部については、対策本部を自動設置する。

第3 震度6弱以上の場合

災害対策本部を自動設置し、本市の組織及び機能の総力をあげて対処する。

第3節 情報収集体制(震度4)

(市長公室経営戦略班、動員班、広報班、市民総務部総合調整班 各支所班 消防部 上下水道部)

<市長公室 市民総務部危機管理室 各支所 消防部 上下水道部>

第1 計画の方針

震度4の地震が発生した場合、主に被害状況の情報収集にあたる。情報収集の結果、災害応急対策が必要な場合は、災害警戒本部に移行する。

なお、震度4の段階では電話回線が寸断されていない状況とし、寸断された場合は災害警戒本部を設置するものとする。

第2 動員及び体制

1 職員配備

要員の内訳は「第6節 動員計画」参照。

2 初動体制

震度4の地震が発生した場合、総務課に情報管理班を設置し、収集された情報の総括を行う。主な初動体制は、次のとおりである。

(1) 負傷者、住居の被害調査(各班)

ア 市防災行政無線による情報収集(支所班)

イ 全ての通信手段による情報収集(各班)

(2) 電話、電気、ガス、上下水道、道路及び鉄道の現状把握(上下水道部、道路河川班、NTT、関西電力送配電、JR西日本及びガス事業者)

(3) 各部の被害状況調査(各班)

(4) 京都府との情報交換(経営戦略班)

(5) 出動要員確認(動員班)

(6) 情報収集及び伝達の記録(総合調整班及び広報班)

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

- (7) 市民への広報（広報班、上下水道部及び消防署）
 - ア 市防災行政無線による住民への火災防止等の放送（消防署）
 - イ 広報車による住民広報（広報班、上下水道部及び消防署）
 - ウ ホームページによる住民広報（広報班）
- (8) 市防災行政無線等により消防団への広報命令（消防本部）
- (9) 市防災行政無線等により各小学校及び中学校への現状通知（教育委員会）
- (10) 府衛星通信系防災情報システム等により陸上自衛隊第7普通科連隊との連絡調整（経営戦略班）
- (11) 福知山警察署との連絡調整（経営戦略班）
- (12) 福知山医師会との連絡調整（救護班）
- (13) その他関係機関との連絡調整（経営戦略班）

3 災害警戒本部への移行

収集された情報に基づき、市長は、危機管理監を中心に市長公室長、地域振興部長、市民総務部長、福祉保健部長、建設交通部長、消防長、議会事務局長及び危機管理室長と協議して、災害警戒本部への移行を決定する。市長不在の場合は副市長、危機管理監の順で代行する。

第4節 災害警戒本部（震度5弱、強）

（各班）

<各部>

第1 計画の方針

震度5弱及び震度5強の地震が発生した場合、災害警戒本部を自動設置し、直ちに災害応急対策を実施する。被害がさらに拡大する恐れのあるときは、災害対策本部に移行する。

なお、上下水道部については、対策本部を自動設置する。

第2 設置及び閉鎖

1 設置基準

- (1) 震度5弱及び震度5強の地震が発生した場合（自動設置）

2 閉鎖基準

- (1) 災害のおそれが解消したとき
- (2) 災害対策本部を設置したとき

第3 災害警戒本部の組織

1 本部の位置

本部は原則として、次のところにおく。

福知山市字内記13番地の1 福知山市役所（301号室）

なお、本部設置予定地が何らかの事情で機能を果たせないと判断されたときは、消防防災センターに本部を設置し、現地本部の設置が必要と判断されたときは、支所等に現地本部を設置する。

2 本部の庶務

本部の庶務は、市民総務部総合調整班が行うものとする。

3 職員配備

要員の内訳は「第6節 動員計画」参照

4 初動体制

主な初動体制は、次のとおりである。

- (1) 負傷者、住居の被害調査（各班）
 - ア 市防災行政無線による情報収集（支所班）
 - イ 全ての通信手段による情報収集（各班）
- (2) 電話、電気、ガス、上下水道、道路及び鉄道の現状把握（上下水道部、道路河川班、NTT、関西電力送配電、JR西日本及びガス事業者）
- (3) 各部の被害状況調査（各班）

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

- (4) 京都府との情報交換（経営戦略班）
- (5) 出動要員確認（動員班）
- (6) 情報収集及び伝達の記録（総合調整班及び広報班）
- (7) 市民への広報（広報班、上下水道部及び消防署）
 - ア 市防災行政無線により住民への火災防止等の放送（消防署）
 - イ 広報車による住民広報（広報班、上下水道部及び消防署）
 - ウ ホームページによる住民広報（広報班）
- (8) 市防災行政無線等により消防団への広報命令（消防本部）
- (9) 市防災行政無線等により各小学校及び中学校への現状通知（教育委員会）
- (10) 府衛星通信系防災情報システム等により陸上自衛隊第7普通科連隊との連絡調整（経営戦略班）
- (11) 福知山警察署との連絡調整（経営戦略班）
- (12) 福知山医師会との連絡調整（救護班）
- (13) その他関係機関との連絡調整（経営戦略班）
- (14) 緊急初動特別班は、本部が機能するまで本部の初動体制を整える
- (15) 救助に伴う応援要請検討（消防本部）
- (16) 避難所開設の検討（まちづくり推進班、救助第1班、救助第2班及び人権推進班）
- (17) 陸上自衛隊派遣要請検討（経営戦略班）
- (18) 消防団情報担当員は、自治会（地域住民組織）との連絡調整及び情報収集を実施
- (19) 自治会は、住民相互に助け合い救助、避難等を実施

5 本部の機構及び事務分掌
災害対策本部の規程に準ずる。

第4 緊急初動特別班

- 1 緊急初動特別班は、災害対策本部規程第9条に掲げる要員をもってあてる。
- 2 本部が自動設置されている場合でも、本部が確実に機能するまでは緊急初動特別班による体制を維持するものとする。
- 3 緊急初動特別班の解散は本部で決定し、市民総務部長より指示する。解散後は、各所属部長の指示に従うものとする。

第5節 災害対策本部（震度6弱以上）

（各班）

<各部>

第1 計画の方針

震度6弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部を自動設置し、本市の組織及び機能の総力をあげて対処する。

第2 設置及び閉鎖

1 設置基準

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合（自動設置）
- (2) 震度5弱、及び震度5強の地震が発生し、災害警戒本部が設置された場合で、被害がさらに拡大するおそれのあるとき、本部長（市長）は危機管理監を中心に市長公室長、地域振興部長、市民総務部長、福祉保健部長、建設交通部長、消防長、議会事務局長及び危機管理室長と協議して決定する。

2 閉鎖基準

災害のおそれが解消したとき。

第3 災害対策本部の組織

1 本部の位置

本部は原則として、次のところに置く。

福知山市字内記13番地の1 福知山市役所（301号室）

なお、本部設置予定地が何らかの事情で機能を果たせないと判断されたときは、消防防災

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

センターに本部を設置し、現地本部の設置が必要と判断されたときは、支所等に現地本部を設置する。

2 本部の庶務

本部の庶務は、市民総務部総合調整班が行う。

3 職員配備

要員の内訳は「第6節 動員計画」参照

4 本部会議

災害対策本部に本部会議を置く。本部会議は、本部長及び副本部長を中心に部長職にある者をもって組織し、気象情報、地震情報、被害状況等を基にして、災害対策本部の防災活動に関する基本方針を決定する。

5 災害対策本部の運用

- (1) 指揮命令系統を確立すること。
- (2) でき得る限り簡素化し、名目的及び形式的なものを排除すること。
- (3) 責任分担を明確にすること。
- (4) 災害対策本部の活動は、地震の規模及び程度によりそれぞれの体制をとるものとする。
- (5) 災害対策本部の運営は、対策本部会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針に基づき事務分掌の迅速な処理に努める。
- (6) 災害対策本部の各部、各班の要員の配置は、各事務分掌によって、災害の程度に即応した適正な規模によるものとし、応援要員は配属された部署の職務に専念する。
- (7) 災害対策本部の各部各班の活動の実施細目は、各部の活動計画によって定める。

6 初動体制

主な初動体制は、次のとおりである。

- (1) 負傷者、住居の被害調査（各班）
 - ア 市防災行政無線による情報収集（支所班）
 - イ 全ての通信手段による情報収集（各班）
 - (2) 電話、電気、ガス、上下水道、道路及び鉄道の現状把握（上下水道部、道路河川班、NTT、関西電力送配電、JR西日本及びガス事業者）
 - (3) 各部の被害状況調査（各班）
 - (4) 京都府との情報交換（経営戦略班）
 - (5) 出動要員確認（動員班）
 - (6) 情報収集及び伝達の記録（総合調整班及び広報班）
 - (7) 市民への広報（広報班、上下水道部及び消防署）
 - ア 市防災行政無線により住民への火災防止等の放送（消防署）
 - イ 広報車による住民広報（広報班、上下水道部及び消防署）
 - ウ ホームページによる住民広報（広報班）
 - (8) 市防災行政無線等により消防団への広報命令（消防本部）
 - (9) 市防災行政無線等により各小学校及び中学校への現状通知（教育委員会）
 - (10) 府衛星通信系防災情報システム等により陸上自衛隊第7普通科連隊との連絡調整（経営戦略班）
 - (11) 福知山警察署との連絡調整（経営戦略班）
 - (12) 福知山医師会との連絡調整（救護班）
 - (13) その他関係機関との連絡調整（経営戦略班）
 - (14) 緊急初動特別班は、本部が機能するまで本部の初動体制を整える
 - (15) 救助に伴う応援要請検討（消防本部）
 - (16) 避難所開設の検討（まちづくり推進班、救助第1班、救助第2班及び人権推進班）
 - (17) 陸上自衛隊派遣要請検討（経営戦略班）
 - (18) 消防団情報担当員は、自治会（地域住民組織）との連絡調整及び情報収集を実施
 - (19) 自治会は、住民相互に助け合い救助、避難等を実施
- 7 災害対策本部の事務分掌は、資料編第1章一規1「福知山市災害対策本部規程」を参照

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

第4 緊急初動特別班

- 1 緊急初動特別班は、災害対策本部規程第9条に掲げる要員をもってあてる。
- 2 本部が自動設置されている場合でも本部が確実に機能するまでは、緊急初動特別班による体制を維持するものとする。
- 3 緊急初動特別班の解散は本部で決定し、市民総務部長より指示する。解散後は、各所属部長の指示に従うものとする。

緊急初動特別班出動基準、事務分掌

出動基準	出動者	事務分掌
震度5弱、強の地震の発生 (災害警戒本部自動設置)	あらかじめ任命してある職員	福知山市地域防災計画に定める地震発生による災害警戒・対策本部の初動体制の整備に関する事。
震度6弱以上の地震の発生 (災害対策本部自動設置)	あらかじめ任命してある職員	

第5 防災会議の開催

本市の地域において、地震災害が発生し、各種の応急対策及び災害復旧について必要のある場合は、福知山市防災会議を開催し、関係機関相互の連絡調整その他必要な措置を行う。

第6 災害対策本部、本部長の標識及び腕章

災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合は、**資料編2章一標1「標識・腕章・章標・証票関係一覧」**の標識及び腕章を着用する。

第6節 動員計画

(市長公室動員班)

<市長公室職員課>

第1 計画の方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、各活動体制の動員、参集方法等について定める。

第2 要員の動員

- ・災害警戒本部の要員動員計画は、別紙のとおり
- ・災害対策本部の要員動員計画は、別紙のとおり

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

福知山市災害警戒本部要員動員計画

○1号配備は原則、部長級及び管理主管課長を配備。2号配備は、おおむね全課長以上を配備。

○動員計画の1号及び2号は標準であり、市長の指示や状況に応じて各部長が増減できるものとする。

部名	1号配備				2号配備			
	部長等	課名等	人員	計	部長等	課名等	人員	計
市長公室	3	経営戦略課	1	8	3	経営戦略課	1	9
		職員課	1			職員課	1	
		秘書広報課	3			秘書広報課	4	
地域振興部	3	まちづくり推進課	1	8	3	まちづくり推進課	1	25
		三和支所	1			三和支所	6	
		夜久野支所	1			夜久野支所	4	
		大江支所	1			大江支所	8	
		文化・スポーツ振興課	0			文化・スポーツ振興課	1	
		人権推進室	1			人権推進室	2	
財務部	1	契約監理課	1	2	1	契約監理課	1	5
		財政課	0			財政課	1	
		資産活用課	0			資産活用課	1	
		税務課	0			税務課	1	
福祉保健部	2	社会福祉課	1	5	2	社会福祉課	1	10
		子ども政策室	0			子ども政策室	2	
		健康医療課	0			健康医療課	1	
		障害者福祉課	0			障害者福祉課	1	
		高齢者福祉課	0			高齢者福祉課	1	
		地域包括ケア推進課	2			地域包括ケア推進課	2	
市民総務部	4	危機管理室	7	14	4	危機管理室	7	21
		総務課	1			総務課	3	
		議会事務局	1			議会事務局	2	
		監査委員事務局	0			監査委員事務局	0	
		デジタル政策推進課	1			デジタル政策推進課	1	
		会計室	0			会計室	0	
		斎場	0			斎場	1	
		市民課	0			市民課	1	
		保険年金課	0			保険年金課	1	
		生活環境課	0			生活環境課	1	
		産業政策部	2			産業観光課	1	
エネルギー・環境戦略課	0	エネルギー・環境戦略課	1					
農政課	0	農政課	2					
農林業振興課	0	農林業振興課	3					
農業委員会	0	農業委員会	1					
建設交通部	1	道路河川課	1	6	1	道路河川課	7	22
		建築住宅課	1			建築住宅課	5	
		都市・交通課	2			都市・交通課	6	
		用地課	1			用地課	3	
教育部	2	教育総務課	1	3	2	教育総務課	2	9
		学校教育課	0			学校教育課	1	
		生涯学習課	0			生涯学習課	1	
		学校給食センター	0			学校給食センター	1	
		中央公民館	0			中央公民館	1	
		図書館	0			図書館	1	
消防部	1	消防本部	3	16	1	消防本部	8	30
		消防署（分署含む）	5			消防署（分署含む）	14	
		消防団	7			消防団	7	
上下水道部	1	経営総務課	1	2	2	経営総務課	1	5
		水道課	0			水道課	1	
		下水道課	0			下水道課	1	
病院事務部	1	病院総務課	1	3	1	病院総務課	3	6
		病院医事課	0			病院医事課	1	
		分院管理課	1			分院管理課	1	
計	21		50	71	22		131	153

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

福知山市災害対策本部要員動員計画

部名	1号動員				2号動員				3号動員
	部長等	課名等	人員	計	部長等	課名等	人員	計	
市長公室	3	経営戦略班	2	11	3	経営戦略班	4	15	全員
		動員班	2			動員班	3		
		広報班	4			広報班	5		
地域振興部	3	まちづくり推進班	1	35	3	まちづくり推進班	4	41	
		三和支所班	10			三和支所班	10		
		夜久野支所班	8			夜久野支所班	8		
		大江支所班	8			大江支所班	8		
		文化・スポーツ振興班	2			文化・スポーツ振興班	2		
		人権推進班	3			人権推進班	6		
財務部	1	情報収集班	3	15	1	情報収集班	5	26	
		財政班	3			財政班	5		
		資産活用班	4			資産活用班	4		
		調査班	4			調査班	11		
福祉保健部	2	救助第1班	2	19	2	救助第1班	8	39	
		救助第2班	7			救助第2班	14		
		救護班	8			救護班	15		
市民総務部	4	総合調整班	7	38	4	総合調整班	7	50	
		情報管理班	11			情報管理班	11		
		情報推進班	1			情報推進班	3		
		会計班	2			会計班	3		
		市民生活班	6			市民生活班	7		
		食糧班	4			食糧班	8		
		生活環境班	3			生活環境班	8		
産業政策部	2	産業観光班	7	21	2	産業観光班	9	32	
		エネルギー・環境戦略班	2			エネルギー・環境戦略班	3		
		農政班	3			農政班	6		
		農林業振興班	6			農林業振興班	10		
		農業委員会班	1			農業委員会班	2		
建設交通部	1	道路河川班	13	37	1	道路河川班	25	70	
		建築住宅班	11			建築住宅班	18		
		都市・交通班	6			都市・交通班	15		
		用地班	6			用地班	11		
教育部	2	教育総務班	5	16	2	教育総務班	6	25	
		学校教育班	3			学校教育班	8		
		生涯学習班	6			生涯学習班	9		
消防部	1	指揮班	3	24	1	指揮班	3	130	
		情報班	7			情報班	22		
		消防班（水防班）	13			消防班（水防班）	104		
上下水道部	2	経営総務班	4	15	2	経営総務班	9	32	
		水道班	4			水道班	10		
		下水道班	5			下水道班	11		
病院事務部	1	病院総務班	2	7	1	病院総務班	5	12	
		病院医事班	2			病院医事班	4		
		分院管理班	2			分院管理班	2		
計	22		217	239	22		450	472	

備考

- 1 動員は、この表の3段階による動員計画に基づき、災害の状況に応じ本部指令を基準として、臨機応変に実施するものとする。
- 2 消防部の消防班（水防班）は、この表に規定する人員のほか、必要隊を動員するものとする。
- 3 消防部は、この表に規定する班及び人員のほか、消防団員を動員するものとし、その人員は、消防団長の出動命令による数とする。

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

・震度6弱、又は震度6強の体制

災害対策本部（震度6弱又は震度6強）
○災害対策本部（3号動員：全員）自動設置とする
○本庁緊急初動第1班（15名）
○本庁緊急初動第2班（16名）
○支所緊急初動第1班（各支所5名）
○支所緊急初動第2班（各支所5名）
○重要避難施設管理者（全員）
○その他避難施設管理者（全員）

第3 要員の参集

1 参集場所

- (1) 市出勤者……………各部・各班指定場所
- (2) 緊急初動特別班…危機管理室
- (3) 施設等管理者……各施設
- (4) 地区派遣班……………各派遣班設置場所

2 参集方法

(1) 勤務時間外

震度4以上の地震が発生した場合、各体制の要員にあたる職員は自主参集する。

原則として徒歩、バイク又は自転車による出勤とするが、やむを得ず自家用車で出勤の場合は、庁舎周辺の駐車は禁止する。

職員は参集途上、次の事項について適切な助言及び援助をするとともに、収集した情報を総合調整班に報告する。

ア 住民への出火防止と初期消火

イ 人命の危険を察知した場合は、避難の呼びかけ及び指導

ウ 倒壊家屋、道路、橋梁等の被害状況や通行不能箇所の状況

(2) 勤務時間内

勤務時間内については、庁内放送、防災行政無線、電話等により通知する。

職員は直ちに参集場所に出動する。

第7節 広域応援協力計画

（市長公室経営戦略班）

＜市長公室経営戦略課＞

第1 計画の方針

地震により災害が発生した場合、あらかじめ定めである所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて京都府、他市町村、防災関係機関に協力を求め、応急対策を行うものとする。

第2 応援要請

1 応援要請の協議

応急救助の実施について京都府及び他市町村に応援を求める必要が生じた場合は、本部長は直ちに本部会議を招集し、応援要請について協議し決定する。

ただし、事態が急迫して本部会議を招集するいとまのないときは、直接本部長が決定する。

2 応援要請の実施

本部長は、第2部第15章「広域応援体制整備計画」の応援協定に基づき、応援要請を行うものとする。京都府に要請を行う場合は、京都府中丹広域振興局長（以下この震災対策計画編において「振興局長」という。）を通じて知事に要請をし、応援活動終了後は、活動状況等を振興局長に報告する。

3 応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、要請した内容に応じて各班長が行う。各班長は、応援の

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

状況を把握して本部長に報告する。

第8節 労務供給計画

(各班)

<各部>

第1 計画の方針

災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部員、NPO・ボランティア等の要員では、労力的に不足するときの労働力の確保について定める。

第2 実施責任者

労務供給については、原則としてそれぞれの実施機関が行うものとするが、災害の状況により労務者の確保ができないときは、市長がその調整を行う。

第3 労務提供の協力要請

- 1 自治会等に労務者提供の協力を要請する。(地域振興部まちづくり推進班)
- 2 市内建設業者に土木建築技能者、労務者提供の協力を要請する。(建設交通部道路河川班、上下水道部経営総務班、上下水道部下水道班)
- 3 知事に対し労務者の提供を依頼する。(市長公室経営戦略班)

第4 災害救助法による救助実施のための労務者雇上げの範囲、その基準

1 雇上げの範囲

- (1) 被災者の避難(消防部消防班、福祉保健部救助第2班及び産業政策部農政班)
- (2) 医療及び助産における移送(福祉保健部救護班、病院事業部病院総務班及び医事班)
- (3) 被災者の救出(消防部消防班、京都府警察)
- (4) 飲料水の供給(上下水道部経営総務班)
- (5) 救済用物資の整理、輸送及び配分(福祉保健部救助第1班及び救助第2班)
- (6) 行方不明者の捜索(消防部消防班、京都府警察)
- (7) 遺体の処理(埋葬を除く。)(福祉保健部救助第2班)

2 雇上げの賃金

- (1) 労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。
- (2) 知事が直接供給した労働者の費用は京都府が負担し、市長が要請し供給した労働者の費用は本市が負担する。

3 雇上げの期間

人夫雇上げの期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間。

第2章 通信体制及び災害情報収集計画

(市長公室広報班、市民総務部情報推進班・総合調整班・情報管理班、地域振興部各支所班、消防部消防班)

<各部、各課、各支所>

第1節 通信手段の確保

第1 計画の方針

地震災害時における被害状況の収集をはじめ、各防災関係機関相互の通知、要請、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、その要領を定めるとともに、非常時における通信連絡を確保するための公衆電気通信設備の優先利用、非常無線の利用、放送の要請等について定める。

第2 地震発生場所、規模の発表

地震に関する資料や状況を速報するため「地震及び津波に関する情報」は、緊急の場合を除き、大阪管区気象台からの連絡報に基づき京都地方気象台が発表し、次の方法により伝達される。

1 報道機関による速報

(1) 震度3から5強の地震についてはローカル速報

ア テレビ……画面に字幕スーパーで速報

イ ラジオ……NHK 第一放送の番組を適時中断し速報

(2) 震度6弱以上の地震については全国放送の臨時ニュース

2 地震観測地点

福知山市役所庁舎南側(平成8年4月運用開始 気象庁設置)

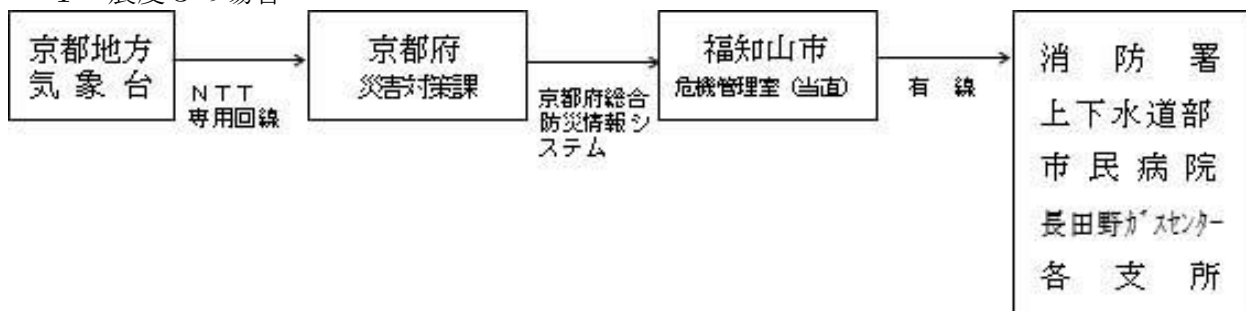
京都府内に震度3以上の地域があった場合、福知山市の震度も表示される。

【京都府内気象庁設置地震観測地点(7か所)】

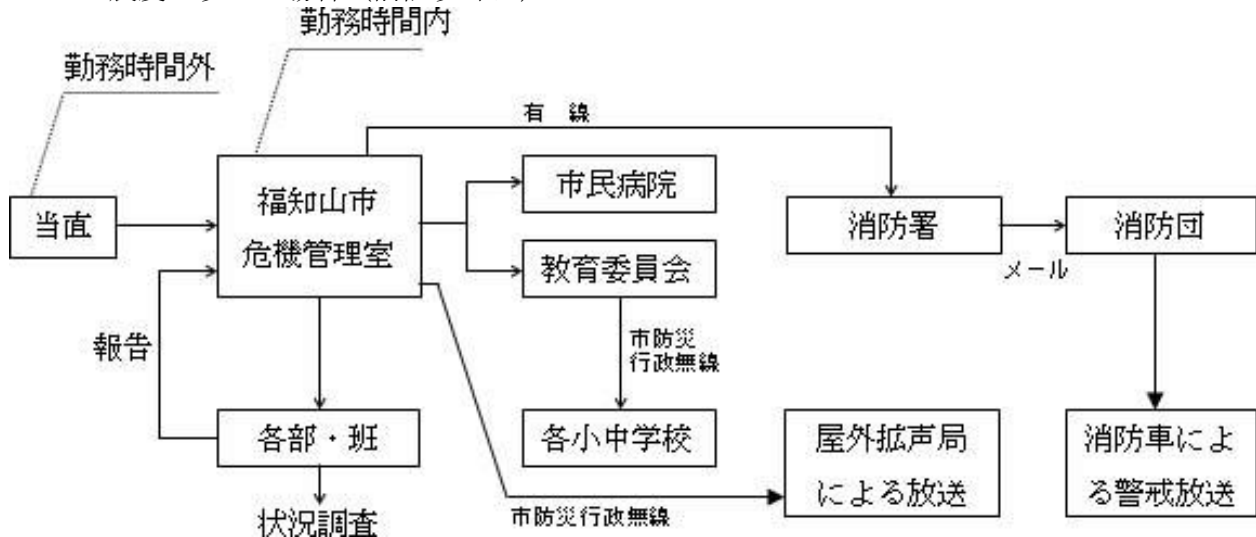
設置場所	所在地
京都地方気象台	京都市中京区西ノ京笠殿町 38
福知山市役所	福知山市字内記 13 番地の 1
亀岡市役所	亀岡市安町野々神 8
宇治市役所	宇治市宇治琵琶 33
京丹後市弥栄町	京丹後市弥栄町吉沢小字ヲヤマ 2613
京丹波町坂原	船井郡京丹波町坂原アワノ谷 12-1
舞鶴市下福井	舞鶴市字下福井 901

第3 地震発生時の伝達系統

1 震度3の場合



2 震度4以上の場合（前記以外に）



第4 地震発生時の通信手段の確保

各機関は、地震発生時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達その他必要な連絡等の通信を迅速にかつ円滑に行うため、非常における通信を確保する。

1 公衆電気通信設備の運用

- (1) 公衆電気通信設備においては、防災関係の電話については災害時優先電話が確保されている。
- (2) 災害対応の拠点となる施設に衛星携帯電話の配備を進める。
- (3) 被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況になっている場合には、西日本電信電話株式会社によって提供される「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板（web171）」等を利用する。

なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等が広報される。

2 無線通信網の確保と運用

地震発生時においては、公衆回線の切断あるいは混雑による、一般的な通信手段が確保できない場合が想定されることから、無線による通信が重要になる。そのため、無線通信の使用方法などについて十分習熟するものとする。

(1) 防災行政無線

有線による連絡不能の場合や緊急を要する報告については、次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。

なお、その他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

- (ア) 緊急要請
- (イ) 予警報の伝達
- (ウ) 災害対策本部指令及び指示
- (エ) 応急対策報告
- (オ) 被害状況報告
- (カ) その他災害に関する連絡

ア 京都府衛星通信系防災情報システム

(ア) 本市と京都府との間における情報の収集、予警報等の伝達は、京都府が設置している衛星通信系防災情報システムによって行う。遠隔制御装置場所については、**資料編第4章-通2「京都府総合防災情報システム電話番号簿」**に示すとおりである。

イ 福知山市防災行政無線

災害対策員からの被害状況、活動状況等の情報伝達は、防災行政無線移動系を活用できる地域においては、これをもって行う。

(2) 非常無線通信

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

災害時において、有線通信及び防災行政無線の利用が不能又は著しく困難な場合における通信を確保するため、電波法第52条及び第74条の規定に基づく非常無線通信の利用を図る。

ア 非常無線通信実施

地震、台風、洪水、雪害、火災及びその他非常の事態が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において有線通信の利用ができないか、あるいは利用することが著しく困難な場合に実施することができる。

イ 非常通報の内容

非常無線通信を利用できる通報の内容は、次の内容のものとする。

- (ア) 人命救助に関するもの
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）や天災その他災害の状況に関するもの
- (ウ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- (エ) 電波法第74条による非常の場合の総務大臣の通信実施命令によるもの
- (オ) 非常事態が発生した場合の収集、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (カ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (キ) 遭難者の救護に関するもの
- (ク) 非常事態発生の場合における列車運転及び鉄道輸送に関するもの
- (ケ) 鉄道線路、道路、電力施設及び電信電話回線の破壊又は障害の状況、その修理及び復旧のための資材の手配並びに運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (コ) 災害対策基本法第57条の規定に基づき、知事又は市長が発受する通知、要請伝達又は警告で特に必要があると認めたもの
- (サ) 災害対策基本法第79条の規定に基づき、指定地方行政機関の長、知事又は市長が災害の応急措置を実施するため必要な緊急通信に関するもの
- (シ) 防災関係機関相互間に生ずる災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの
- (ス) 災害救助法第24条の規定に基づき、知事から医療、土木及び建築工事、輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

ウ 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- (ア) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- (イ) 地方防災会議及び対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 全国都市消防長連絡協議会
- (オ) 電力事業者
- (カ) 地方鉄道会社
- (キ) その他人命の救助、急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

エ 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼するものとする。

- (ア) あて先の住所及び氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (イ) 本文（字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (ウ) 発信者の住所及び氏名（電話番号を付記する。）

オ アマチュア無線の利用

本市のアマチュア無線家に協力を依頼し、アマチュア無線局を利用する。

3 その他の通信網の活用

(1) 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備の利用

警報の伝達、応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ、一般の公衆電話が途絶した場合は、福知山駅の通信設備を利用する。

(2) 放送の要請

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

市長は、災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法 57 条の規定に基づき、知事と日本放送協会京都放送局長、株式会社京都放送社長及び株式会社エフエム京都代表取締役社長との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第5条の規定により、必要な事項について当該放送機関に放送を要請する。また、「災害時における緊急放送に関する協定（平成 23 年 8 月 25 日締結）」により、京都 FM 丹波放送株式会社に対し、必要な情報について放送を要請する。

なお、日本放送協会京都放送局長に対し、緊急警報信号により災害に関する放送を要請する場合は、「緊急警報放送の要請に関する覚書」第2条により、知事に対して要請するものとする。ただし、例外措置として、本市と京都府との通信途絶など特別の事情がある場合には、直接放送要請を行うことができる。（第2部第3章参照）

(3) 通信途絶時における措置

公衆電気通信設備、防災行政無線及び非常無線通信、西日本旅客鉄道株式会社の通信等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努めるものとする。

第2節 災害情報の把握

第1 計画の方針

地震災害時において、災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携のもとに迅速的確に、災害に関する情報、被害状況等の収集、伝達及び報告に努める。

第2 被害状況の把握

1 住民組織による把握

(1) 災害の発生を知った者は、直ちにその事実を災害対策本部に連絡する。

(2) 自治会長、消防団員、農業・森林・漁業協同組合長等は、知り得た地域内の災害の状況を、遅滞なく直接災害対策本部に報告する。

2 本部組織による把握

(1) 各部長は、各部で知り得た被害状況、部の活動状況及び要望事項を、逐一、本部長に報告する。

(2) 本部長に報告された各種の情報は、市民総務部において収集整理する。

第3 災害情報及び被害報告の通報の要領

災害時における情報の収集及び被害報告の通報の要領については、次のとおり災害情報報告要領及び被害状況報告要領により行うものとし、被害程度の認定基準は別表による。

1 災害情報報告要領

(1) 総括

この要領は、被害が発生し、又はそのおそれがある場合に、その状況を速やかに対策本部あるいは関係機関に報告することについて必要な事項を定める。

(2) 報告の内容

ア 被害の概要

イ 避難情報及び災害発生の状況

ウ 消防、水防機関等の活動状況

エ 応援要請状況

オ 応急措置の概要

カ 救助活動の状況

キ 要望事項

ク その他の状況

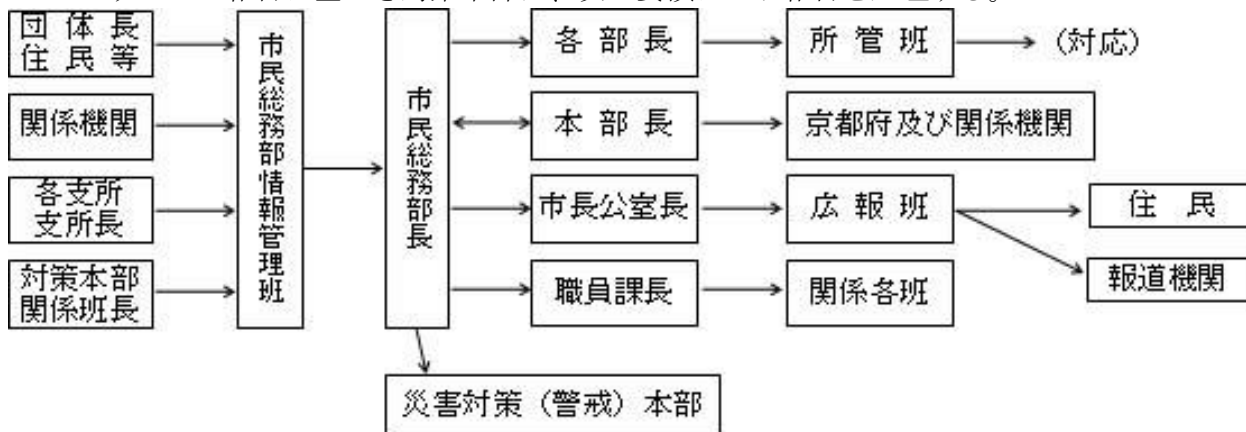
(3) 報告の処理概要等

ア 上記(2)に掲げる事項が発生次第、受信者は、**資料編2章一報1「災害対策情報」**に記入して対策本部に報告すること。

イ 市民総務部情報管理班及び財務部情報収集班は、災害情報に基づき**資料編2章一報2「被害概況速報」**に準じて災害状況を集約するものとする。

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

ウ アの報告に基づき対策本部は、次の要領により報告を処理する。



2 被害状況報告要領

(1) 総括

この要領は、対策本部が本市に被害が発生し、又はそのおそれがある場合に、その状況を関係機関に報告することについて必要な事項を定める。

(2) 報告の種類

ア 被害概況速報

イ 被害状況速報

ウ 被害確定報告

(3) 報告の内容と時期

ア 被害概況速報

初期的段階で被害の有無、程度の全般的概況について報告するものとし、正確性よりも迅速を旨とするもので京都府衛星通信系防災情報システムにより行うものとする。

なお、警報が発表されたときは、被害の有無にかかわらず原則として発令後1時間以内に報告をするものとする。

イ 被害状況報告

被害概況速報後被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、京都府衛星通信系防災情報システムより報告する。

ウ 被害確定報告

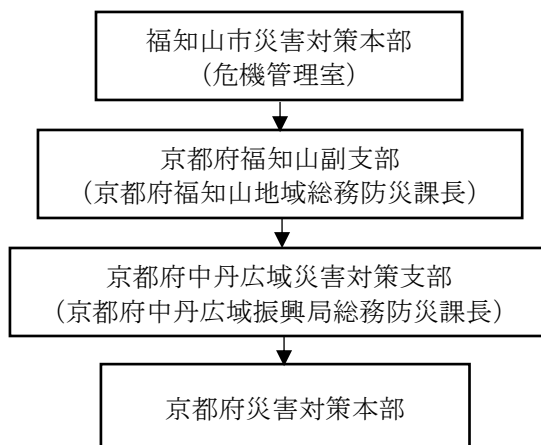
被害の拡大のおそれがなく被害が確定した後15日以内に、**資料編2章一報3「被害状況報告様式」**により報告を行う。

3 京都府への報告系統

京都府（府災害対策本部）に対する報告については、京都府衛星通信系防災情報システムを使用する。

有線回線等の利用が不可能又は困難であるときは、京都府地域防災計画に定める非常通信経路を利用する。また、京都府に連絡ができない場合は、一時的に報告先が消防庁に変更される。京都府と連絡がとれるようになった後は、京都府に報告する。

[災害情報等報告系統]



[福知山市非常通信経路一覧表]

	総合信頼度	非常通信経路
福知山市	A	福知山市役所～～→→京都府（災害対策課） ====（2.5km）福知山警察署 - - - - 京都府警察本部～～～京都府（災害対策課）
	A	====（0.4km）国土交通省福知山河川国道事務所 - - - - 京都府（災害対策課）
	A	====（0.8km）JR 福知山駅～～～JR 二条駅====（2.2km）京都府（災害対策課）
	B	====（1.9km）関西送配電福知山配電営業所～～～関西送配電京都支社～～～京都府（防災消防企画課）
	A	

通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

項目\級別	A 級（高度信頼度）	B 級
全中継回数	3 以下	4 以上
新規連絡設定	無	有
停電時の運用	可能	不可能
通信担当者の配置	常時配置（又は非常の際 30 分以内に配置）	左記以外
有線区間	無 （又は、あっても予備ルートがあるか地下ケーブル等強固な設計となっている。）	有

記号

- - - - -	無線区間	～～～～～	有線区間	====	使送区間
～～～→→→	有線／衛生通信二重化区間				

第3節 災害広報計画

(市長公室経営戦略班・広報班、消防部消防班、上下水道部)

＜市長公室経営戦略課・秘書広報課、消防部、上下水道部＞

第1 計画の方針

本市の地域に係る地震災害について、被害の状況、応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、本市及び関係機関が迅速かつ的確に、被災住民をはじめ一般住民に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧を図るものとする。

第2 広報活動

1 広報担当部・班

災害に関する広報は、広報班が担当し、市民総務部情報管理班が収集した情報の公表を行う。

なお、ライフラインに関する情報は、上下水道部が担当する。

2 広報内容

民心の速やかな安定を図るため、被害状況、救護活動等の状況、ライフライン等の復旧状況などを住民に適切に広報する。

広報手段は、ホームページ、広報車、広報紙、防災行政無線、有線放送、ビラ、ポスター、インターネット等によるとともに、報道機関に対しその報道を要請する。

- (1) 地震に関する情報
- (2) 避難情報、災害の発生状況
- (3) 被害情報、応急対策実施情報
- (4) 生活関連情報（避難所、給食、給水、生活物資等の供給等について）
- (5) 電気、電話等の被災状況及び復旧状況
- (6) 上下水道及びガスの被災状況並びに復旧状況
- (7) 道路交通状況
- (8) バス、鉄道等交通機関の運行状況
- (9) 医療機関の活動状況
- (10) その他必要な事項

3 報道機関に対する発表

報道機関に対する発表、あるいは報道機関からの問合せの受付及び応答について実施要領を定めておく。発表の内容は、おおむね上記の2の内容に沿ったものとする。

4 一般住民への広報要領

災害及び応急対策の状況又は住民に協力を要請すべき事項については、次の要領により広報する。

(1) 広報手段

ア 広報車及び消防団により広報すること。

イ ホームページ、広報紙、防災行政無線、テレホンガイドシステム（0120-25-2978、0773-25-1122）、有線放送、ビラ、ポスター、インターネット等を利用すること。

ウ **資料編第1章一協13「災害時における緊急放送に関する協定」**により、京都 FM 丹波放送株式会社に対し放送を要請すること。

エ 「災害時における相互応援協定」などによる協力機関に対し、ネット上への情報の掲載等を要請すること。

オ 有線放送、新聞、ラジオ、テレビ等に対し、特に報道を要請すること。

(2) 広報内容等

被害の推移、避難情報、応急措置の状況が確実に行き渡るように、電気、ガス、上下水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、災害救助活動等に重点をおき、民心の安定と事故防止、激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項を迅速に広報するものとする。

5 関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

第3章 自衛隊派遣要請計画

(市長公室経営戦略班)

<市長公室経営戦略課>

第1節 計画の方針

地震災害に際し、住民の生命又は財産を保護するため必要があると認められる場合に、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣について、その手続等を定める。

第2節 災害派遣要請手続

第1 市長等の知事への要請

- 1 災害派遣の対象となる事態が発生し、市長が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の第3節第1に掲げる事項を明らかにし、振興局長を通じて知事に派遣を要請する。
- 2 市長は、人命救助等のため緊急を要し、振興局長を通じて知事に派遣を要請するいとまのないときに限り、自衛隊にその旨及び災害状況を通知することができる。
- 3 市長は、通信の途絶等により1に掲げた知事への派遣要請ができない場合には、その旨及び災害状況を自衛隊に通知することができる。
- 4 市長は、2、3により自衛隊に通知した場合、速やかにその旨を振興局長を通じて知事に報告しなければならない。
- 5 自衛隊災害派遣要請の手続は、市長公室があたる。

第3節 派遣の要請

第1 派遣要請の方法

派遣の要請は原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。ただし、緊急を要するため文書をもってしては時機を失する場合は、口頭又は電話等によるものとし、後刻速やかに文書を作成し正式に要請するものとする。

なお、知事に災害派遣要請の要求をできない場合、陸上自衛隊第7普通科連隊（第3科）あてに、知事に派遣要請の要求ができない旨及び災害状況を通知することができる。

- 1 災害の状況、派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

第2 要請文書のあて先

1 陸上自衛隊

第7普通科連隊長

所在地：福知山市天田無番地

電話番号：(0773) 22-4141（内線235）夜間（内線302）

衛星通信系：衛星7-835-8103（第3科）

地上8-835-8103（第3科）

衛星通信FAX：衛星7-835-8100（第3科）

地上8-835-8100（第3科）

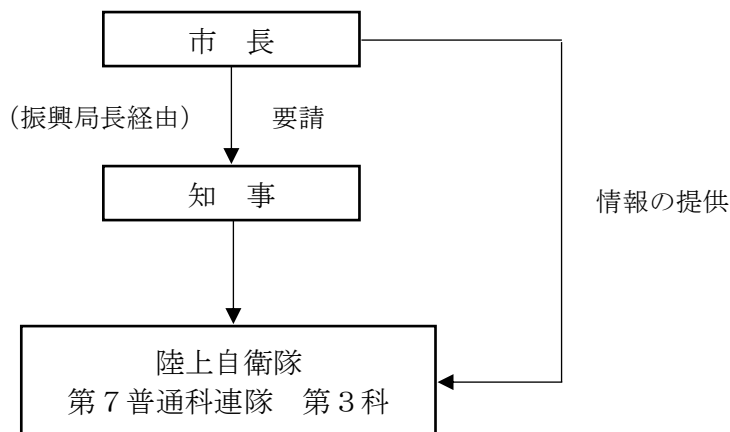
2 自衛隊緊急要請窓口

第7普通科連隊 第3科

所在地：福知山市天田無番地

	勤務時間内	勤務時間外
電話番号	(0773) 22-4141（内線235）	(0773) 22-4141（内線302）
衛星通信系	衛星7-835-8103 地上8-835-8103	衛星7-835-8103 地上8-835-8103

[自衛隊の災害派遣・撤収要請等手順]



第4節 災害派遣部隊の受入体制

第1 受入れ準備の確立

派遣部隊の受入れは、基本的には福知山駐屯地施設で受入れし、駐屯地施設で受入れが困難な場合には、市長は、必要に応じて（細部調整による）各種施設等を準備するものとする。

第2 連絡職員の配置

市長は、派遣部隊の行動が円滑に実施できるよう連絡員を配置し、必要な調整を行わせるものとする。

第3 作業計画の樹立

市長は、第5節第3に掲げる派遣部隊の活動が、他の災害救助及び災害復旧機関と競合重複することのないよう配慮しながら作業計画を立てる。

第4 資材等の準備

市長は、自衛隊が保有する使用可能資機材等以外の作業実施に必要なものを準備し、かつ、作業に関係のある管理者等の事前了解を得ておくものとする。

第5節 派遣部隊到着後の措置

第1 派遣部隊との作業計画等の協議

市長並びに作業に関係のある部長及び班長は、作業計画等について派遣部隊と十分に協議をし、作業の円滑な進捗を図るものとする。

第2 知事への報告

市長は、派遣部隊の到着後、速やかにその旨を振興局長を通じて知事に報告する。

第3 派遣部隊の活動

1 被害状況の把握

車両航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して搜索救助を行う。

4 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

5 道路若しくは水路の確保

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

- 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの除去にあたる。
- 6 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
 - 7 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
 - 8 炊飯及び給水
被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
 - 9 物資の無償貸付又は譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付又は譲与する。
 - 10 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
 - 11 その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第6節 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに文書をもって振興局長を通じて知事に派遣部隊の撤収を要請するものとする。

第4章 被災者救出計画

(消防部)

<消防本部・消防署(消防団)>

第1節 計画の方針

地震災害時における被災者の救出は緊急を要し、かつ、特殊技術や器具等を必要とする場合もあるため、本市は、京都府をはじめ、警察、消防、自衛隊、災害派遣医療チーム(DMAT)等の関係機関、団体、自主防災組織等と密接な連絡をとり、迅速な救出活動を実施する。

第2節 計画の内容

第1 救出の対象

- 1 災害のため、おおむね次のような生命、身体が危険な状態にある者
 - (1) 地震火災時に火中にとり残された場合
 - (2) 倒壊家屋の下敷になった場合
 - (3) 流失家屋、孤立した地点にとり残された場合
 - (4) 土石流により生き埋めになった場合
 - (5) 列車、自動車、航空機、雑踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客や被災者等の救出が必要な場合
- 2 当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、または当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者(以下「安否不明者等」という。)

第2 救出の方法

- 1 救出活動は、消防機関が主体となり、救出に必要な車両、舟艇及びその他機材を整備しておく。
- 2 救出において、特殊技術や器具等を必要とする場合は、直ちにその調達を図るとともに、関係機関に協力を要請し、迅速な救出活動を行う。

第3 安否不明者等の氏名公表

- 1 本市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- 2 京都府は、発災時に安否不明者(行方不明者を含む)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。
- 3 京都府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第4 活動拠点の確保

本市及び京都府は、関係機関の部隊の展開、宿营地等の確保を図るものとする。

第5 活動の調整

本市及び京都府の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を行うものとする。

関係機関は、本市及び京都府の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に現地調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第6 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第7 災害救助法による救出の基準

1 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

- 2 救出の期間
災害発生の日から3日以内
- 第8 関係機関への要請
- 1 本市消防機関のみでは救出困難の場合、京都府、警察及びその他近隣市町村に協力を要請するとともに、必要に応じて緊急消防援助隊、自衛隊の派遣を要請する。
 - 2 要請方法については、「第3部第1章第7節広域応援協力計画」、「第3部第3章自衛隊派遣要請計画」等の計画により応援を要請する。

第5章 医療助産計画

(福祉保健部救護班、市民総務部救護第2班、病院事務部)

<福祉保健部子ども政策室・健康医療課、市民総務部保険年金課、市民病院総務課・医事課・看護学校>

第1節 計画の方針

地震災害により被災地の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合における応急医療及び助産について必要な事項を定める。

第2節 実施責任者

災害時における医療及び助産は、市長が独自の応急対策として実施するものとするが、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められる場合は、京都府に対して、緊急災害医療チームの派遣を要請する。また、市長が独自の応急対策を行うことが困難と認めた場合は、京都府に応急対策を要請する。

災害救助法を適用した場合(「災害救助法による知事の職権の一部を市長等に委任する規則(昭和35年京都府規則第34号)」により知事が職権の一部を市長に委任した場合を除く。)及び知事が必要と認めた場合には知事が行うものとする。

第3節 計画の内容

第1 医療及び助産の対象

- 1 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- 2 災害発生の日前後1週間以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

第2 医療の方法

医療は、原則として救護所に医療班及び救護班を派遣して行うものとする。ただし、患者の症状又はその他の状況により必要と認められたときは、病院又は診療所に収容(移送)するものとする。

第3 医療の内容

診察、薬剤の投与又は治療材料の支給、処置、手術、施術、看護等の応急的な医療を行うものとする。

第4 医療班及び救護班の編成

- 1 医療班及び救護班は、医師、薬剤師、看護師及び補助員、運転員をもって編成する。各機関の医療班及び救護班の編成数は、次のとおりとする。

- (1) 市民病院 1班
- (2) 市民病院大江分院 1班
- (3) 中央保健福祉センター 1班

- 2 京都府救護班の派遣要請

本市独自で編成する医療班及び救護班で応急対策が困難な場合は、振興局長を經由して知事に京都府救護班(緊急災害医療チーム)の派遣要請を行う。

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

第5 救護所の設置

- 1 災害の状況により、第1次的には市民病院、大江分院、中央保健福祉センターを救護所とする。激甚災害の場合は、各医療機関、小・中学校、厚生会館、公民館等適当な施設を選定し、救護所を開設する。
- 2 交通途絶等により救護所に収容できない場合は、仮設救護所を開設する。

第6 助産、個別疾病等

- 1 妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に収容（移送）して適切な処置を行う。交通途絶等により助産施設に収容（移送）できない場合は、仮設救護所に移送する。
- 2 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に収容（移送）する。

第7 医療助産活動に必要な携行資材、補給方法

- 1 医療班及び救護班は、原則として自動車編成とし、災害用救急医薬品等及び次の資機材を携行する。
診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品等資器材一覧、トリアージタグ及び使用簿
- 2 補給は、原則として医療班及び救護班の常備倉庫又は調達により、原則として救護所を基地として必要に応じて行うものとする。
- 3 災害の状況に応じて京都府地域防災計画に準じて対策を講じる。

第8 災害救助法による医療基準

- 1 対象
災害のため医療の途を失った者
- 2 医療範囲
 - (1) 診察
 - (2) 薬剤の投与又は治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護
- 3 費用の限度
 - (1) 救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
 - (2) 病院・診療所：社会保険の診療報酬の額以内
 - (3) 施術者
 - ア あんま・マッサージ指圧師：社会保険診療報酬に準ずる額以内
 - イ はり師、きゅう師及び柔道整復師：協定料金の額以内
- 4 期間
原則として災害発生の日から14日以内

第9 災害救助法による助産基準

- 1 対象
災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のために助産の途を失った者
- 2 助産範囲
 - (1) 分娩の介助
 - (2) 分娩前及び分娩後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼ及びその他の衛生材料の支給
- 3 費用の限度
 - (1) 救護班：使用した衛生材料の実費
 - (2) 病院・診療所：使用した衛生材料の実費及び処置費
 - (3) 助産師：慣行料金の8割
- 4 期間
原則として分娩の日から7日以内

第6章 消防活動計画

(消防部)

<消防本部・消防署(消防団)>

第1節 計画の方針

地震発生時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織の編成、消防施設(救急業務を含む。)の配備、相互応援の方法等について定める。

第2節 地震発生時の消防活動の基本方針

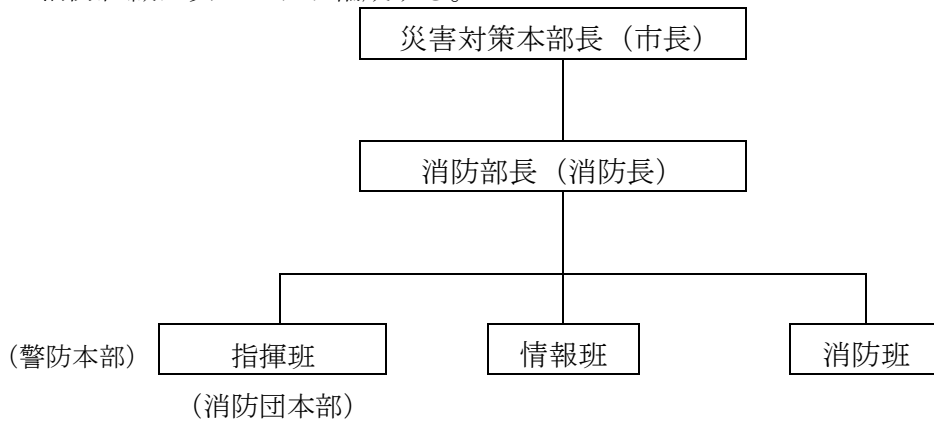
地震が発生した場合、火災による人命危険が予想されるので、消防活動の基本方針を次の3点とし、現有消防力を最大限に活用し活動にあたるものとする。

- 第1 地震による火災の発生防止
- 第2 地震により発生した火災の初期鎮圧と延焼の防止
- 第3 地震災害からの人命安全の確保

第3節 消防組織計画

第1 消防組織

消防組織は次のとおり編成する。



第2 災害対策本部、現場指揮本部等

災害時における消防活動は、災害対策本部、現場指揮本部等の指揮命令により行動する。

第4節 地震発生時における消防団の初動体制

地震発生時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動は、福知山市消防本部の警防計画によるとともに、消防団においては、地域に密接した組織体制という条件をいかして、次の初動体制をとる。

第1 出火防止の指示、初期消火の徹底

地震発生と同時に居住地付近に対して出火防止を呼びかけるとともに、火災を発見したときは、付近住民にも協力を要請して初期消火の徹底を図る。

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

第2 動員及び参集

地震時の動員は、震度5弱以上の地震が発生し、被害が予測される場合は自動発令とする。消防団本部、消防班員は災害対策本部へ、消防班員は各詰所へ参集する。

第3 情報の収集と活用

大規模な地震の場合は、火災、救出・救助事象が同時に多発することが予測される。これに対応するため、消防班員各人が積極的に災害情報収集を行い、火災発生状況、災害規模等の状況に応じて消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るため消防活動を行う。

第4 情報伝達手段の確保

消防防災センター、消防署東分署及び北分署は、「消防メールシステム」を活用し、災害活動の支援情報、気象警報、避難情報、火災情報等の災害対応上重要な情報を消防団員、自治会長等に伝達し、迅速な消防団活動や自主防災活動を支援するものとする。

第5 避難路の確保

地震災害の特質から次により避難路の確保を図るものとし、警察等と協力してその規制・誘導を行う。

- 1 自動車による避難は、交通の混乱となるばかりでなく、消火活動や避難の障害となるので、禁止又は制限する。
- 2 火災発生状況、延焼拡大状況等により、避難路の安全確保を優先させる必要があるときは、避難路の消火活動を行う。

第5節 相互応援計画

地震火災が拡大・延焼し、災害の程度が甚大となるおそれが生じたときには、京都府、他の市町村、消防関係機関等に応援要請を行い、被害の軽減に努める。

第1 知事の指示権等

知事は、消防組織法第43条の規定に基づき、緊急の必要があるときは、応援の派遣、災害の防御鎮圧、その他必要な事項を指示する。

第2 相互応援協定

消防組織法第39条の規定に基づき、上記第1以外で必要と認めるときに、「第2部第15章 広域応援体制整備計画」の相互応援協定により応援を要請する。

第6節 職員等の惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて京都府等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第7章 災害救助法適用計画

(市民総務部総合調整班)

<市民総務部危機管理室>

第1節 計画の方針

この計画は、災害救助法の適用基準、適用手続等について定める。

第2節 災害救助法の適用基準

災害救助法による適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、京都府地域における具体的適用基準は、次のとおりである。

災害救助法が適用される災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

第1 人口と滅失世帯数

本市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が次の世帯数以上であること。

[災害救助法の適用基準世帯数]

区分	人口	滅失世帯数
福知山市	78,935 人	80 世帯

(注：人口は平成27年10月1日国勢調査による)

第2 区域内住家と滅失世帯数の条件1

京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であって、本市の区域内の住家のうち滅失世帯の数が1の滅失世帯数の半数以上であること。

第3 区域内住家と滅失世帯数の条件2

京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上であって、本市の区域内の被害世帯数が多数であること。

第4 災害が隔絶した地域に発生

災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。次に例を示す。

- 1 被害世帯を含む被害地域が、他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。
- 2 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

第5 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

- 1 交通事故により多数の者が死傷した場合
- 2 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- 3 山崩れ及びがけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

第3節 被災世帯の算定基準

第1 住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、次のとおり算定する。

- 1 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は一とする。
- 2 住家が半壊又は半焼したものにあっては、2世帯をもって一とみなす。
- 3 住家が床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては、3世帯をもって一とみなす。

第2 住家の滅失等の認定

1 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その延面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

2 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの

3 床上浸水

上記1、2に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。又は土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの

4 住家

現実にその建物を居住のために使用しているもの

(解釈)

必ずしも一棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離座敷が別棟であったりするような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して1棟とする。

なお、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって、学校等、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

5 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈)

同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯とする。

なお、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。

第4節 災害救助法の適用手続

第1 知事への報告と要請

災害に際し、本市における災害が第2節に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、合わせてその旨を要請すること。

第2 災害救助法適用の判断

災害救助法適用の要請を受けた知事は、京都府災害対策本部会議を開き災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について市長に指示するとともに、関係機関に通知又は報告し、一般に告示する。

第3 知事による救助の実施を待つことができない場合

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第5節 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、資料編第1章一条5「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準」のとおりである。

第8章 輸送計画

(各班)

<各部>

第1節 計画の方針

地震災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害対策要員の移送、応急対策資材、生活必需品等の迅速確実な輸送を実施するための対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 実施機関

災害時における輸送力の確保措置は、それぞれの応急対策を実施する機関において行うものとする。ただし、災害が激甚のため実施機関において確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施する。

第2 輸送の方法

輸送は、被害の状況、地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 トラック、バス等による輸送
- 2 鉄道等による輸送
- 3 航空機等による輸送
- 4 人力等による輸送

第3 輸送力の確保

1 公用自動車等の配備

公用自動車等の配備については、災害対策本部において行い、詳細については災害対策本部の活動計画において定めるものとする。

2 車両の調達要請

市所有のものを使用しても、なお不足する場合は、次の事項を明示して、京都府災害対策本部に調達・あっ旋を要請する。

- (1) 輸送区間、借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集合場所及び日時
- (5) その他必要な事項

3 輸送力の協力要請

2による調達要請手続その他必要な事項は、市長公室において措置する。

なお、福祉保健部において、救助物資などの輸送の万全を期するため、必要があるときは市長公室に連絡し、市長公室経営戦略班は、災害の状況に応じ関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

4 人力による輸送

災害により、車両、鉄道、ヘリコプター等による輸送手段が講じられないときは、人力による輸送を行う。

第4 航空機等による輸送

地上輸送がすべて不可能な場合は、京都府災害対策本部に航空機の要請を行う。

- (1) 発着地点に石灰でHを描き、地点を標示する。
- (2) 発着地点で煙をたて、風向をはっきりさせる。
- (3) 夜間は投光機等により、発着地点を標示する。

第5 緊急通行車両の取扱い

災害対策基本法第76条に規定する緊急輸送を行う車両の通行の確認を受けようとするときは、資料編第2章一申1「緊急通行車両確認申請書」と輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を疎明にする書類(輸送協定書等がない場合は、指定行政機関の上申書等)

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

を提出させるものとする。

第6 災害救助法による輸送基準

1 対象

被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水の供給、遺体の捜索、遺体の処理及び救済用物資の整理配分のための輸送に要する経費

2 費用の限度

当該地域における通常の実費

3 期間

緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘案して弾力的に運用することとなるが、反復継続して同一の区間を通行するものについては、標章の発行の日の翌日から起算して1か月後の日とすること。

第9章 交通対策計画

(建設交通部道路河川班)

<建設交通部道路河川課>

第1節 計画の方針

道路等における危険、交通の停滞等を防止又は解消し、災害時における交通の円滑安全を図る。

第2節 計画の内容

第1 震災初動時における危険箇所等の調査

震度5弱以上の地震が発生した場合は、情報班及び道路管理者は道路の被災状況を緊急に調査し、通行不能箇所、危険箇所等を調査把握する。

第2 交通の規制

- 1 地震による交通不能箇所、危険箇所における交通の規制、救助活動や応急復旧活動等のための人員、資材等の運搬等に必要な緊急交通路の確保等を迅速に行うために、適切な交通規制を実施する。
- 2 道路交通の規制の権限は、道路管理者、公安委員会、警察署長及び警察官にあり、規制を行うにあたってはそれぞれ連絡を密にし、協議して行うものとする。また、その連絡協議をするいとまがない緊急の場合には、それぞれの発令権者において行い、事後速やかに相互に通知するものとする。

第3 緊急交通路の指定

道路管理者及び警察と協議し、あらかじめ緊急交通路を指定する。緊急交通路については、優先的に応急復旧を図るものとする。

第4 交通の確保対策

1 応急修理による交通の確保

危険箇所発見時の状況により、応急修理が可能な場合は、道路管理者において応急修理を行い、交通の円滑安全を図るものとする。

2 応急復旧の順位

応急復旧においては、救命救助、応急復旧対策等、緊急に必要な路線の確保を優先するものとし、道路管理者及び警察と協議し確保する。

3 迂回道路の選定について

迂回路の指定を行った場合は、道路管理者は福知山警察署長と協議し、交通の混乱による事故防止を図るものとする。

4 資機材の確保

道路の応急復旧において本市で対応できない場合は、市内の民間業者等に協力を要請し、資機材、要員等の確保を図る。

第5 車両の移動等

災害時においては、直ちに道路啓開（機能確保）を進める必要があり、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、災害対策基本法に基づき道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じる。

1 道路啓開の必要性の判断

2 道路区間の指定（路線名及び起終点）

3 指定道路区間の周知（看板の設置等）

4 車両等の移動命令（書面又は口頭による指示）

5 運転者の不在時等は、道路管理者による車両等の移動を実施（移動の記録）

6 上記5の措置のためやむを得ない必要がある時は、他人の土地を一次使用又は竹林その他障害物の処分をすることが可能（使用理由の掲示）

7 車両等の移動により破損が生じた場合の道路管理者による損失補償（算定基準）

第6 広報措置

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

- 1 災害時に道路交通法上の処置をとった場合は、標識等を設置して明示するほか、必要に応じて広報車、ビラ、パンフレット、放送、インターネット等による住民への広報、関係機関への公表等を行い、円滑な交通と安全の確保を図る。
- 2 本市は、市内における道路網の交通規制状況を把握し、住民等からの照会に的確に対応するものとする。

第7 福知山建設業協会との緊急対応に関する協定

大規模災害時、「**大規模災害発生時における緊急対応に関する協定**」に基づき、建設業協会と協力し、本市が管理する公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

第8 緊急輸送道路の指定

地震災害発生直後から必要となる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急輸送道路）の指定は、次のとおりとする。

- 1 第一次緊急輸送道路
 - (1) 他府県からの広域輸送道路（高速道路、一般国道の指定区間等）
 - (2) 重要港湾舞鶴港を連絡する道路
- 2 第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路と市役所等、その他の防災拠点を連絡する道路

【福知山市に係わる緊急輸送道路一覧表】

（単位：km）

区分	道路種別	路線名	区間	延長
1次	高速自動車国道	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～舞鶴 IC	46.5
	一般国道 (指定区間)	9号	京都市境～兵庫県境	93.1
		175号	兵庫県境～国道9号交点	3.8
	国道9号交点～国道27号交点		30.0	
	一般国道 (指定区間外)	176号	国道175号交点～国道178号交点	34.5
			（主）舞鶴福知山線交点～（一）福知山停車場篠尾線交点	0.9
	主要地方道	福知山停車場線	（主）舞鶴福知山線交点～（一）福知山停車場篠尾線交点	0.9
舞鶴福知山線		国道9号交点～（主）福知山停車場線交点	1.2	
一般府道	福知山停車場篠尾線	国道9号交点～（主）福知山停車場線交点	1.2	
2次	一般国道 (指定区間外)	173号	兵庫県境～国道27号交点	
		426号	国道9号交点～兵庫県境	10.5
	主要地方道	福知山綾部線	国道9号交点～（主）綾部インター線交点	12.1
		舞鶴福知山線	舞鶴綾部福知山線交点～福知山停車場線交点	
		舞鶴綾部福知山線	福知山市道上荒河観音寺交点～舞鶴福知山線交点	
	小坂青垣線	国道9号交点～福知山市夜久野支所		

第10章 避難計画

(地域振興部まちづくり推進班・各支所班、消防部消防班、福祉保健部救助第2班、警察署)
 <地域振興部まちづくり推進課・各支所、消防署、福祉保健部高齢者福祉課・地域包括ケア推進課、警察署>

第1節 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則であるが、地震発生後、危険な区域内の住民を安全な場所に避難させるための方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第2節 避難の指示及び災害発生情報

第1 実施者

避難のための立退きの指示の実施者は、災害の種類等により、次のとおり定められている。

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立退きの指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき *海上保安官も同様	災害対策基本法第61条
		人命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	破堤等による洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべり	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり防止法第25条

第2 避難の指示

1 市長の指示

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。また、必要なときは立退き先を指示する。

市長が避難の指示、緊急安全確保を発令したときは、速やかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは直ちに公示し知事に報告する。また、市長による避難の指示ができないとき、又は市長から要請があったときには、警察官は必要と認める地域の居住者等に対して避難の指示をする。

2 警察官の指示

地震災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を災害から保護し、その拡大を防止するため、特に必要があると認められる場合において市長が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は自ら立退きを指示する。この場合、警察官はただちにその旨市長に通知する。

3 自衛官の指示

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合、警察官がその場にはない場合に限り、避難の指示をする。

4 地すべりのための指示

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、市長及び知事又はその命を受けた職員は、必要と認める区域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。この場合、警察署長にその旨を通知する。

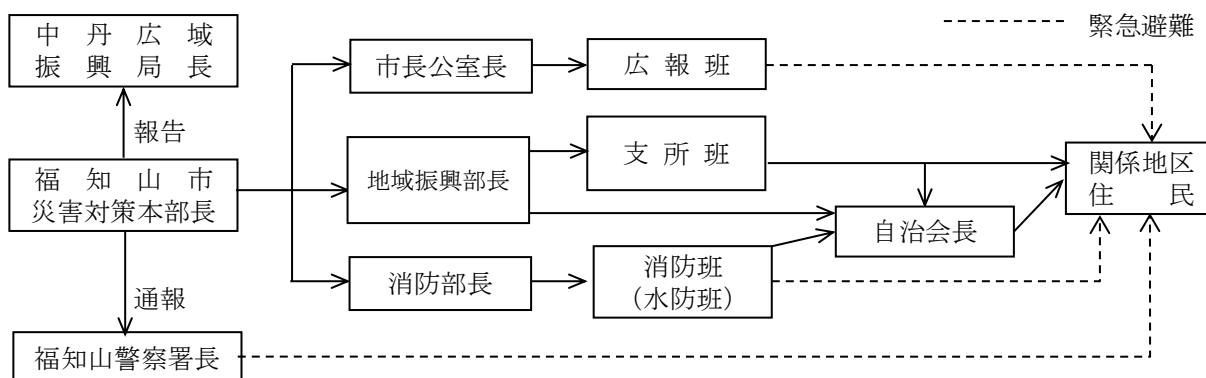
第3節 警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第63条の規定に基づき、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立ち入りを制限することができる。また、同条第2項及び3項並びに第73条の規定に基づき、警察官、海上保安官、自衛官又は知事は、市長の代行をすることができる。

第4節 避難情報の伝達方法

第1 地域住民に対する伝達

1 伝達系統



2 伝達手段

(1) 信号による伝達

サイレンによる避難信号は次による。避難信号は、あらかじめ周知徹底しておくものとする。

サイレン吹鳴による伝達		
警戒レベル3	高齢者等避難	10秒～（15秒休止）～10秒の繰り返し
警戒レベル4	避難指示	10秒～（5秒休止）～10秒の繰り返し
警戒レベル5	緊急安全確保	1分～（5秒休止）～1分の繰り返し

発信方法 ・信号は、適宜の時間継続すること。

・危険が去ったときには、口頭伝達により周知させるものとする。

(2) 放送による伝達

ア 防災行政無線及びテレホンガイドシステム（0120-25-2978 0773-25-1122）

イ ラジオ

ウ 有線放送（地区運営の有線放送による伝達は、各施設管理者の判断により行う。）

(3) 緊急通報メール

(4) 防災アプリ「福知山市防災」

(5) 安心・安全メール

(6) 広報車による伝達

市所有の広報車、消防車両等を利用して関係地区に指示をする。

(7) 伝達員による伝達

上記（1）から（6）では、完全に周知徹底することが困難な場合

3 指示伝達事項

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難情報の理由
- (5) 注意事項
 - ア 避難時の火気の始末及び戸締まり
 - イ 家屋補強
 - ウ 服装
 - エ 携帯品の制限
 - (ア) 寝具類……季節相応の最小限
 - (イ) 食料品……3日分以内
 - (ウ) 身廻り品…必要最小限
 - (エ) その他……家財道具、機械器具等の広域避難所等への搬入禁止

第2 知事に対する報告

市長等が避難の指示、緊急安全確保を発令したときは、その旨を直ちに振興局長を経て知事に報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

第3 関係機関への連絡

1 施設の管理者への連絡

市内において広域避難所等として利用する学校等、集会所、神社、寺院、工場等の施設管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

2 警察機関への連絡

避難住民の誘導及び整理のため、警察機関に避難情報の内容を伝え協力を求める。

第5節 広域避難所及び福祉避難所等への避難方法

第1 避難場所

地震発生直後における避難場所は、最寄りのグラウンド、公園等落下物の危険がない広い場所とする。

第2 避難所

地震災害時における各地区の広域避難所は、**資料編第5章一避3「広域避難所一覧表」**のとおりとし、福祉避難所は、**資料編第5章一避4「指定福祉避難所一覧表」**のとおりとする。また、福祉避難所は、要配慮者等のニーズに配慮して被災地以外の地域にあるものを含め、多様な場所の確保に努める。

第3 避難方法

1 避難経路

(1) 避難時誘導

誘導員は、避難時の周囲の状況を判断し、誘導する。

(2) 広域避難所の明示と周知・徹底

広域避難所に通じる主要な道路上に、避難所を標識、看板等で明示し、住民に徹底させる。

2 優先する避難者の基準

(1) 災害時で配慮を有する避難者の優先基準

避難順序は、傷病者、乳幼児、重度の障害のある人及び高齢者を優先的に行い、次いで児童及び妊産婦の順とする。

(2) 危険度の違いによる居住地区の優先基準

災害の種別、発生時期等を考慮し、先に災害の被害を受けると認められる地域内居住者の避難を優先する。

(3) 避難誘導員

避難住民の誘導整理は、救助第2班のほか、消防班（水防班）、警察官等が行うものとし、災害の態様に応じて必要な箇所において誘導整理を行う。

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

誘導員は、自治会や自主防災組織と協力し、各グループの人員を常に掌握し確認しなければならない。

(4) 移動の方法

避難及び立退きにあたっての移送並びに輸送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、自力による立退きが不可能な場合においては、本市において車両等を配置して行う。被災地が広範囲にわたり、大規模な立退き移送を必要とし、本市において処理できないときは、振興局長へ応援要請する。

第6節 広域避難所等の運営管理

第1 広域避難所の開設

本市は、災害の状況により必要に応じて広域避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。また、災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市長が実施する。

なお、広域避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じ土砂災害や浸水被害のおそれのない場所を選定するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮し、避難者のプライバシーを確保する。また、広域避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に広域避難所を設置及び維持することの適否を検討するものとする。

第2 広域避難所等の運営管理

1 広域避難所管理者は、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、施設管理者、消防団、避難している地元自治会や自主防災組織等と協力し、広域避難所の管理及び運営を行う。

この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、本市は、避難所の運営に関し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめ本市と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルールを明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援するものとする。

2 地域の拠点となる広域避難所に、要配慮者が一時的な避難生活を送るための福祉避難スペースを設置し、保健師等の専門職を配置し対応を行う。

3 本市は、広域避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握、車中（泊）避難者を含む避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

なお、車中（泊）避難者については、長期化に伴うエコノミークラス症候群による健康被害防止のため、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

4 本市は、京都府の協力のもと、避難の長期化等必要に応じて、避難場所及び車中（泊）避難における生活環境が常に良好なものとなるよう次の状況を把握し、必要な対策を講じるよう努める。また、指定避難所となる広域避難所に薬剤師の配置や診療スペースを設け、医師会、薬剤師会、看護協会等関係団体の協力を得て診療を行えるよう努める。

(1) 食事供与の状況、トイレの設置状況等

(2) プライバシーの確保状況

(3) 入浴施設設置の有無、入浴、洗濯等の利用頻度

(4) 医師、保健師、看護師、管理栄養士、福祉有資格者等による巡回頻度

(5) 暑さ又は寒さ対策の必要性

(6) 食料、生活必需品等の確保及び配布の状況

(7) ごみ処理の状況

(8) 避難者の健康状態や避難場所の衛生状態

(9) 避難場所における家庭動物のためのスペース確保

(10) 京都府と連携し、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。

第3 避難住民に対する災害情報の伝達

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

広域避難所にいる被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど適切に情報提供がなされるよう努める。

第4 給水、給食等の実施

避難住民に対しては、必要に応じ給水、給食、生活必需品等の配布を行う。

第5 停電対策

本市が保有する電気自動車及び電気自動車等から給電できる装置を避難所に配備するとともに、自動車メーカーとの災害連携協定による避難所への電気自動車等を活用した給電体制の確保に努める。

第6 新型インフルエンザ等市内感染者発生時における対応

- 1 避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。
- 2 福祉保健部と危機管理室が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い、咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- 3 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。
やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。
- 4 市町村は、自宅療養者を受け入れる場合は、上記対応のほか、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難所運営者及び避難者支援と情報共有する。

第7 避難住民の健康対策

1 体制

(1) 協力体制の主体

京都府中丹西保健所が中心となって、本市、京都府精神保健福祉総合センター、京都府児童相談所等と連携して協力体制を確保する。

(2) 巡回健康相談チーム

保健師、栄養士等による巡回健康相談チームを編成し、活動に取り組む。

2 保健活動

(1) 避難住民に対する調査、調整及び支援

広域避難所等における巡回健康相談、被災地における一般家庭や仮設住宅入居者への訪問指導及び健康調査を行い、適切な治療ないし保健、医療及び福祉のサービスが受けられるように調整、支援する。

(2) 避難住民のニーズ把握

被災者が相互に交流できる場を設定し、必要な健康情報を提供しながら、被災者のニーズに合わせた健康教育及び健康相談を行う。

(3) 精神保健対策の実施

京都府精神保健福祉総合センターは、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を検討及び実施するとともに、本市が行う活動を支援する。

ア 知識の普及及び啓発

イ 巡回相談の実施

ウ 相談電話の設置

エ アルコール問題等への対応

本市は、災害発生により被災者等の精神的ケアが求められる場合は、京都府に対して災害派遣精神医療チーム（DPAT）（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）の派遣を要請し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

3 支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、本市と京都府は、保健師や栄養士等の支援チームを編

成し支援活動にあたる。

第8 開設状況の記録

広域避難所管理者は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録しなければならない。

第9 知事への報告

市長は、避難所開設状況をまとめ次第、振興局長を経由して知事に報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

第7節 災害救助法による避難所開設基準等

第1 対象

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

第2 設置方法

学校等、集会所、神社、仏閣等の既存の建物を利用するのが普通とするが、これがない場合は野外にテント又はプレハブを仮設する。

第3 開設期間

災害発生の日から7日以内

第4 実施者

災害救助法を適用したときは、知事の補助執行者として市長が実施する。

第8節 被災者への情報伝達活動

第1 被災者への情報提供

被災者のニーズを十分把握し、災害による被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制に関する情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

第2 安否不明者等の氏名公表

- 1 本市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- 2 京都府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。
- 3 京都府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第3 開設期間

災害発生の日から7日以内

第4 実施者

災害救助法を適用したときは、知事の補助執行者として市長が実施する。

第11章 食糧、飲料水、生活必需品等供給計画

(福祉保健部救助第1班・第2班、市民総務部食糧班・救護第2班、産業政策部産業観光班)
<福祉保健部地域医療課・社会福祉課、市民総務部保険年金課、産業政策部産業観光課>

第1節 食糧供給計画

第1 計画の方針

この計画は、被災者等に対して円滑な食糧供給ができるよう、食糧の確保、供給その他必要な事項を定める。

なお、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

第2 実施責任者

原則として食糧供給は市長が行う。被災等により市長が行うことができない場合は、京都府に応援を要請する。

第3 応急食糧の供給対象者

応急食糧の供給については、おおむね次の者を対象とする。

1 被災者及び避難者

- (1) 避難情報の発令により広域避難所、救護所等に収容されている被災者及び避難者
- (2) 住家の被害(全半焼、全半壊、流出、床上浸水等)により炊事のできない被災者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者、縁故先の一時避難者

2 応援者、支援者及びNPO・ボランティア

- (1) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者、**一般計画編第2部第25章「NPO・ボランティアの活動環境整備計画」**に定めるボランティア

第4 応急食糧の内容

緊急時には当面、乾パン等備蓄食料品と飲料水を支給する。備蓄分では供給が不足する場合には、パン、おにぎり、カップ麺、給食業者等から購入した弁当等を支給する。また、必要に応じ副食、調味料等を支給する。

第2節 米穀等の確保

第1 災害の発生が予想される場合の事前措置

- 1 食糧班長は、応急食糧の必要数の把握に努めるものとする。また、必要に応じて市内の米穀小売業者の手持ち状況を把握し、精米を依頼し、精米の確保に努めるものとする。
- 2 食糧班長は、防災協定業者と密接な連絡をとり、応急食糧品の供給、配送等の対応能力を把握確保に努めるとともに、必要に応じて振興局長、卸売業者等と密接な連絡をとり、精米、その他応急対策用食糧の確保に努めるものとする。

第2 災害時における米穀、食糧等の調達

- 1 米穀については、市内の米穀小売業者等から調達するものとする。ただし、これが困難な場合にあつては、その必要とする数量等について振興局長を経由して知事に要請し、米穀卸売業者等から調達するものとする。
- 2 乾パン及び米飯に代わる食糧品、調味料等については、備蓄がある場合にはこれを使用し、必要に応じて市内の販売業者又は防災協定業者から調達するものとする。これらの調達が困難な場合は、市外の業者から調達するものとする。ただし、業者からの調達が困難な場合は、振興局長を経由して知事に調達を要請するものとする。
- 3 小規模な場合等必要に応じ、市内の給食業者等に弁当等の納入を依頼することができる。
- 4 備蓄品以外の食糧品について、乳幼児用や食べ物アレルギー物資の排除等、配慮が必要な場合は、実情を考慮して調達するものとする。

第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

- 1 市長は、給食に必要な米穀の数量等について振興局長を経由して、知事に報告し、精米の調達を要請するものとする。
- 2 市長は、交通や通信の途絶により前号による要請ができない場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章－I第11」に基づき、農林水産省生産局長に直接要請を行うこともできる。この場合、市長は、引渡しを受けた米穀の数量等を知事に報告しなければならない。
なお、京都府に米穀の調達を要請する場合は、**資料編第4章－食1「米穀の調達系統図」**のとおりである。

第4 協定

災害時における防災活動、平常時における防災活動への協力に関する協定

第3節 食糧の保管、輸送及び配給方法

第1 食糧の保管

- 1 備蓄食糧は、防災センター、防災倉庫又は広域避難所等に保管する。
- 2 備蓄食糧以外の食糧で保管が必要な場合は、原則として**一般計画編第2部第16章「災害応急対策物資確保計画」**に定める救援物資受入所に保管する。

第2 食糧の輸送

- 1 備蓄食糧の輸送は、食糧班長が指定した職員が行う。
- 2 備蓄食糧品以外の食糧品の輸送は、原則として調達先の業者に依頼する。これが困難な場合には食糧班長が指定した職員が行う。ただし、危険を伴うなど輸送困難の場合には、**一般計画編第3部第19章「輸送計画」**による。

第3 被災者及び避難者への配給方法

被災者及び避難者へ食糧を配給する場合は、全て広域避難所の責任者に手渡し、自治会等の協力により実施する。広域避難所以外の自主避難所に避難している被災者等への配給は、備蓄食糧については、地域の自治会長等と広域避難所の責任者が連絡を取りあう中で、広域避難所を介して配給するものとし、備蓄品以外の食糧についても原則として、広域避難所を中継して配給するものとする。また、要配慮者に対しては、特に配慮するものとする。

第4節 炊き出し

第1 市が実施する炊き出し

- 1 炊き出し実施場所、施設、機材、飲料水等の状況
市長は、炊き出し実施場所、施設、機材、飲料水等の状況を事前に把握しておくものとする。
- 2 炊き出し実施責任者
炊き出し実施責任者は、食糧班長とする。
- 3 炊き出し現場の責任者
炊き出し現場の責任者は、食糧班員又は地区避難所責任者の中から充てるものとする。
- 4 炊き出し実施場所
炊き出し実施場所は、できる限り避難所に併設するものとし、必要に応じ近接の事業所、飲食業者等の協力を得てその設備を利用することができるものとする。また、状況に応じ自衛隊の炊飯車の出動を依頼するものとする。
- 5 炊き出しの協力者
炊き出しに際しては、必要に応じ自治会、婦人会、一般住民等の協力を得て実施するものとする。
- 6 食品の衛生管理
炊き出しによる食中毒等の発生を防止するため、炊き出しに従事する者は食品の衛生管理に十分配慮するものとする。

第2 自治会等で実施する炊き出し

- 1 炊き出し実施自治会等の決定
被災地区等の自治会長等に状況を確認し、自治会等住民自治組織（以下本節で「自治会等」

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

という。)による炊き出しを実施する自治会等を決定する。

2 炊き出し担当職員の選任

食糧班長は、炊き出し実施地区毎に担当職員を選任し、炊き出しを実施する自治会等の代表と連携をとる中で、炊き出し内容の決定と食材、必要備品の調達を行う。

3 炊き出し現場の責任者

炊き出し現場の責任者は、自治会等の代表又は当該代表が選任した自治会等の構成委員の中から充てるものとする。

4 炊き出し実施場所

炊き出し実施場所は、被災状況に応じ、避難所に併設するものとし、必要に応じ近接の事業所、飲食業者等の協力を得て、その設備を利用することができるものとする。また、状況に応じ自衛隊の炊飯車の出動を依頼するものとする。

5 炊き出しの協力者

炊き出しに際しては、必要に応じ自治会、婦人会、一般住民等の協力を得て実施するものとする。

6 食品の衛生管理

炊き出しによる食中毒等の発生を防止するため、炊き出しに従事する者は食品の衛生管理に十分配慮するものとする。

7 炊き出し後の実績報告

(1) 自治会等での炊き出しが終了した場合には、炊き出し現場の責任者は、炊き出しに係わる実績報告書に納品書、請求書等書類一式を添付して、炊き出し担当職員を通じて食糧班長に提出しなければならない。

(2) 炊き出し用の食材の購入、機材の借上げ等に要した費用について、緊急時に本市と調整のうえ、自治会等で調達したものについては、その費用を**資料編第1章一規5「災害時における炊き出しに対する交付金交付要綱」**に基づき交付するものとする。

第5節 災害救助法による炊き出し、その他食品の給与基準

第1 対象

広域避難所等に収容された者、住家の被害のため炊事のできない者、一時縁故地等へ避難する必要がある者

第2 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

第3 給与期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合、この期間内に3日分以内を現物支給するものとする。

なお、災害の事情により市長がその期間を延長する必要があると認めたときは、振興局長と協議するものとする。

第6節 協定

災害時における防災活動、平常時における防災活動への協力に関する協定

第7節 給水計画

(上下水道部経営総務班・水道班)

<上下水道部経営総務課・水道課>

第1 計画の方針

飲料用水、医療用水、生活用水等について、応急給水と応急復旧のために必要な事項を定める。

第2 計画内容

1 実施責任者

飲料水供給の実施は、原則として市長が行うものとする。

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

本市において飲料水の供給が実施できないときは、隣接市町村の協力を得て実施する。また、知事が必要と認めた場合の給水は、京都府が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

2 災害救助法による飲料水の供給

(1) 対象

災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）

(2) 費用の限度

ろ過機、その他給水に必要な機械器具の借上費、燃料費、浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費

(3) 供給期間

災害発生の日から7日以内

3 供給水源の状況

供給水源の状況は、**資料編第4章一飲1「供給水源施設一覧表」**に示すとおりである。

4 給水方法

災害時の給水車については、上下水道部水道課給水車、給水タンク及び消防部タンク車を使用するとともに、必要により日本水道協会京都支部正会員事業体に応援を要請する。また、市災害対策本部と連携し、京都府を通じて陸上自衛隊第7普通科連隊（第3科）及び他府県の関係機関に配車を依頼する。

(1) 拠点給水

給水は、広域避難所等、炊き出し施設、医療機関、福祉施設等で実施する。

災害規模が市全体にわたるときには、災害指定医療機関、福祉施設及び広域避難所への給水を優先する。

給水量標準は、1日1人当たり3lとする。

(2) 高齢者、障害のある人、乳幼児等特に配慮を要する者への給水

給水拠点での給水を受けることが困難な高齢者、障害のある人、乳幼児等特に配慮を要する者への給水を確保するために、地域住民及び NPO・ボランティアの確保を行い、計画的に給水する。

(3) 給水場所の広報等

給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等について、広報車の活用や掲示板への掲示を行うとともに、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に協力を求める。

5 給水体制の確立

地震災害の発生時に備え、次の事項についてあらかじめ、その体制を整えておくものとする。

(1) 水道施設関係

隣接市町村に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。

応急復旧工事に必要な器具、資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。

停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。

(2) その他

タンク車等運搬車両を整備し、給水容器、消毒薬剤等必要量を確保するとともに、交通と途絶事態にも対処できるよう、その保管場所及び配置場所もよく検討する。

6 災害発生時の措置

(1) 水道施設関係

水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には、直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ、必ず残留塩素を確認すること。

(2) その他

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

被災地において、水道施設がなく井戸を利用している場合、水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必ず井戸替え、消毒等を行って飲用に供すること。

第3 協定

災害時における飲料の提供に関する協定

第8節 生活必需品等供給計画

(福祉保健部救助第1班・第2班、市民総務部食糧班・救護第2班、産業政策部産業観光班)

<福祉保健部医療課・社会福祉課、市民総務部市民課・保険年金課、産業政策部産業観光課>

第1 計画の方針

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品、応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混乱を生じないように調達の計画、配分要領等を定めるものとする。

なお、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

第2 実施責任者

市長が実施するものとし、被災等により市長が実施できない場合は、京都府に応援を要請する。

第3 物資の調達方法

物資の調達は市長が行う。備蓄物資を確保・活用するとともに、市長はあらかじめ各種物資保有業者を把握し、必要に応じ直ちに調達できる体制を確立しておく。

市内で物資確保が困難な場合は、振興局長を通じて知事に物資の供給あっ旋を要請する。

第4 物資の種類

1 生活必需品

被災者に支給する生活必需品は次の品目をいう。

- (1) 寝具 毛布、布団等の類
- (2) 外衣 普段着で、作業服、婦人服、子供服、雨衣、防寒衣等の類
- (3) 肌着 シャツ、ズボン下、靴下、パンツ等の類
- (4) 身廻り品 タオル、手拭、長靴、地下足袋、サンダ・、手袋・傘、懐中電灯等の類
- (5) 炊事用具 鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等の類
- (6) 食器等 茶わん、汁わん、皿、はし等の類
- (7) 日用品等 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等の類
- (8) 光熱材料 マッチ、ローソク、LPガス、乾電池、灯油等の類

2 応急復旧資材

応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス、セメント、木材、畳、トタン板、ベニヤ板、釘、針金、瓦等の類

第5 物資の供給系統

1 物資の供給は、地域内輸送拠点を定め、当該拠点を經由して集配拠点への輸送を行い、集配拠点における供給を原則とする。

なお、集配拠点は広域避難所を予定している。

2 集配拠点は、福祉保健部がNPO・ボランティア等の協力を得て管理及び運営する。

3 自治会等を通じて配給し、配給に関する記録を残しておく。

第6 災害救助法の適用を受けた場合の措置

本市の地域に災害救助法を適用されたときは、被災者に対する物資の調達及び支給は、原則として知事が行う。このため災害対策本部長は、次の対策を講じる。

1 福祉保健部は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立する。担当は、福祉保健部救助第1班及び救助第2班とする。

2 配分計画に基づき直ちに必要量を振興局長に要望する。

3 振興局長から送付された物資は、配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

第7 災害救助法による生活必需品等の給(貸)与基準及び配分要領

1 対象

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な被服寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となった者

2 品目

- (1) 被服（外衣及び肌着）、寝具及び身廻り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

3 費用の限度

- (1) 季別及び世帯区分により1世帯当りに対し、災害救助法施行細則に定める額内
- (2) 季別は、災害発生の日をもって決定する。

4 給（貸）与期間

災害発生の日から10日以内

第8 災害救助法の適用を受けない場合の措置

災害救助法の適用を受けない程度の災害について、被災者に物資を支給する必要がある場合は、第3により調達し、第6に準じ配分する。

第9 暴利行為等の取締り

災害発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から暴利、売惜しみ、買占め等が予想されるので、関係法令の適切な運用と取締りを行い、一般住民の経済的不安の除去に努める。

第12章 要配慮者対策計画

(福祉保健部救助第1班・救助第2班・救護班)

<福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課・高齢者福祉課・地域包括ケア推進課・子ども政策室・健康医療課>

第1節 計画の方針

地震災害時には、要配慮者災害後の生活においても支障を生じることが予想されるため、要配慮者に十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

災害時における要配慮者に係る対策は、京都府との連携のもとに、市長が行うものとする。

第2 災害発生時の要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認等

- 1 被害が予想される災害が発生した場合、本市は京都府との連携のもとに、迅速に、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、避難行動要支援者名簿や地域の要配慮者マップ等に基づき要配慮者避難行動要支援者の各戸を訪問することにより、状況を確認する。この場合、大規模な災害になればなるほど公助による避難支援等が困難になることから、**一般計画編第3部第33章「要配慮者対策計画」**に基づき、地域への名簿提供の推進や地域による個別避難支援計画の策定、災害時ケアプランの取組み等により、事前に個々の要配慮者の災害時の避難支援体制の構築を進める。また、広域避難所の調査を実施し、要配慮者の所在確認を行い、必要に応じて指定福祉避難所への移送を行う。
- 2 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じて**資料編第1章一協16「災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」、資料編第1章一協17「災害時における福祉避難所（二次避難所）の開設等に関する覚書」**に基づき社会福祉施設への緊急収容等の措置を講じる。

第3 高齢者に係る対策

- 1 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、本市は京都府との連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、広域避難所における相談体制の整備、在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- 2 本市は京都府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達及び提供に努める。
- 3 本市は京都府との連携のもとに、市内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉施設等への緊急収容等を勧める。また、高齢者のうち重度要介護者については、京都府内及び近隣府県の老人福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、京都府があたる。
- 4 高齢者の健康管理には特に留意することとし、本市は京都府と連携し、避難者の健康対策に基づき対策を講ずる。
- 5 本市は、広域避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第4 障害のある人に係る対策

- 1 本市は京都府との連携のもとに、広域避難所設営のための資材として、障害のある人用トイレ、車椅子等の福祉機器、視覚に障害のある人や聴覚に障害のある人のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、掲示板等）を確保し、必要に応じ、速やかに広域避難所に提供する。
- 2 本市は京都府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携し、個別ルートも含め視覚に障害のある人や聴覚に障害のある人との情報伝達システムの確立を図る。

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

- 3 本市は京都府との連携のもとに、広域避難所及び在宅の障害のある人の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、京都府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- 4 本市は京都府との連携のもとに、障害のある人に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。また、重度の障害のある人については、京都府内及び近隣府県の障害者福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、京都府があたる。
- 5 障害のある人の健康管理には特に留意することとし、本市は京都府と連携し、避難者の健康対策に基づき対策を講ずる。
- 6 本市は、広域避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、段差の解消など障害のある人に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第5 乳幼児に係る対策

- 1 本市は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、京都府に協力を要請する。
- 2 本市は京都府との連携のもとに、広域避難所の責任者から通報体制の確立等により、被災による孤児及び遺児、保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。
要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握のうえ、親族等に情報提供し、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。本市は、状況に応じ京都府に協力を求める。

第6 妊婦に係る対策

- 1 本市は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達及び提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、京都府に協力を要請する。
- 2 本市は京都府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、検診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。

第7 外国人に係る対策

- 1 本市は京都府との連携のもとに、災害時の通訳及び翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- 2 本市は京都府との連携のもとに、広報・及び公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
- 3 本市は京都府との連携のもとに、広域避難所及び仮設住宅の設置並びに運営にあたっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることがないように、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

第13章 保健衛生、防疫、遺体処理等活動計画

(福祉保健部救護班、市民総務部市民生活班・生活環境班、産業政策部農林業振興班、病院事務部
病院医事班)

<福祉保健部健康医療課、市民総務部市民課・生活環境課、産業政策部農林業振興課、市民病院医
事課・看護学校>

第1節 防疫及び保健衛生計画

第1 計画の方針

地震災害発生時には、廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症の流行を未然に防止する。

食品の衛生対策については、その衛生確保を図る。

家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危機防止及び動物愛護の保持に努める。

第2 実施責任者

1 細菌検査、検病調査及び食品衛生監視

京都市中丹西保健所の調査、検査等に協力する。

2 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒及びねずみ族昆虫駆除

消毒及びねずみ族昆虫駆除の実施は、原則として本市が行うが、本市において実施できないときは、京都府の指導のもと隣接市町村の協力を得て実施するものとする。

3 感染症患者の入院勧告及び措置

知事が実施する。

第3 実施基準

「災害防疫事務提要」(厚生省公衆衛生局防疫課)の基準による。

第4 資器機材の確保

防疫用薬剤及び防疫用機材は、次により常備するものとする。

1 防疫用薬品の備蓄

(1) 品名

逆性石けん液

(2) 即時調達可能防疫薬品の調査

市長は、即時調達可能な防疫薬品の品名、その調達先をあらかじめ把握しておくものとする。

2 防疫用機器保有数

保有先	品名	走行式動力噴霧器	肩掛噴霧器
市民総務部市民課		1	12

第5 家庭動物の保護及び収容対策

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護については、京都府保健福祉部、京都府獣医師会、動物愛護団体、NPO・ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。具体的な方策は次のとおりとする。

1 放浪している動物を保護し、収容する。

2 負傷や病気の動物を治療し、収容する。

3 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。

4 飼養されている動物に餌を配布する。

5 動物の所有者や新たな所有者を捜すため、情報の収集や提供を行う。

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

- 6 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。
- 7 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

第6 家畜感染症の予防

災害発生に伴う家畜感染症の疑いがあるときは、直ちに京都府中丹家畜保健衛生所に連絡し、家畜感染症の定めるところにより指示を受け、隔離、通行遮断及び消毒の応急措置を行い、その拡大を防止するものとする。

第7 家庭動物及び家畜並びに野生動物の死体処理

防疫措置を迅速に実施し、保健衛生を確保するため、動物の死体は、適切に埋設・焼却するものとする。

第2節 ごみ処理計画

（市民総務部生活環境班）

＜市民総務部生活環境課＞

第1 計画の方針

地震災害時におけるごみ処理に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

第2 実施責任者

災害時の清掃業務の実施は、原則として市長が行うものとする。

本市の被害が激甚のため実施できないときは、他市町村からの応援を得て実施するが、振興局長に連絡し必要なあつ旋を求めるものとする。

第3 一般廃棄物の処理

1 塵芥収集と処理

委託業者の協力を得て収集し、処理する。車両が不足のときは、必要な台数及び必要事項を知事に報告して応援を要請するほか、本市で車両を調達する。

(1) 応急作業員の確保

応急作業員は、第3部第1章第8節「労務供給計画」によるものとする。

(2) 塵芥焼却施設現況

所在地	炉数	焼却能力（1日）
牧	2	150t

2 災害時の措置

被害の規模に応じた処理計画に基づき本市の収集車、委託業者等の協力をもって収集、及び処理する。

ごみ処理に必要な人員、収集車又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援を要請する。近隣市町村で応援体制が確保できない場合には、京都府に応援を要請する。

(1) ごみ処理

ア 食物の残廃物を優先的に収集する。

イ ごみ処理が迅速に行うため、可能な限り廃棄物を本市の分別方法により分別してもらうよう住民に協力を願う。

ウ 収集した廃棄物については、可能な限りリサイクルに努める。

第4 産業廃棄物の処理

1 産業廃棄物の処理は、原則として事業者が行う。ただし、市長は事業者が自ら処理することができないと認める場合においては、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で、事業者にかわって産業廃棄物を処理することができる。

2 災害により有害又は多量の産業廃棄物が排出された場合において、市長は事業者又は処理施設の管理者に対し、当該廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分について必要な報告を求め、又はその内容を知事に連絡して変更その他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 産業廃棄物を迅速に処理するため、必要に応じて産業廃棄物協会等の協力を求める。

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

第5 清掃業務実施状況、廃棄物処理施設等の被害状況報告

1 清掃業務実施状況報告

京都府地域防災計画に定めるところにより京都府関係課へ実施状況を報告するものとする。

2 廃棄物処理施設等の被害状況報告

し尿処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、火葬場、その他廃棄物処理施設等が災害のため被害を受けたときは、直ちに京都府関係課へ電話等で報告し、被害が確定したときは、その状況を所定の様式により京都府中丹西保健所を經由して報告するものとする。

第6 自治会との連携

災害ごみ処理にあたっては、本市は自治会と連携し、ごみの量の把握、処理工程の調整を行う。

第3節 し尿処理計画

(市民総務部市民生活班)

<市民総務部市民課>

第1 し尿収集と処理

被害の規模に応じた処理計画に基づき、委託業者等の協力を得て実施する。

1 委託業者の所在、汲取車契約台数

名称	所在地	電話番号	契約台数
(株) アクアテック	字西7番地の1	22-4606	バキューム車2台
(株) かんとーす	字牧小字狭間228番地の27	23-7686	バキューム車2台
(株) クリア	夜久野町額田51番地の1	37-0304	バキューム車2台
(株) 石丸浄水センター	三和町千束639番地	58-4141	バキューム車2台

2 災害時の措置

被害の規模に応じ平常業務を打ち切り、し尿処理については、委託業者所有の車の支援により、収集処理にあたる。

し尿処理に必要な人員、収集車又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援を要請する。近隣市町村で応援体制が確保できない場合には、京都府に応援を要請する。

(1) し尿処理

被害の規模に応じた処理計画に基づき、委託業者等の協力を得て実施する。

ア し尿処理施設

し尿の処理は、下水処理施設に投入し、処理することを原則とする。

イ 仮設トイレ

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により広域避難所等に仮設トイレを設置する。管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

第4節 遺体の捜索、処理及び埋火葬計画

(消防部消防班、福祉保健部救助第1班、警察署)

<消防署(消防団)、福祉保健部社会福祉課、警察署>

第1 計画の方針

地震災害によって死亡したと推定される者の捜索、死亡者の収容、処理、埋葬等の実施に関する計画を定める。

第2 遺体の捜索

1 捜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況により既に死亡していると推定される者

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

2 搜索の実施

- (1) 実施主体：福知山市
- (2) 協力機関：市長は必要に応じ、消防機関、警察官及び地域住民に協力を要請する。
- (3) 機材借上：市長は搜索に必要な機械器具を借上げるものとする。

3 応援要請

本市のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、振興局長及び隣接市町村並びに遺体の漂着が予想される市町に対して、次の事項を明示して要請する。

- (1) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- (3) 応援を要する人員又は舟艇、器具等

第3 遺体の収容処理

1 処理の対象

災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等に必要な洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置、あるいは検案を行うことができない遺体とする。

2 実施者

遺体の処理は、原則として救助第2班が行う。また、必要に応じ市内の医師、歯科医師、地域住民等の協力を求める。

3 変死体の届出

変死体については、直ちに警察官に届出し、検死後に遺体の処理にあたる。

4 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は市長に連絡のうえ、遺体を引き渡すものとする。

5 処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の識別、腐敗防止等のための措置として行うもので、遺体の撮影等により身元確認の措置を行う。

(2) 遺体の一時安置

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬できない場合は、次の施設を遺体安置所予定施設とし、埋火葬するまで安置する。

なお、場所の指定については、広域避難所との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定すること。

ア 長田野体育館

イ 厚生会館

ウ 三和荘体育館

エ 夜久野町農業者トレーニングセンター

オ 大江町総合会館

(3) 遺体搬送手段の確保

遺体の搬送が本市において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

第4 遺体の埋火葬

1 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体とする。

2 埋火葬の実施

- (1) 実施者：福知山市
- (2) 方法：土葬又は火葬
- (3) 留意点

ア 埋火葬を円滑に実行するために迅速に埋火葬計画を作成する。

イ 事故死等による遺体については、福知山警察署から引き継ぎを受けた後、埋火葬する。

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

- ウ 身元不明の遺体については、警察署に連絡し、その調査にあたる。
- エ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いにする。
- オ 埋葬の実施が本市において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。
- カ 遺体の搬送が本市において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

3 火葬場の状況

本市の火葬場は次のとおりである。

所在地	火葬方法	備考
福知山市長田野町二丁目	ガスバーナー 大型炉5基 胞衣炉1基	平常時能力 1日 11体

第5 災害救助法による基準

1 遺体の捜索

(1) 対象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象とする。

(2) 費用の限度

舟艇その他の捜索のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から10日以内

2 遺体の処理

(1) 対象

災害の際死亡した者

(2) 処理の内容

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案

(3) 費用の限度

- ア 上記(2)のアについては、災害救助法施行細則で定める額以内
- イ 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は、当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は、1体当り災害救助法施行細則で定める額以内
- ウ 検案は、原則として日赤救護班が行う。日赤救護班によることができない場合は、当該地域における慣行料金の額以内

(4) 期間

災害発生の日から10日以内

4 遺体の埋葬

(1) 対象

災害の際死亡した者

(2) 埋葬範囲

- ア 棺(附属品を含む。)
- イ 埋葬又は火葬(人夫賃を含む。)
- ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則で定める額以内

(4) 期間

災害発生の日から10日以内

第6 漂着遺体の取扱い

1 災害救助法の適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体の取扱い

- (1) 漂着地の市町村は、直ちに救助法の適用市町村長に連絡して、関係市町村長に遺体を引

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

き取らせること。ただし、引き取るいとまのない場合においては、知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じその指揮を受けて市長が埋葬又は遺体の処理を行うものとし、これに要する費用について京都府が負担する。

(2) 漂着した遺体が、京都府以外の市町村で災害救助法が適用されている地域からのものであると判明した場合は、市長は前号の例により措置するものとし、それに要する費用については、京都府が支弁する。

2 漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合

市長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」の定めるところに従って、その遺体を措置する。措置した後において、その遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合は、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは、法による救助の実施とみなして取り扱うものとし、それに要した費用については、前項各号の例により取り扱われるものである。

第14章 災害警備計画

(福知山警察署)

<福知山警察署>

第1節 警察の警備計画

第1 災害警備の基本方針

地震災害の発生に際しては、速やかに実態を把握し、的確な情勢判断のもとに初動体制を確立する。さらに、防災関係機関との緊密な連携のもと、被災者の救出救助、交通規制及び被害の拡大防止に努めるなど適切な警備活動を実施し、住民の生命、身体、財産の保護並びに被災地の公共の安全と秩序の維持を図るものとする。

第2 災害警備活動の概要

- 1 住民等の避難誘導を行う。
- 2 被災者の救出救助を行う。
- 3 被災地及び周辺地域における交通規制を行う。
- 4 行方不明者の捜索を行う。
- 5 遺体の検視及び見分、その身元確認を行う。
- 6 遺族への対応を行う。
- 7 被災地、広域避難所等に対する警戒活動を行う。
- 8 被災地等における犯罪の予防及び取締りを行う。
- 9 住民等への広報を行う。
- 10 その他必要な警察活動を行う。

第15章 施設の応急対策に関する計画

第1節 鉄道施設応急対策計画

(西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社、WILLER TRAINS株式会社)

〈西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社、WILLER TRAINS株式会社〉

第1 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社及び WILLER TRAINS 株式会社は、地震災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命、身体、財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が緊密に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

第2 災害時の連絡・通報等

連絡・通報先	電話番号
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社 福知山支店	(0773) 22-4303
北近畿タンゴ鉄道株式会社本社	(0772) 25-1679
WILLER TRAINS 株式会社	(0772) 25-2323

第3 地震発生時の列車の措置

列車の事故防止、乗客の安全確保のため、地震発生時には、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。

なお、停車位置によって二次災害の危険性がある場合には、可能な限り安全な場所に移動する。

1 西日本旅客鉄道株式会社

- (1) 列車乗務員が運転中に地震を感知した場合又は緊急地震速報等による指示を受けたときは、直ちに列車を停止させる。
- (2) 列車停止後の運転再開時の取扱いは次による。
 - ア 計測震度 4.0 未満のときは、通常速度で列車の運転を再開する。
 - イ 計測震度 4.0 以上 4.5 未満のときは、規制区間内を初列車は 25km/h 以下で運転を行い、初列車により異常がないことが確認されたのち運転規制を解除する。
 - ウ 計測震度 4.5 以上のときは、列車の運転を見合わせ、規制区間内の地上巡回を行う。地上巡回により異常がないことが確認されたのち規制区間内を初列車は 45km/h 以下で運転を行い、初列車により異常がないことが確認されたのち運転規制を解除する。

2 北近畿タンゴ鉄道株式会社、WILLER TRAINS 株式会社

- (1) 地震を感知した場合で、震度 4 (40 ガル) 以上と認めたときは、直ちに列車の運行を見合わせる。
- (2) 列車乗務員が運転中に地震を感知したときには、直ちに列車を停止させる。この場合、橋梁やトンネル等の場合で危険と認めたときは、安全と認められる箇所まで 15km/h 以下の速度で注意して移動する。

第4 西日本旅客鉄道株式会社の計画

1 事故対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、近畿統括本部及び福知山管理部に事故対策本部（以下この節において「対策本部」という。）を、事故現場に現地対策本部（以下この節において「現対本部」という。）を設置するものとする。

(1) 対策本部の業務

対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

(2) 現対本部の業務

ア 現場の状況を把握して必要な作業班を組織し、その指揮者を指定する。

イ 指揮者と協議し、具体的な復旧計画を立て救護及び復旧に着手する。

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

- ウ 復旧見込み時刻及び確度を対策本部長に報告する。
- エ 作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部長に報告する。
- オ 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資材等についての必要事項を対策本部長に要請する。

第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社及び WILLER TRAINS 株式会社の計画

事故（災害等含む）が発生したときは、本社内に事故対策本部（以下「対策本部」という）を、事故現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」）を設置するものとする。

1 対策本部における業務

別に定める「事故対策本部の体制」に記載する業務（関係する業務含む）を行うものとする。

2 復旧本部における業務

直ちに現場に急行し、事故に対する救護、復旧に着手するとともに、次の業務を行うものとする。

（ア）現場の状況を把握して、必要な作業班を組織し、その指揮者を指定する。

（イ）指揮者と協議し具体的な復旧計画をたてる。

（ウ）復旧見込み時刻及び確度を対策本部長に報告する

（エ）作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部に報告する。

3 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員資材等についての必要事項を対策本部長に要請するものとする。

4 別に定める「事故対策本部の体制」に記載する業務（関係する業務を含む）を行うものとする。

第6 大規模災害時の支援

大規模地震災害が生じ、西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社及び WILLER TRAINS 株式会社の事故対策本部から支援要請があった場合は、市災害本部を窓口として支援活動を行う。

第7 広報

災害の状況、復旧の見とおし等について、西日本旅客鉄道株式会社及び、北近畿タンゴ鉄道株式会社及び WILLER TRAINS 株式会社の事故対策本部から情報を入手し、広報車等により住民に広報する。

第2節 公共土木施設応急対策計画

（建設交通部道路河川班・都市・交通班、産業政策部農政班）

＜建設交通部道路河川課・都市・交通課、産業政策部農政課＞

第1 計画の方針

地震災害により、公共土木施設が破壊、崩壊又は破損した場合には、早急に応急復旧工事を施工し、その機能回復に努める。

第2 河川等施設

1 堤防及び護岸の破壊や崩壊、水門、排水機場等の破壊については、地震後の大雨などによる大規模な浸水被害が想定されることから、早急な応急復旧工事を実施する。

2 ダム、農業用ため池等については、緊急点検を実施し、二次災害防止のための必要な措置をとる。

3 砂防設備、地すべり防止設備及び急傾斜地関係設備については、破壊、破損等が生じた場合は、崩壊土砂等を適切に排除し、仮排水路を設けるとともに、破損等の拡大を防止する応急工事を実施する。

第3 道路及び橋梁

1 被害状況の調査

震度5弱以上の地震が発生した場合は、建設交通部により道路及び橋梁の被害状況を調査並びに把握する。

避難用道路及び緊急輸送道路を確保するため、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。

第4 都市公園施設

公園の被災状況を調査し、利用が危険な施設については、使用禁止等の措置をとるとともに、避難地ないし資材等の集積場所として確保することが必要な公園については、障害物の除去等の応急復旧工事を行う。

第3節 地震被災建築物応急危険度判定計画

(市民総務部情報管理班、建設交通部建築住宅班)

<市民総務部総務課、建設交通部建築住宅課>

第1 計画の方針

地震により建築物に著しい損傷が生じた場合、地震被災建築物応急危険度判定を速やかに行い、必要があれば居住者等に避難を促すなどして、二次災害を防止する。

第2 応急対策

1 情報の収集

震度5弱以上の地震が発生した場合、各部は関係建築物の被災状況を調査し、市民総務部総合調整班に報告する。市民総務部情報管理班は、それらの被災情報を総括する。

2 判定の実施

建築物に関して被害が見られる場合は、地震被災建築物応急危険度判定の実施を決定し、京都府の支援を得て被害の状況に合わせた地震被災建築物応急危険度判定士の出動体制を組織し、早急に判定を実施する。

京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会との対応は、建設交通部建築住宅班が行う。

判定の実施を円滑に行うため、ホームページ、広報車、広報紙、防災行政無線、有線放送、ビラ、ポスター、インターネット等により市民に広報を行う。

第4節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画

第1 電気施設応急対策計画

(関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社)

<関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社>

1 計画の方針

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機構の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

2 災害時の連絡・通報等

連絡・通報先	電話番号
関西電力送配電株式会社福知山配電営業所	送配電ダイヤル 0800-777-3081

3 災害時における危険予防措置

電力需給の実態に鑑み、災害時においても、原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

4 被害状況の収集周知

非常災害対策本部において被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握して適切な連絡を行うとともに、新聞、ラジオ、広報車、ホームページ、SNS等により被害状況や復旧の見込み等の周知を行う。

5 被害の復旧

非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各設備等の復旧は、原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定(令和4年8月4日)」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、福知山市及

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

び京都府と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

6 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

第2 ガス施設事故応急対策計画

(市内ガス事業者)

<市内ガス事業者>

1 計画の方針

この計画は、ガス施設が損傷し、ガス漏れ等の事故により発生する火災、爆発等の災害を防止するための各事業者のとるべき応急対策について定める。

2 事故発生時の応急措置

(1) 発見者の通報

ガス施設のガス漏れ等の事故を発見した者は、直ちにその旨をガス事業者、警察署、消防機関又は市役所に通報するものとする。

(2) 関係機関の連絡

ガス施設の事故発生時の通報を受けた関係機関は、緊密な連絡をとり被害状況に応じた応急措置をとるものとする。

(3) 警察署及び消防機関の措置

警察署及び消防機関は、ガス事業者と連絡協議し、ガス漏れ等の事故現場を確認のうえ、火災発生や爆発の危険があると認められるときには危険区域を設定し、当該区域の交通規制、火気使用禁止措置、立ち入りの制限、広報等を行うものとする。

(4) 事故対策本部の設置

ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関は救急医療救助その他の応急対策を実施するため、事故対策本部を設置するものとする。

3 災害状況の通報連絡

事故対策本部、警察署、消防機関及びガス事業者は、次の状況のときは、直ちに相互に通報連絡するものとする。

(1) 災害の発生を覚知したとき

(2) 災害の状況を把握したとき

(3) 災害の応急措置に着手したとき

(4) 災害の応急措置が完了したとき

4 支援要請等

応急復旧に必要な人員、資器材等が不足する場合は、速やかに「大規模災害発生時における緊急対応に関する協定」に基づく支援要請を行うものとする。

5 事故の報告

ガス事業者は、ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、各関係機関の協力を得て、事故現場及び被災地域における応急復旧を速やかに実施するとともに、その状況を事故対策本部に報告するものとする。

6 住民の避難等

災害による事故発生の場合は、不測の事態を考慮してガス事業者と協議のうえ、付近の住民の避難の要請を行うなど危険防止のため応急対策を行う。

緊急の場合は、消防機関又はガス事業者の判断により、付近住民の避難要請を行う。

7 広報

混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、住民に対し被災状況、復旧の見とおし等について広報する。

第3 上水道施設応急対策計画

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

(上下水道部水道班)

<上下水道部水道課>

- 1 計画の方針
地震災害時における給水の重要性にかんがみ、水道施設の応急対策について定める。
- 2 被害状況の収集及び伝達
災害発生時に、取水、導水、浄水、送水及び配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。
- 3 応急復旧
各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路及び浄水施設の被害に対して、資材や機材、管路復旧業者の手配等の応急措置を講じて給水の回復に努める。
- 4 広報
水道施設が被災し、水道施設による給水が困難になった場合は、上水道に係わる各施設の被災状況、復旧の見とおし等について、地域住民に広報し、社会混乱を未然防止するようにする。
- 5 支援要請等
応急復旧に必要な人員、資器材等が不足する場合は、速やかに「大規模災害発生時における緊急対応に関する基本協定」に基づく支援要請や、日本水道協会を通じて他の水道事業者に対する広域的な支援要請を行うものとする。

第4 下水道施設応急対策計画

(上下水道部下水道班)

<上下水道部下水道課>

- 1 計画の方針
地震災害時における下水道施設の応急対策について定める。
- 2 被害状況の収集及び伝達
災害発生時に、管きょ、ポンプ場、処理場等の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。
- 3 応急復旧
各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管きょの被害に対しては、汚水及び雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じ、また、ポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機能等の回復を図るべく応急措置を講じて下水処理の万全に努める。
- 4 広報
下水道施設が被災し、下水道施設の使用が困難になった場合は、地域住民に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。
- 5 支援要請等
大規模地震等により、上下水道部では対応がとれない甚大な下水道被害が発生した場合に、**資料編第1章一協 14「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」**に基づく支援要請を行うものとする。

第5節 通信及び放送施設応急対策計画

(西日本電信電話株式会社京都支店)

<西日本電信電話株式会社京都支店>

第1 計画の方針

通信施設が被災した場合に、通信回線及び電波通信装置に応急措置を講じるとともに、局舎の応急復旧、中継所の仮設等を行って通信の確保に努める。また、災害情報の通報、応急復旧の順位等について定める。

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

第2 災害時の連絡、通報等

連絡・通報先	電話番号
西日本電信電話株式会社 京都支店	075-842-9463

第3 応急復旧の順位

回線の復旧順位は次のとおりとする。

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第4 広報

災害の状況、復旧の見とおし等について、西日本電信電話株式会社京都支店の災害対策本部より情報を入手し、住民に広報する。

第6節 社会福祉施設応急対策計画

(福祉保健部救助第1班・救助第2班)

<福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課・高齢者福祉課・地域包括ケア推進課>

第1 計画の方針

地震災害発生時の施設入所者の生命、身体的安全確保を図り、かつ、社会福祉施設の機能を維持するための措置について定めるものとする。

第2 計画の内容

1 実施責任者

各施設の施設長が災害発生時の応急対策を実施するものとし、必要に応じ防災関係機関、地域住民等の協力を得て実施する。

2 避難措置等

(1) 災害発生時において各施設の職員は、施設入所者の生命の安全確保を第一とし、敏速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努めるものとする。また、防災関係機関への通報及び情報提供に努めるとともに、組織的な応急活動体制の確立を図るものとする。

(2) 通所(園)施設にあつては、被災の状況に応じて施設長の判断により、臨時休所(園)とする。

第3 施設の応急復旧

1 公営の施設

市営の施設では、被害状況の調査結果に基づいて被害額、復旧方法等を検討し、応急復旧措置を講ずる。

2 私営の施設

被害状況の調査結果に基づいて法人が実施する復旧対策等について指導助言を行う。

3 応急援護

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合には、施設利用者の安全を考慮し、近隣の公共施設の利用等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をするものとする。

この場合において、施設長は状況に応じて措置を実施する機関等との緊密な連携を図るものとする。

4 保健管理、安全の指導

施設利用者の保健管理及び安全については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

第7節 危険物施設応急対策計画

(消防部消防班)

<消防署(消防団)>

第1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、原子力以外の放射性物質等の災害に際しては、住民の生命、身体、財産を保護するため、この計画に定めるほか災害の規模に応じ、災害情報収集計画、通信体制、災害広報計画、避難計画、消防活動計画等に定めるところにより、関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し、被害の拡大防止と軽減に努める。

第2 火薬類保管施設応急措置計画

1 火薬類取扱場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、施設の責任者等と連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所へ搬出する措置を講じ、関係者以外の立入を禁止する。

なお、搬出するいとまがない場合は、警戒区域の設定を行い、住民の避難等の措置をとる。

2 地震災害が発生した場合は、被災者の救出救護、二次爆発の防止等の措置をとるとともに、必要に応じ公安委員会に対し、自動車による火薬類の運搬を禁止する緊急措置をとるよう要請する。

第3 高圧ガス保管施設応急措置計画

1 災害の規模態様、ガスの種類等を考慮し、施設の管理者、消防機関及び京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連絡を密にして迅速かつ適切な措置をとる。

2 爆発、火災若しくは可燃性ガス又は酸素の漏えいに際しては、状況に応じて次の措置をとる。

(1) 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請

(2) 負傷者の救出救護

(3) 立入禁止区域の設定及び交通規制

(4) 避難誘導及び群衆整理

(5) 遺体の処理

(6) 消火、防火及び防爆活動並びに広報活動

(7) 緊急輸送路の確保

(8) 引火性、発火性及び爆発性物質の移動

3 毒性ガスの漏えいに際しては、次の措置をとる。

(1) 施設の管理者等に対する防毒措置の指示

(2) 付近住民等に対する中毒防止方法の広報

(3) 防毒資機材の輸送援助

第4 毒物劇物保管施設措置計画

1 災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物業者等において回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所、消防機関又は警察署に届出るものとする。

2 保健所(消防機関又は警察署)は毒物劇物の流出散逸等の状況について、速やかに広報活動し、関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性のある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する緊急措置をとる。

第8節 応急住宅対策計画

(福祉保健部救助第1班、建設交通部建築住宅班)

<福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課、建設交通部建築住宅課>

第1 計画の方針

地震災害時における被災住宅の入居者に対する応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等について定める。

第2 実施責任者

災害応急仮設住宅の建設については、原則として市長が行う。ただし、災害救助法に基づく場合は、原則として知事が行う。

第3 被災住宅に対する措置

1 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、応急仮設住宅を建設するとともに、住宅金融公庫による災害関係諸貸付制度について指導にあたる。

2 公営住宅に対する措置

災害により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅法の規定による補助等を活用しながら再建又は補修を行う。

第4 応急仮設住宅

1 応急仮設住宅の整備

(1) 実施責任者

災害応急仮設住宅の整備については、原則として市長が行う。ただし、災害救助法に基づく場合は、原則として知事が行う。

(2) 対象

住宅が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者

(3) 費用の限度

1戸当たり 29.7m²を基準として災害救助法施行細則に定める額以内

(4) 着工の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工

(5) 供与期間

完成の日から 2 年以内

(6) 自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲

ア 生活保護法による被保護者及び要保護者

イ 特定の資産のない母子世帯

ウ 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害のある人

エ 前各号に準ずる経済的弱者

2 既存公的施設の利用

一時居住住宅として利用可能な既存公的施設については、あらかじめ調査選定し、応急仮設住宅供与までの間の居住の安定を図る。

3 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅への入居については、入居者選考の機関（入居者の決定は知事が行い、本市はその補助機関）を設置し、被災者の資力その他の生活条件を十分考慮のうえ決定するものとする。

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであるので、入居者にこの趣旨の理解を求める。

4 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、要配慮者のニーズや男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第5 住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が自ら応急修理を行うものとする。ただし、災害救助法に基づく場合は、知事から委任を受けたものについて市長が実施する。

1 対象

住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者

2 修理部分

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

3 費用の限度

1戸当たりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額の範囲内

4 期間

災害発生の日から1か月以内

第6 応急仮設住宅建設予定地

建設予定地については、平常時にあらかじめ再災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておくものとするが、災害発生地区の状況等を考慮して決定する。

[応急仮設住宅建設予定地]

建設予定地	面積
御霊公園	0.61ha
弘法川公園	0.36ha
問屋町公園	0.30ha
市営球場裏駐車場	0.80ha
梅原公園	0.36ha
土師新町公園	0.56ha
岡東公園	0.70ha

第7 応急復旧資材のあつ旋

生活必需品等供給計画に基づきあつ旋する。

第8 建設業者の把握

応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理が、災害直後の混乱時に円滑かつ迅速に実施できるよう、市内における建設業者に協力を得る。

第9 公営住宅や空家、旅館の借上げによる応急住宅の確保

公営住宅や空家、旅館の借上げによる応急住宅の早期確保を行い、避難者の住環境を早期に安定させる。

第9節 農林業施設応急対策計画

（産業政策部農政班・農林業振興班）

＜産業政策部農政課・農林業振興課＞

第1 計画の方針

地震災害により農業用施設及び林業用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、適切な応急処置を実施して農業生産及び林業生産が迅速に元の形態に復するに必要な計画を定める。

第2 農業用施設応急対策

- 1 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、施設管理者と協議し早期復旧に努める。
- 2 出水等による被害の程度が大規模で、周辺地域に湛水のおそれがあるときには、二次災害防止等の緊急の措置をとる。
- 3 管理施設ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を立て、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

第3 林業用施設応急対策

- 1 林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。
- 2 被害の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立入禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。
- 3 施設ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を立て、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

- 4 応急復旧計画は、将来の改良復旧を見据えた計画とする。
- 第4 治山施設応急対策
- 1 地震により堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に被害状況を点検調査し、障害物の除去等の緊急措置を講じる。
 - 2 被害の程度が甚だしく、又は雨水の浸透等により破壊が拡大して、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全措置を講じる。
 - 3 被災状況に応じて応急復旧計画を立て、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

第16章 災害地の応急対策に関する計画

(市民総務部総合調整班)

<市民総務部危機管理室>

第1節 障害物除去計画

第1 計画の方針

地震災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くことによって民生の安定を図る。

第2 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

1 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができないもの

2 費用の限度

ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫賃費とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

3 期間

災害発生の日から10日以内に完了するものとし、その結果を京都府に報告する。

第2節 廃棄物処理計画

障害物除去で発生した廃棄物については、第3部第13章第2節「ごみ処理計画」に示す方法で処理を行う。

第17章 水防計画

(消防部、産業政策部農政班、建設交通部道路河川班、上下水道部下水道班、地域振興部各支所班)

<消防本部・消防署(消防団)、産業政策部農政課、建設交通部道路河川課、上下水道部下水道課、各支所>

水防計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下この章において「法」という。)第4条の規定に基づき、京都府知事から指定された指定水防管理団体たる本市が、法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定した「**福知山市水防計画**」によるものとし、本市の地域にかかる河川及び農業用ため池などの洪水、内水(法第2条第1項に定める雨水出水のこと。)の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第18章 環境保全に関する計画

(市民総務部生活環境班)

<市民総務部生活環境課>

第1節 計画の方針

地震災害により、有害物質に起因する大気、公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2節 環境汚染の拡大防止及び応急措置

第1 通報

地震災害に伴って有害物質による環境汚染が生じた場合は、直ちに京都府及び関係機関に通報する。

第2 避難誘導

住民の生命、身体に危険が予測される場合は、住民への周知、避難誘導を行う。

第3 京都府が行う環境汚染防止対策への協力

京都府が行う環境汚染の防止対策等の措置について協力する。

第19章 文教応急対策計画

(教育部班)

<教育部>

第1節 計画の方針

地震災害発生時における文教応急対策については、児童生徒等の生命安全を第一とし、授業の中断・休校措置、応急教育、文教施設・設備の応急復旧、教科書・学用品等の調達及び配給、学校給食の対策、教育実施者の確保について定める。

第2節 実施責任者

災害発生時における応急対策の実施責任者は、市長(委任を受けている場合は教育長)とする。

第3節 情報の収集と伝達

1 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

2 被害情報の収集伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は、発災後できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により固定電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第4節 施設及び設備の緊急点検等

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設及び設備の緊急点検並びに巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失及び損傷を防護し、事前に選定している安全な場所への移動等適切な措置を講じる。

第5節 学校等における安全対策

第1 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

第2 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

第3 保護者への児童生徒等の引渡し

各学区の災害リスクを十分に理解したうえで、児童生徒等を引き渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全かつ確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

第6節 授業の中断等の措置

第1 学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合は、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

第2 発災時においては、児童生徒等の安全確保を第一として各校の防災計画に基づき避難する。

第7節 休校措置

災害の状況に応じ各学校長は、臨時休校等の措置をとり、その旨を教育委員会に報告する。

第8節 教育機関の防災体制

第1 市立小・中学校の計画

災害の発生が予想される場合、又は災害発生時における学校等の防災体制については、市災害対策本部教育部（市教育委員会）の指示に基づき、学校等ごとに策定する非常災害対策計画に準じて所要の人員を配置する。また、所要の人員数や災害状況については、絶えず災害対策本部教育部（市教育委員会）と連絡調整する。

第2 その他の教育機関の計画

その他の教育機関については、上記第1に準じて行うものとする。

第9節 応急教育計画

文教施設の復旧が長期にわたる見込みの場合は、実情に即し、児童生徒等の登校の安全を考慮したうえで、できる限り授業の確保に努める。

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法によるものとする。

第1 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業とする。

第2 被災学校等の大部分が使用不能の場合

集会所等公共施設を利用するほか、隣接校の余裕教室を利用する。

第10節 施設及び設備の安全点検並びに応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設及び設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

第11節 学用品の調達及び配分

第1 災害救助法が適用された場合

1 教科書の調達

被災学校の学校別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、京都府教育委員会に報告するとともに、京都府教育委員会を通じて教科書供給店等に連絡し、供給を受けるものとする。また、市内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済の古本の供与を依頼する。

2 文房具及び通学用品の調達

文房具及び通学用品の調達については、市長が直接調査、調達及び配分する。

3 給与の方法

市教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長から対象者に給付する。

4 支給品目

(1) 教科書

(2) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷、定規等）

(3) 通学用品（通学靴、傘、カバン、風呂敷、ゴム長靴等）

5 学用品の給与基準

(1) 対象

住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒等

(2) 学用品の品目、費用の限度

ア 教科書（教材を含む）……実費

イ 文房具……災害救助法施行細則に定める額以内

ウ 通学用品……文房具と同じ

(3) 期間

震災対策計画編
第3部 災害応急対策計画

- ア 教科書……………災害発生の日から1か月以内
- イ 文房具及び通学用品……………災害発生の日から15日以内

第2 災害救助法が適用されない場合

1 教科書の調達

- (1) 市教育委員会は被害状況を調査し、教科書をそう失又はき損した要保護、準保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に京都府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに、京都府教科用図書株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。
- (2) 京都府立特別支援学校の児童生徒については、京都府教育委員会が上記に準じて行う。

2 文房具及び通学用品の調達

市長が直接調査、調達及び配分する。

第12節 学校給食等の対策

教育委員会は、応急的な給食の必要があると認めるときは、(公財)京都府学校給食会等と協議のうえ、必要な措置を講じる。

第13節 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ、教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

第14節 教育実施者の確保の措置

学校教職員については、関係機関と緊密な連絡をとり教職員の確保に努める。

第15節 卒業、入学試験及び就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が、卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

第16節 学校等における保健衛生、危険物等の保安

第1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等、教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防等の措置並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

第2 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス(高圧ガスを含む。)、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第17節 被災者の救護活動への連携・協力

災害時には、学校が広域避難所となるため、早期の教育機能回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し災害担当部局間での連携を図る。また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

第20章 ボランティア受入計画

(福祉保健部救助第1班)

<福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課>

第1節 計画の方針

災害ボランティア、災害時に支援を申し出た NPO・ボランティア団体に対し、その円滑な活動ができるように計画を定める。

第2節 受入計画

第1 災害ボランティア受入計画

- 1 災害ボランティアセンターは、災害発生時には非常時体制に移行して、必要に応じて統括センター及び現地センターを設置する。
- 2 本市は、災害ボランティアセンターが非常時体制に移行して、災害ボランティア受付等のために統括センター及び現地センターを緊急に設置する必要がある場合は、福知山市シルバー人材センターに労力の提供を要請する。
- 3 災害ボランティアセンターは、福知山市社会福祉協議会によって運営するものとし、災害対策本部との協議及び調整により活動計画を定める。
- 4 災害ボランティアセンターは、災害時の様々な救援活動に携わる災害ボランティアの受入窓口となり、災害対策本部と連携して、災害ボランティア活動を必要とする場所、活動内容等について情報を収集し、災害ボランティアの受入計画及び活動計画を作成し、必要な物資及び資機材を確保する。
- 5 災害ボランティアセンターは、災害対策本部と協議のうえ、必要に応じて NPO・ボランティア団体等に災害ボランティアの派遣要請等、資機材の提供要請を行う。
- 6 災害ボランティアセンターは、保健、福祉、医療等専門的な知識及び技術を必要とする応急対策に係るボランティア（以下この節において「専門ボランティア」という。）の派遣依頼があった場合で対応が困難なときは、災害対策本部に通報する。
- 7 災害対策本部は、担当部と協議のうえ、専門ボランティアの派遣について必要な支援を関係諸団体に要請する。
- 8 非常時体制における災害ボランティアセンター運営に関する必要な費用は、原則として本市が負担するものとする。

第2 専門ボランティア受入計画

- 1 専門ボランティアについては、福祉保健部救助第2班が受入窓口となる。受入体制については別に定める。
- 2 専門ボランティアの派遣及び活動に必要な費用は、原則として本市が負担するものとする。

第21章 義援金品受付配分計画

(会計班、福祉保健部救助第1班・救助第2班)

<会計室、福祉保健部社会福祉課>

第1節 計画の方針

住民及び他市町村民から被災者に寄贈される義援金品について、その受付の便宜を図り配分の円滑化について定める。

第2節 義援金募集委員会

地震災害が発生し、義援金の寄贈が予想されるときは、日本赤十字社京都府支部を中心に支援関係団体等を構成員とする義援金募集（配分）委員会が設置される。

同委員会は、当該災害に係る義援金募集、被災地及び被災者への配分に関する事務を統括する。

同委員会は、義援金総額、被災地の被害状況等に基づき基準を定め、定められた配分基準に基づいて、市長あてに送金する。

第3節 義援金品の受付

第1 受付及び管理

会計班が行う。

第2 受付要領

- 1 受付期間は、おおむね災害発生の日から1か月以内とする。
- 2 住民への周知は、市広報、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。
- 3 義援品は、特に被災地あるいは被災者を指定しないものとする。
- 4 義援品で腐敗変質するおそれのあるものは受け取らない。
- 5 受付期間は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付けるものとする。

第4節 義援金品の配分

第1 配分

福祉保健部救助第1班及び第2班が行う。

第2 配分要領

義援金品の配分の対象者を罹り災者名簿により、被害状況別及び地区別に把握し、配分基準に基づいて配分する。

第22章 文化財等の応急対策

(地域振興部文化・スポーツ振興班)

<地域振興部文化・スポーツ振興課>

第1節 計画の方針

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後適切な応急措置を速やかに講じる。

第2節 実施責任者

指定文化財等の所有者及び管理者に対する指導助言は教育長とする。

第3節 計画の内容

第1 被害程度と措置

被害が小さいときは、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急措置を指導する。

第2 被害の拡大防止と復旧計画

被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぎ、履屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

第3 現状保存

被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

第4 美術工芸品の一時避難

美術工芸品の所有者及び管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第23章 社会秩序の維持に関する計画

(各機関、警察署)

<各機関、警察署>

第1節 計画の方針

地震災害発生後、被災地域等においては、災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 関係機関の緊密な情報交換

本市をはじめとする防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 福知山市の活動

本市は、警察署等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動を行うものとする。

第3 警察署の活動

- 1 警察署は独自に、又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集、住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- 2 警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧、復興事業等への参入及び介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、本市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧及び復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第 4 部 災害復旧計画

第4部 災害復旧計画

第1章 生活確保対策計画

(福祉保健部救助第1班、産業政策部産業観光班)

<福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課、産業政策部産業観光課>

第1節 計画の方針

地震災害により被害を受けた住民が、速やかに再起更生するよう被災者に対しての職業あっ旋、資金の融資等について定め、被災者の生活確保についてその対策を定める。

第2節 職業あっ旋計画

市長は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職について福知山公共職業安定所と緊密な連絡をとり、福知山公共職業安定所を通じ速やかにそのあっ旋を行い、雇用の安定を図るものとする。

第3節 租税等の徴収猶予、減免の措置等

(財務部調査班、救護第2班)

<財務部税務課、市民総務部保険年金課>

第1 計画の方針

災害により被災者の納付すべき市税の納付が困難な場合に、特別な措置を講ずるとともに、郵政関係においても被災者の負担を軽減するための対策について定める。

第2 租税等の徴収猶予及び減免の措置

1 方針

被災者を速やかに立ち直らせ、安定した生活を確保するため税務における救済措置として、期限の延長、徴収の猶予及び減免を行うものとする。

2 内容

(1) 期限の延長

ア 災害により、申告、申請、請求その他書類の提出、納付又は納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認められる者が、市域の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたと認める場合には、市長は地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。(市税条例第10条第1項)

イ アの場合を除き市長は、納税者又は特別徴収義務者の申請に基づき、当該期限の延長を認めるものとする。(市税条例第10条第3項)

(2) 徴収の猶予

納税者又は特別徴収義務者が、その財産について災害を受けた場合において、その徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、市長は1年以内の期間に限り、その徴収を猶予するものとする。(地方税法第15条)

(3) 減免

市長は災害の場合、その災害の実情に応じて市民税等の減免措置を速やかに講ずるものとする。(地方税法各条、市税条例第9条)

第3 国民健康保険料の減免等

国民健康保険料の減免等については、「第2 租税等の徴収猶予及び減免の措置」と同様に取り扱うものとする。(国保条例第23条、第24条、第25条)

第4 郵政関係補助

災害が発生した場合、市内の被害状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施できるように京都府中丹広域振興局(福知山地域総務室)を通じ

て依頼する。

第4節 融資計画

(福祉保健部救助第1班)

<福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課>

第1 方針

災害により被害を受けた生活困窮者等に対し、生業資金等を貸付けることにより生活の安定を図る。

第2 内容

1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸付（福祉保健部救助第1班）

(1) 貸付対象者

災害救助法が適用された災害（自然災害に限る）により、次の被害を受けた世帯の世帯主

ア 世帯主が1か月以上の負傷を負った世帯

イ 住居又は家財の価格の1/3以上の損害を受けた世帯

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の負 150万円

イ 世帯主の負傷と家財の損害 250万円

ウ 世帯主の負傷と住居の半壊 270万円

エ 世帯主の負傷と住居の全壊 350万円

オ 家財の損害 150万円

カ 住居の半壊 170万円

キ 住居の全壊 250万円

ク 住居の全体が滅失若しくは流失又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合
350万円

ケ 住居の半壊の場合、建て直す時、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

270万円を350万円に

170万円を250万円に

250万円を350万円とする。

(3) 貸付条件

ア 償還期間 10年（うち据置3年）

イ 償還方法 年賦又は半年賦

ウ 利子 年3%（据置期間中は無利子）

エ 連帯保証人 1名以上

オ 所得制限 世帯の前年の所得が政令で定める額以下

(4) 実施主体：福知山市

(5) 費用の負担区分

京都府は、市町村が被災者に貸与した額の10/10額を市町村に無利子で貸与し、国はその2/3額を京都府に無利子で貸与

2 「生活福祉資金（住宅資金、災害援護資金）」の貸与

低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が主体となり、福知山市社会福祉協議会が委託を受け実施する。

(1) 対象

災害により被害を受けたことによる生活困窮から自立更生のために資金を必要とする低所得世帯

(2) 貸付金額

ア 家財のみの破損の場合

150万円以内

震災対策計画編
第4部 災害復旧計画

- イ 住宅の半壊又は半焼の場合（住宅資金との重複貸付） 170万円以内
- ウ 住宅の全壊又は全焼の場合（　　　　　"　　　　　） 250万円以内
- エ 特別の事情のある場合（　　　　　"　　　　　） 350万円以内

(3) 貸付条件

- ア 償還期間 7年以内
- イ 据置期間 6か月以内（状況に応じて2年以内）
- ウ 利子
 - ・据置期間 無利子
 - ・据置期間経過後 連帯保証人を立てる場合無利子、立てない場合年1.5%

(4) 申請期間

被災日の属する月の翌月1日から起算して6か月以内

第5節 災害弔慰金支給計画

（福祉保健部救助第1班）

＜福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課長＞

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、次のとおり災害弔慰金の支給を行う。

第1 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る）により死亡した者の遺族

- 1 市内において全壊5世帯（半壊1／2世帯、床上浸水1／3世帯に換算）以上の被害が生じた災害
- 2 京都府のいずれかの地域に災害救助法が適用された災害
- 3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合

第2 支給額

- (1) 主たる生計維持者の死亡（1人当たり）500万円
- (2) その他の者の死亡（1人当たり）250万円

第3 実施主体：福知山市

第4 費用の負担区分

国2／4 京都府1／4 福知山市1／4

第6節 被災者生活再建支援金支給計画

（福祉保健部救助第1班）

＜福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課＞

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給

第1 対象災害

暴風、洪水及び地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- 1 「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害」
- 2 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害
- 3 100以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害
- 4 京都府内で1又は2の自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- 5 1から3の区域にいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- 6 1若しくは2の市区町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害、又は、その自然災害により2以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口5万人未満に限る）に係る自然災害

震災対策計画編
第4部 災害復旧計画

第2 対象世帯

- 1 第1の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊した世帯
- 2 第1の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- 3 第1の対象災害に住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

第3 支援金額

次の1+2の合計を支給

1 基礎支援金

- (1) 全壊世帯、解体した世帯又は長期避難 100万円（単身世帯75万円）
- (2) 大規模半壊世帯 50万円（単身世帯37.5万円）

2 加算支援金

- (1) 全壊世帯、大規模半壊世帯
 - ア 住宅を建設又は購入する世帯 200万円（単身世帯150万円）
 - イ 住宅を補修する世帯 100万円（単身世帯75万円）
 - ウ 住宅を賃借する世帯 50万円（単身世帯37.5万円）
- (2) 中規模半壊世帯
 - ア 住宅を建設又は購入する世帯 100万円（単身世帯75万円）
 - イ 住宅を補修する世帯 50万円（単身世帯37.5万円）
 - ウ 住宅を賃借する世帯 25万円（単身世帯18.75万円）

第4 実施主体

京都府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された（公財）都道府県会館に委託）

第5 申請書類の提出窓口

福知山市

第6 支援金の費用負担

被災者生活再建支援基金1/2・国1/2

第7節 り災証明書の発行及び被災者証明書の発行

（財務部調査班）

第1 り災証明書

本市は、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するにあたって必要となるり災証明について、被災者からの申出があった場合は、遅滞なく住宅等の被害程度について調査を実施し、り災証明を行う。また、平常時から災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備及び拡充に努める。さらに災害時には、被害の規模と比較して体制及び資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行う。

なお、り災証明に必要となる様式は、**資料編第2章一申2**のとおりである。

第2 被災者証明書

本市は、保険の請求などに必要となる被災者証明について、被災者からの申出があった場合は、遅滞なく被災者が所有している自動車や家財等（り災証明の対象となる住宅等は除く）の被害内容について調査を実施し、被災者証明を行う。

なお、被災者証明に必要となる様式は、**資料編第2章一申2**のとおりである。

第8節 金融措置計画

（会計班）

<会計室>

震災対策計画編
第4部 災害復旧計画

第1 方針

災害時には、現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、関係機関と連絡協調のうえ、実情に応じて適切な金融上の措置を講ずる。

第2 内容

1 近畿財務局京都財務事務所の措置

- (1) 金融機関の被害状況を調査し、被災店舗等については速やかに復旧、仮営業所の設置等の措置をとらせる。
- (2) 金融上の措置
 - ア 手形交換の臨時措置
 - イ 休日営業の措置
 - ウ 預貯金の払戻及び中途解約
 - エ 現金確保の措置
 - オ 保険金の支払及び保険料の払込猶予

2 日本銀行京都支店の措置

- (1) 通貨の円滑な供給の確保
被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導と援助を行う。
なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な処置を講ずる。
- (2) 輸送及び通信手段の確保
被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送又は通信の確保を図る。
- (3) 金融機関の業務運営の確保
関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるようあっ旋、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長、休日臨時営業の措置をとるよう指導する。
- (4) 金融機関による非常金融措置の実施
被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関に対し、次のような非常措置をとるようあっ旋、指導等を行う。
 - ア 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻の取扱いを行うこと。
 - イ 被災者に対し、定期預金、定期積金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
 - ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。
 - エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 各種金融措置に関する広報
金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置、損傷日本銀行券及び貨幣の引換措置等については、金融機関と協力し、速やかにその周知徹底を図る。

第9節 郵政事業計画

第1 方針

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

第2 内容

1 災害時における郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はその恐れがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画（平成19年10月）」により必要な措置を講ずる。

2 被災地あて救助用郵便物の料金の免除

災害時において、郵便法第19条、郵便法施行規則（平成15年総務令第5号）第4条に基

震災対策計画編
第4部 災害復旧計画

づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

3 被災者に対する郵便は葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関連法令等に基づき、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

4 被災者が差出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第4条に基づき、被災者が差出す郵便物の料金免除を実施する。

第2章 公共土木施設復旧計画

(建設交通部道路河川班・都市・交通班、上下水道部下水道班)
<建設交通部道路河川課・都市・交通課、上下水道部下水道課>

第1節 計画の方針

この計画は、災害により被害を受けた公共土木施設の復旧を促進するための各種事業について定める。

なお、災害復旧事業の施工については、当該災害の発生年度において定める災害復旧計画により行うものとする。

第2節 計画の内容

被害の復旧にあたっては、次の基本方針により迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

第1 査定への対応

災害発生後、被害箇所の調査及び確認を行い、京都府へ被害報告した後、速やかに災害査定
の準備を整えるものとする。

第2 応急工事の実施

被災施設の重要度、被災状況等を勘案のうえ、特に必要な箇所については応急仮工事又は応
急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、民生の安定や交通の確保を図るものとする。

第3 災害復旧の促進

災害復旧工事の施工については、査定決定後、災害の状況や国庫負担金等の財源措置につい
ても十分配慮しつつ早期復旧に努めるものとする。

第4 再度災害の防止

- 被災原因等を勘案のうえ、被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合には、こ
れに代わるべき必要な施設を設けて再度災害の防止を図るものとする。
- 再度災害の防止を図るため、災害復旧事業と合わせて施設の新設又は改良を行うことが必
要と認められるものについては、国及び京都府と協議して災害関連事業等を実施するもの
とする。また、災害関連事業等については、災害復旧事業と並行して進捗し得るよう国庫補助
金の支出等について必要な措置を講ずる。

第5 復旧事業計画

1 公共土木施設災害復旧事業

河川等災害復旧工事や河川等災害関連工事は、3か年以内に完了するよう必要な措置を講
ずる。

本事業の標準進捗率は、次のとおりである。

【災害復旧事業の標準進捗率表】

区分	年度別	当年度	第2年度	第3年度
	河川等災害復旧工事		85%	99%

2 単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、本市
の単独市債で行う単独災害復旧事業として復旧の促進を図る。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災
害については、小災害復旧事業として復旧の促進を図る。

第6 激甚災害における特別措置

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律で激甚災害に指定された災害の
復旧事業については、国庫負担率の嵩上げの特別措置がある。

第3章 農林水産業施設復旧計画

(産業政策部農政班・農林業振興班)

<産業政策部農政課・農林業振興課>

第1節 計画の方針

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、災害復旧事業に対して補助を受け、農林水産業の経営の回復及び安定を図る。

第1 災害復旧の促進

災害復旧工事の施工については、査定決定後、災害の状況や国庫負担金等の財源措置についても十分配慮しつつ早期復旧に努めるものとする。

第2 再度災害の防止

災害により荒廃した林地復旧に関しては、洪水や土石流等の発生抑止となるように改良復旧を行うものとする。

第2節 計画の内容

第1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

1 補助の対象となる施設

1か所の事業費が40万円以上の次の施設

- (1) 農地
- (2) 農業用施設（公共的なかんがい排水施設、農業用道路等）
- (3) 林業用施設（公共的な林地荒廃防止施設、林道）
- (4) 漁業施設（水産業協同組合の管理に属する水域施設）
- (5) 共同利用施設（協同組合連合会の所有する共同利用施設）

2 補助率

- (1) 一般災害

【農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助率表】

区分		普通補助率 (%)	高率補助率 (%)	
			1次	2次
農地農業用施設	農地	50	80	90
	農業用施設	65	90	100
	関連事業	50	—	—
林業用施設	林地崩壊防止施設	50	—	—
	林道	奥地幹線林道	90	100
		その他林道	50	75
共同利用施設		20	—	—

高率補助率は、次の要領により適用される。

ア 農地農業用施設

市町村ごとに、その年に発生した災害に係る災害復旧事業費の額が、関係耕作者1戸当たり8万円を超え15万円未満の部分には1次高率、15万円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

イ 林道

被災林道の既設延長1m当たりの事業費が1,000円を超え、1,200円以下の部分には1次高率、1,200円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

(2) 連年災害

ア 農地農業用施設

震災対策計画編
第4部 災害復旧計画

その年を含む過去3か年に発生した災害に係る災害復旧事業費の額が、関係耕作者1戸当たり10万円を超え、かつ、その年に発生した災害に係る災害復旧事業費の額が、関係耕作者当たり4万円を超える場合は、前項(1)アの高率補助率を適用する。

イ 林道

その年を含む過去3年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額が、既設延長1m当たり1,100円を超え、かつ、その年1年間の復旧事業費が既設延長1m当たり500円を超える場合、前項(1)イと比較して有利な方を適用する。

第2 激甚災害における特別措置

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律で激甚災害に指定された災害の復旧事業については、次の特別措置がある。

1 農地農業用施設

第1の補助率の適用後の1戸当たりの事業費負担額が20,000円以上の場合、その負担額について次の補助率が嵩上される。

【農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表（農地農業用施設）】

1戸当たりの負担額	嵩上補助率 (%)
10,000円以上 20,000円未満の部分	70
20,000円以上 60,000円未満の部分	80
60,000円以上	90

2 林道

第1の補助率適用後の事業費負担額が1m当たり180円を超える場合は、その負担額について次の補助率を嵩上する。

【農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表（林道）】

1m当たりの負担額	嵩上補助率 (%)
110円を超え 200円以下の部分	70
200円を超え 500円以下の部分	80
500円を超える部分	90

3 共同利用施設

次の補助対象施設及び補助率の特例が適用される。

【農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表（共同利用施設）】

区分	1か所当たりの工事費	補助率 (%)	
		40万円までの部分	40万円を超える部分
告示地域	13万円以上	40	90
その他の地域	40万円以上	30	50

第4章 災害復旧上必要な資金の調達計画

(財務部財政班、産業政策部農林業振興班)

<財務部財政課、産業政策部農林業振興課>

第1節 計画の方針

この計画は、災害復旧上必要な金融その他資金の調達について定める。

第2節 国及び京都府の財政措置

本市は、被災した施設を原形に復旧するにあたり、国及び京都府に対して、次に掲げる災害復旧事業債及び地方交付税を中心とする財政措置を要請するものとする。

第1 災害復旧事業債

- 1 補助災害復旧事業債
- 2 単独災害復旧事業債
- 3 地方公営企業等災害復旧事業債
- 4 火災復旧事業債
- 5 小災害債

第2 一時借入金

一時に多額の資金を必要とする場合、各種金融機関より一時借入金の借入を行う。

第3節 農林漁業関係融資

第1 天災融資法に基づく融資

1 経営資金

天災により著しい被害を受けた専業又は第1種兼業等の農林漁業者、農林漁業者の組織する団体を貸付対象者とする。

2 事業資金

天災により著しい被害を受けた農協、漁協、森林組合、その連合会を貸付対象者とする。

3 事務手続

- (1) 市長は、天災発生後速やかに被害を受けた農林漁業者等の融資希望額をとりまとめ知事に報告するとともに、特別被害地域に該当すると認められるときは、その資料を提出する。
- (2) 知事は、国と協議し、国から融資限度額の割当てを受け、特別被害地域の指定を受けたときは、当該地域を告示し、市長に融資枠を通知する。
- (3) 市長は、融資枠の配分を受けたときは、融資機関とこの事業の運営に必要な契約を結び、農林漁業者等の被害認定等貸付に必要な措置をとる。
- (4) 事業資金の貸付の対象となる組合及び連合会の被害認定については振興局長が行う。
- (5) 貸付利率は、天災融資法発動の都度、定められる。

第2 災害復旧資金の借入に対する利子補給

- 1 知事が指定した天災により被害を受けた農業者及びその組織する団体が、指定された資金を借入した場合、借入に対する利子を一定期間助成する。
- 2 災害発生の都度、その内容及び程度に応じて具体的方策を樹立する。

第5章 住宅復興計画

(福祉保健部救助第1班、建設交通部建築住宅班)

<福祉保健部社会福祉課・障害者福祉課、建設交通部建築住宅課>

第1節 計画の方針

この計画は、災害により被害を受けた住宅の復興計画について定める。

第2節 計画の内容

第1 一般民間住宅について

災害時において、一般民間住宅については「独立行政法人住宅支援機構法」に基づき、次のとおり融資及び貸付を受けることができる。

- 1 災害復興住宅の貸付
- 2 マイホーム新築資金貸付（特別貸付）
- 3 リフォームローン
- 4 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- 5 地すべり等の災害危険地域内に居住するものに対する貸付

第2 災害公営住宅の整備について

一定規模の災害が発生した場合、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため災害公営住宅の建設を行う場合は、公営住宅法及び激甚災害法の規定により、国からその建設に要する費用の一部について補助されることになっている。

1 公営住宅法第8条の規定による対象

- (1) 地震、暴風雨、洪水その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域で住宅の滅失戸数 500 戸以上又は1市町村の区域内で 200 戸以上、若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき
- (2) 火災により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で 200 戸以上又は1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上であるとき

2 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の3割以内

3 補助率

公営住宅標準工事費の2/3

4 整備の手順

- (1) 住宅災害速報の提出（災害直後10日以内）
- (2) 整備計画書の提出（災害確定報告書含む）
- (3) 住宅滅失戸数の査定

5 激甚災害法適用の場合

(1) 対象

激甚災害法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

(2) 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の5割以内

(3) 補助率

公営住宅標準建設費の3/4

(4) 整備の手順

公営住宅法の場合と同じ

第3 被災した住宅の再建に要する費用の補助について

京都府による地域再建被災者住宅等支援事業の執行により、被災した住宅の再建に要する経費の一部を補助する。

1 対象となる世帯

次のいずれにも該当する世帯

震災対策計画編
第4部 災害復旧計画

- (1) 住宅に自ら居住し、被害を受けた世帯
 - (2) 住宅を建替え、購入、補修又は賃借して引き続き居住しようとする世帯
- 2 対象となる経費
- 被災住宅の再建に要する経費（建替え、購入、補修、及び賃借に係る経費。土地取得費を除く。）

第6章 中小企業復興計画

(産業政策部産業観光班)

<産業政策部産業観光課>

第1節 計画の方針

被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

第2節 計画の内容

災害を受けた中小企業に対し、その状況に応じてその都度判断し、対策を講じていく。

第1 金融措置についての協力要請

株式会社日本政策金融公庫、京都信用保証協会及び地元金融機関に対し、復旧資金の金融措置について協力を要請する。

第2 中小企業特別融資制度の利用

市小規模企業融資制度の利用を促進するとともに、政府系金融機関及び京都府の諸制度融資の効率的な活用を促す。

第3 償還猶予及び借入期間の延長の措置等

既存借入金に対しては、当面の償還猶予及び借入期間の延長の措置等が講じられるよう関係機関に要請する。

第4 金融相談等に応じる体制

京都府産業支援センター、(公財)京都産業21北部支援センター、福知山地域ビジネスサポートセンター、京都信用保証協会及び京都府中丹広域振興局に設けられる災害復旧に係る相談窓口等の利用をあっ旋して金融相談等に応じる体制をつくり、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第7章 文教復旧計画

(教育部教育総務班・学校教育班・生涯学習班)

<教育委員会事務局教育総務課・学校教育課・生涯学習課>

第1節 計画の方針

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

第2節 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定のうえ、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。

復旧計画の策定にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点から、耐震性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

第3節 教育活動の再開

第1 教育活動の早期再開

被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が広域避難所となった場合においては、災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

第2 学校教育活動が正常に実施されるまでの措置

学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情を踏まえて休校や短縮授業等の適切な教育課程の変更を実施する。学校施設等が使用できない場合は、近隣の学校施設等を利用することも考慮する。

第3 児童生徒等及び教職員に対する援助項目

教育活動の再開にあたって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

- 1 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」及び「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること。
- 2 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費に関すること。
- 3 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年6月18日号外法律第94号）」による学費貸与金に関すること。
- 4 被災教職員に対する救済措置に関すること。

第4 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷性ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、良好な心身の健康状態が保てるよう努める。また、災害により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

第8章 文化財等の復旧計画

(地域振興部文化・スポーツ振興班)

＜地域振興部文化・スポーツ振興課＞

被災地に存在する文化財については、文化・スポーツ振興課により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

第9章 激甚災害の指定に関する計画

(市民総務部総合調整班)

<市民総務部危機管理室>

第1節 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく災害の指定を受けるため、京都府は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が、迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第2節 激甚災害に関する調査

本市は、京都府が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査について協力する。

第10章 被災市街地復興推進地域対策計画

(建設交通部都市・交通班・用地班)

<建設交通部都市・交通課・用地課>

第1節 計画の方針

緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備、その他の必要な措置を講じる。

第2節 計画の内容

第1 被災市街地復興特別措置法

被災市街地復興特別措置法は、1995年(平成7年)に大規模な火災、震災その他の被害を受けた市街地について、その緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域及び被災市街地復興推進地域内における市街地の計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として定められた。

第2 被災市街地復興推進地域

都市計画区域内における市街地の土地の区域で、次に掲げる要件に該当するものについては、被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- 1 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したと。
- 2 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- 3 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと合わせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第3 福知山市の責務

- 1 本市、被災市街地復興推進地域における市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、緊急復興方針に従い、できる限り速やかに、都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行、市街地の緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講じる。
- 2 被災市街地復興推進地域内の都市計画法第12条第2項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域の土地については、本市が当該土地区画整理事業を施行するものとする。ただし、当該土地について土地区画整理法第3条第1項から第3項まで又は第5項の規定により土地区画整理事業が施行される場合は、この限りでない

第5部

南海トラフ地震防災対策推進計画

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 計画の方針

第1 南海トラフ地震について

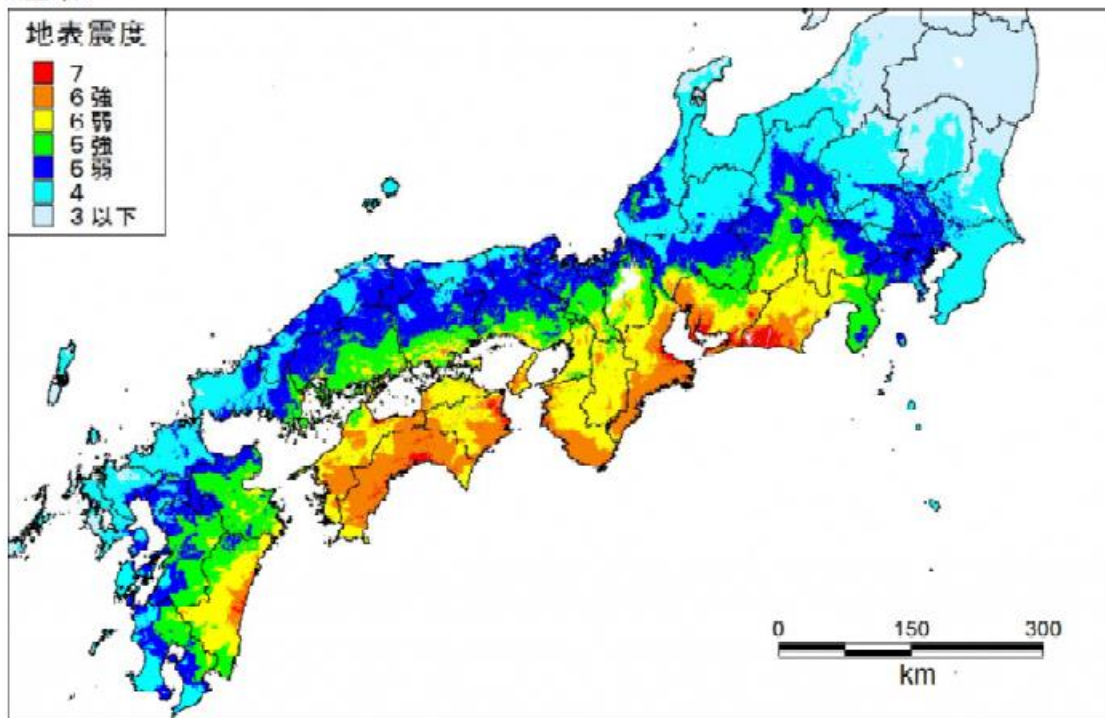
- 1 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、おおむね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界でのひずみが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半（2035±10年とも言われている）にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。
- 2 東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下この南海トラフ地震防災対策推進計画において「モデル検討会」という。）が設置された。

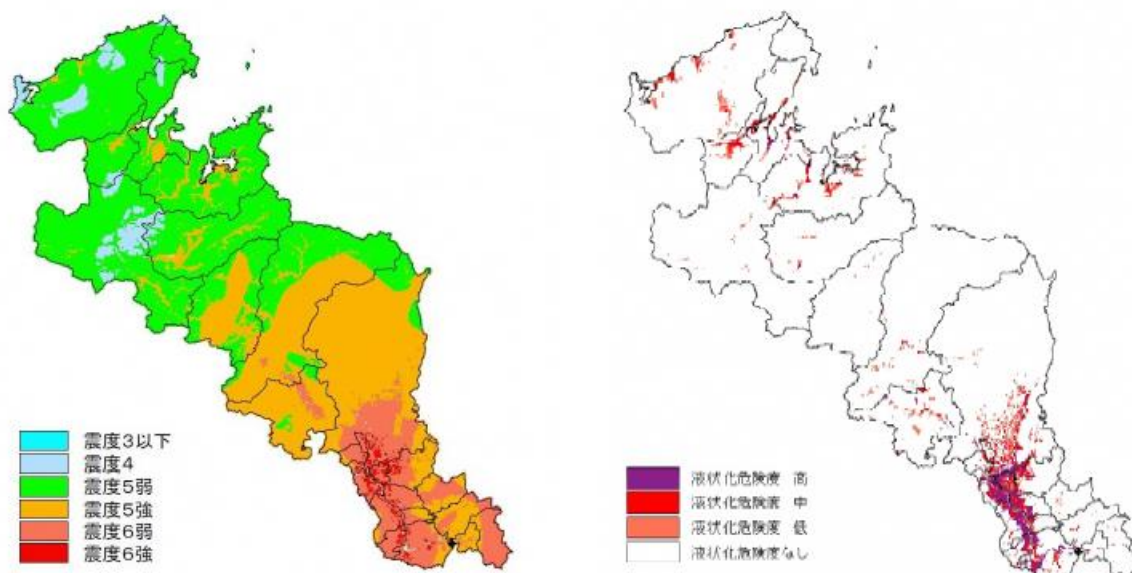
モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料、最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。

【モデル検討会による震度想定】

< 全域 >



< 京都府域 >



3 モデル検討会による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計、被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」のもとに「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置された。

【南海トラフ地震被害想定】

	死者 (人)	負傷者 (人)	要救助者 (人)	全壊棟数(棟)						
				揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計	
京都府										
平均風	夏 12時	約 500	約 9,500	約 2,200	約 12,000	約 3,700	-	約 30	約 200	約 16,000
	冬深夜	約 800	約 12,000	約 3,000					約 100	約 16,000
	冬 18時	約 800	約 14,000	約 2,500					約 43,000	約 59,000
強風	夏 12時	約 500	約 9,600	約 2,200					約 2,300	約 18,000
	冬深夜	約 800	約 12,000	約 3,000					約 1,100	約 17,000
	冬 18時	約 900	約 15,000	約 2,500					約 54,000	約 70,000
全国	約 32万	約 61万	約 34万	約 134万	約 13万	約 15万	約 6千	約 74万	約 238万	

4 平成 25 年 11 月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(以下この南海トラフ地震防災対策推進計画において「南海トラフ地震法」という。)に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域(以下この南海トラフ地震防災対策推進計画において「推進地域」という。)として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。

5 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は、推進地域の指定を行った。(平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号) 京都府域においては、震度 6 弱以上の揺れが想定された次の 18 市町村が指定を受けた。

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村

6 京都府は、平成 24 年度に内閣府から発表された南海トラフ地震被害想定の結果について、内閣府から詳細なデータ提供を受け、平成 26 年 6 月にそれを基に整理を行った。

【南海トラフ巨大地震被害想定】

断層名	最大予測震度	人的被害				建物被害			
		死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数 (人)	要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・一部損壊 (棟)	焼失建物 (棟)
南海トラフ地震	6 強	860	14,650	2,660	2,470		15,740		54,470

7 中央防災会議防災対策実行会議のもとに「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」が設置され、地震予知を前提としている大規模地震対策特別措置法に基づく防災対応や南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性について検討されたところ、報告書が取りまとめられた。

8 中央防災会議防災対策実効会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで異常な現象が確認された場合の防災対応のあり方や、防災対策を実行するにあたっての仕組み等について検討され、平成 30 年 12 月に報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、国においては平成 31 年 3 月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第 1 版)」を策定した。

第 2 本計画の目的

本計画は、基本計画に基づき、南海トラフ地震法第 5 条の規定により南海トラフ地震による災害から住民の生命、身体、財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報、教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、推進地域に指定されていない地域における対策についても必要な事項を定め、防災

関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

第3 計画の修正

本計画においては、中央防災会議による被害想定を基に、「地域防災の見直し部会」等の京都府防災会議専門部会で検討された結果により防災対策を定めるものとし、今後、京都府域全体の防災対策に関する観点から、国、中央防災会議、京都府、市町村、隣接府県等の被害想定を参考にしながら、必要に応じて本計画に見直しを加えるものとする。

第4 本計画が対象とする地域

1 推進地域

京都府内における推進地域は次に掲げる市町村の区域である。

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村

2 その他の地域

推進地域以外の地域についても、本計画に準じて対策を推進するよう努めるものとする。

本市は、第4「本計画が対象とする地域」のうち、2「その他の地域」にあたることから、本計画に準じて対策を推進する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市における防災に関し、本市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下この南海トラフ地震防災対策推進計画において「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、福知山市地域防災計画震災対策計画編（以下この南海トラフ地震防災対策推進計画において「震災編」という。）第1部第7章に定めるところによるものとする。

【震災編第1部第7章参照】

第2章 災害予防計画

南海トラフ地震に対応するためには、あらかじめ国、各都道府県、推進地域内外の市町村その他防災関係機関が連携して、被害を最小限に止めるための取組みを推進する必要がある。しかしながら、これら公的な機関の取組みだけでは、被害の軽減を図ることは限界があると言わざるを得ない。

南海トラフ地震においては、発生と同時に極めて広域的に被害が発生し、京都府域における被害は、より震源域に近い府県と比べ、比較的小さいと予想されていることから、近隣府県からの応援は期待できないことも想定されるため、行政による「公助」とともに、住民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、住民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関と団体等が、それぞれの立場において、日頃から災害に備え、関係機関と団体等のすべてが一体となって、他からの支援なしで災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

第1節 地域における防災力の向上

南海トラフ地震対策については、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、防災関係機関並びに住民、自主防災組織、NPO、事業所等が一体となって、地域における防災力を向上させるための防災対策の推進が必要である。

本節においては、これらの機関、団体等が取るべき防災対策を示すものである。

第1 福知山市のとるべき措置

本市は、地域における防災力を向上させるため、次の対策を講じるものとする。

- 1 自治体首長及び幹部に対する研修
- 2 防災担当組織の整備
- 3 情報伝達手段の充実
- 4 消防、救助資機材等の整備
- 5 防災訓練の実施
- 6 消防団、水防団、自主防災組織等防災活動組織の育成
- 7 防災関係機関と住民等との相互連携協力体制の確立
- 8 地域における防災活動拠点の整備
- 9 災害時要援護者に対する避難支援体制の確立
- 10 安全な避難地、避難施設等の確保
- 11 企業の防災活動活性化のための方策の検討

第2 住民等のとるべき措置にかかる対策

本市は、住民、防災活動組織、企業等と協力して、次の措置が講じられるよう努めるものとする。

- 1 住民、防災活動組織の対策
 - ア 住宅等の耐震化の促進
 - イ 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等家屋内外における安全対策の実施
 - ウ 食料、飲料水等生活必需品の備蓄
 - エ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握
 - オ 各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得
 - カ 初期消火、救助活動及び応急手当に関する知識の習得
 - キ 防災訓練及び防災事業への参加
 - ク 地域内企業、NPO等との連携
- 2 企業の対策
 - ア 施設等の耐震化及び安全対策の推進
 - イ 必要物資の備蓄
 - ウ 従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施
 - エ 地域コミュニティとの連携

震災対策計画編
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

オ 災害時における事業継続、地域の活力を維持・向上させる取組みの維持（京都 BCP）

第2節 広報及び教育

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより住民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということ意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における住民の適正な判断力の養成、住民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは事業所の防災対策を推進する必要がある。

このため本市は、住民、防災活動組織、企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進するものとする。

第1 広報

本市は、住民等に対し、次により必要な広報活動を実施する。

1 広報の内容

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する情報
- (2) 地震情報
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動及び避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する情報
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する情報
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する情報
- (8) 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策、災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

2 広報の方法

- (1) 講演会等の実施による広報
- (2) 社会教育等を通じた広報
 - ア 社会教育施設における講座等を通じた広報
 - イ PTA、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会議、各種講演会、集会等を通じた広報
 - ウ その他商工団体等関係団体の諸活動を通じた広報
- (3) 広報媒体等による広報
 - ア テレビ、ラジオ、新聞等による広報
 - イ パンフレット等による広報
 - ウ ホームページ等の情報通信環境による広報
 - エ ビデオ、スライド等による広報
 - オ その他の広報
- (4) 移動式地震発生装置（起震車）等疑似体験装置等による広報
- (5) 相談窓口の設置

3 広報時における留意事項

- (1) 広報にあたっては、避難行動要支援者に対する十分な情報提供が行われるよう留意する。
- (2) 地域の特性を踏まえ、関係機関が相互に連携しながら、地域密着型の防災意識の高揚を図れるよう留意する。
- (3) 地理に不案内な観光客等に対する広報についても留意する。

【震災編第3部第2章第3節参照】

第2 教育及び指導

1 防災関係機関における職員に対する教育

- (1) 本市は、職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項

震災対策計画編
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

について、必要な防災教育を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施については、次章によるものとする。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- イ 地震に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- エ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 防災関係機関は、その職員等に対して、(1)に準じ、必要な防災教育の実施に努めるものとする。

2 住民に対する防災知識の普及

(1) 本市は、住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及にあたっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- イ 地震に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動及び避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報の入手手法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ク 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策、災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ケ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童生徒等に対する教育

本市、学校等においては、次の事項について、関係職員、児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

(1) 教育及び指導（防災訓練の実施を含む）の内容

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- イ 地震に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合の緊急行動に関する知識
- エ 応急手当の方法
- オ 教職員の業務分担
- カ 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
- キ 学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
- ク ボランティア精神
- ケ その他

(2) 教育及び指導の方法

- ア 教育活動全体を通じた児童生徒等への地震防災教育
- イ 研修等を通じた教職員への地震防災教育
- ウ PTA活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

(3) その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

4 自動車運転者等に対する指導

警察本部は、地震発生時に自動車運転者等が適正な行動がとれるよう、次の事項について指導を行う。

(1) 指導の内容

- ア 南海トラフ地震に関する知識
 - イ 地震及び津波に関する一般的知識
 - ウ 交通規制の実施方法
 - エ 自動車運転者等のとるべき措置
 - オ 応急処置の方法
 - カ その他の防災措置等
- (2) 指導の方法
- ア 運転免許更新時の講習
 - イ 安全運転管理者講習
 - ウ 交通安全指導
 - エ 自動車教習所における指導

【震災編第2部第13章参照】

第3節 防災訓練

南海トラフ地震等京都府域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、震災編第2部第12章の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、関係機関との連携を図ることを特に配慮するものとする。

【震災編第2部第12章参照】

第4節 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体、財産を守るため、防災関係機関は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

1 整備方針

地震発生時における直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、京都府及び市町村は、南海トラフ地震法第5条第1項第1号、令第1条の規定による地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努める。これらの施設等の整備にあたっては、次に掲げる点に留意する。

- (1) 施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。
- (3) 災害時要援護者に配慮する。また、避難所等について、ユニバーサルデザイン仕様を検討する。

2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備にかかる年次計画

本市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備にかかる年次計画は、次に掲げる施設等について、「福知山市地震防災緊急事業五箇年計画」において別途定めるものとする。

- (1) 避難地及び避難路
- (2) 消防用施設
- (3) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- (4) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設及びヘリポート
- (5) 共同溝、電線共同溝等の電線、配管等の公益物件を地下に收容するための施設
- (6) 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの
- (7) 次に掲げる施設のうち、現行の耐震基準に適合せず、改築又は補強を要するもの
 - ア 公的医療機関
 - イ 国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院（これら

の病院のうち、医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設するものを除く。）

ウ 社会福祉施設

エ 公立の幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）、又は特別支援学校

オ ア及びイに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物

(8) 農業用ため池及び附帯施設で、下流にある人家や公共施設への2次災害防止のために整備を要するもの

(9) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

(10) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うため必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

(11) 地震災害時において飲料水、食料、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

(12) 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資器材その他の物資の備蓄倉庫

【震災編第2部第1章参照】

第2 住宅、公共施設等の耐震化の推進

1 住宅その他の建築物の耐震化の推進

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、防災関係機関は、住宅等の耐震化を促進するとともに地域全体の耐震化の推進を図るため、次の対策を進める。

(1) 住宅の耐震化に関する意識啓発

(2) 住宅の耐震補強や建替えを促進する対策の実施

(3) 耐震性の高い住宅ストックの形成の誘導

(4) その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

2 公共施設等の耐震化の推進

(1) 防災上重要な市有施設の耐震化

本市は、防災上重要な市有施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針を策定する。

本市は、この耐震化実施の方針にのっとり、計画的に耐震診断を実施し、耐震改修が必要とされた施設の耐震改修を推進する。

(2) 道路、鉄道、ライフライン等主要な施設の耐震化

道路、鉄道、ライフライン等主要な施設の管理者は、必要に応じ耐震点検を行う等耐震対策を計画的かつ速やかに実施する。

【震災編第2部第1章参照】

第3 文化財保護対策の実施

文化財はひとたび失われると取り戻すことができない代替性のないものであって、文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の被災を防止することが不可欠である。

京都府内には、貴重な国民的財産である文化財が数多く存在しており、南海トラフ地震等大規模災害時においても失することのないよう、次の文化財保護対策を実施する。

1 文化財の所有者又は管理者は、次の対策を講じる。

(1) 建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止策、安全な保管場所での保管等適切な対策の実施

(2) 火災延焼から文化財を保護するため、消防用設備その他資機材の充実及び効率的な配置

(3) 消火及び防災訓練の実施

(4) 発災後の安全な場所への迅速な移動

2 本市は、震災編第2部第11章に基づく対策を推進するほか、周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを進め、文化財周辺の環境整備を推進する。

第4 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、また、地震動の継続時間も長いとされている。

このため、本市は、南海トラフ地震が発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、国や京都府、研究機関と連携を図りながら、防災対策を充実させる。

第5 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

南海トラフ地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、次の対策等について検討する。

- 1 南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発
- 2 後発地震により、土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策
- 3 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の早急な実施方策の検討、必要に応じ立入禁止措置等の実施
- 4 先発地震による被災宅地の擁壁等が後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するため、被災宅地危険度判定の早急な実施、必要に応じ立入禁止措置等の実施

第6 帰宅困難者対策の推進

本市は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の対策について検討を進める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 広域防災体制の確立

南海トラフ地震においては、国及び他の都道府県と連携した対策が必要不可欠である。

このため、平成26年3月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」と整合を図りながら、次の対策について検討するものとする。また、災害発生直後は、受援が困難となることも想定されるため、できる限り、京都府内における防災関係機関等の自助努力により対応できる体制づくりを目指し、種々の対策を検討するものとする。

第1 被害予測に基づく資機材、人員等の確保、物資の備蓄

- 1 防災関係機関は、別途、被害想定等を基として、地震発生時において応急対策に必要な資機材等及び人員、食料及び飲料水、生活必需品等の備蓄数量等を勘案し、計画的な確保及び備蓄に努める。
- 2 1において、防災関係機関又は防災関係機関と企業等が協定等を締結する場合においては、各機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力を図る。

第2 他府県との連携

- 1 京都府は、南海トラフ地震が広域同時多発災害であることを踏まえ、関西広域連合や「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」締結府県等とより緊密に連携をとりつつ対策を推進する。また、応援及び受援については、関西広域連合の「関西防災・減災プラン」、「関西広域応援・受援実施要綱」、「南海トラフ地震応急対応マニュアル」に基づき体制を確立する。
- 2 南海トラフ地震は、東海から九州までの広い範囲が被災することが想定されていることから、被災圏域外の都道府県との連携について検討を進める。

第3 広域災害に対応する輸送体制の整備

- 1 道路その他の施設等に関し、被災状況等の収集体制の整備を推進する。
- 2 南海トラフ地震においては、太平洋側の広い範囲での災害が想定されており、災害応急対策においては、国全体の応急対策に寄与する観点も踏まえ、京都府は次の輸送ネットワークの確保に努める。
 - (1) 近接府県と連絡する幹線交通ネットワークの確保
 - (2) 日本海沿岸部から京都府南部地域への進入ルートの確保
- 3 災害発生時においては、陸上輸送が困難となる事態も想定されるため、京都府及び本市は、ヘリコプターによる搬送に備え、ヘリポート、燃料等を確保する。

第4 防災活動拠点の整備とネットワーク化

本市は、次の防災活動拠点を指定し、実効的なネットワークづくりを推進する。

- 1 救助活動拠点
- 2 医療活動拠点
- 3 物資搬送拠点

第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の京都府の対応

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、本市は京都府の対応に準じて次のとおり対応するものとする。

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

震災対策計画編
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	・巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合、ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにもあてはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、又は「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、臨時情報を発表する場合を除く。）

※南海トラフの想定震源域又はその周辺でM6.8程度以上の地震が発生した場合や南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合を想定

2 京都府の対応

- (1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたときは、南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係部局へ連絡する。
- (2) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、直ちに京都府災害警戒本部を設置し、関係部局による今後の対応を確認する。
- (3) 南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応を取るよう呼びかける。
なお、呼びかけ内容は、避難場所及び避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家具の固定の確認、非常持出品の確認等とする。
- (4) 南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の企業に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対策をとるよう呼びかける。
- (5) 関係部局においては、京都府災害警戒本部会議等の開催を受けて、情報収集及び連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。また、京都府災害警戒本部会議等の開催結果について、直ちに南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に連絡を行うものとする。
- (6) 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行うよう呼びかける。

3 福知山市の対応

本市は、京都府と連携を密にし、京都府が実施する対応に準じて対応を行う。

第3節 防災体制に関する事項

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、震災編の定めるところにより、被害状況等の把握や対策要員、資機材、必要物資等の確保、消火活動、救助及び救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じることとするが、南海トラフ地震のような広域同時多発災害に対し、特に留意するべき点を掲げる。

第1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- 1 地震発生時には、防災関係機関は、震災編第3部第1章により、すみやかに災害応急対策にあたるための体制を整える。
- 2 南海トラフ地震においては、広域にわたる交通網の寸断や時間差発生への危惧等、活断層地震とは異なる特徴を持っているため、本市は、市域で観測された震度が震度4以下であっても、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」締結府県において震度6弱以上の揺れが観測されている場合には、被害の程度を勘案し、市長の決定より災害警戒本部を設置する。
- 3 本市における災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、福知山市災害対策本部条例（昭和38年条例19号）、福知山市地域防災計画に定めるところによる。
本市における災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、震災編第3部第1章に定めるところによるものとするが、広域にわたる災害により、通常交通機関の利用ができないことも想定されるため、初動期にあつては、同章に定める緊急時指定職員に職務を行わせるものとする。
- 4 設置された災害対策本部等においては、相互に緊密に連携を図るものとする。

【震災編第3部第1章参照】

第2 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震が発生した場合における被害の防止及び軽減のため、震災編により、種々の防災対策等を講じる。

1 被害状況等の情報収集及び伝達

- (1) 被害状況等の情報収集及び伝達については、震災編第3部第2章に定めるところによるものとする。
- (2) 通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあつては、非常通信経路を用いるものとする。
- (3) 防災関係機関は、その所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努めるものとする。

この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難地に指定されている施設の被災状況把握及び復旧に配慮するものとする。

2 対策要員、資機材、必要物資等の確保

(1) 対策要員の確保

本市は、本市における対策要員の配備状況を把握し、必要に応じて、京都府に対して要員派遣等広域的な措置を求めるものとする。

(2) 資機材、必要物資等の確保

本市は、発災後適切な時期に、資機材及び必要物資について、本市及び防災関係機関が所有する備蓄量並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄量を把握し、必要に応じて対応機関に供給する。

3 応援の要請

(1) 国及び他府県に対する応援要請並びに本市に対する応援指示等

知事は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、「**京都府震災編第3編第1**

章第6節」に定めるところにより、国等に応援要請等を行うものとする。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

知事は、被災市町村から要請の依頼を受け、災害応急対策のため必要があると認めるときは、別に定める京都府緊急消防援助隊受援計画に定めるところにより、消防庁長官あて緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。

(3) 警察災害派遣隊の応援要請

警察本部長は災害応急対策のため必要があると認めるときは、管区警察局を通じて警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣要請を事前に連絡するとともに、派遣部隊の要請に関する公安委員会手続きを行うものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

本市は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、震災編第3部第3章に定めるところにより、知事に対して自衛隊災害派遣要請を行うよう依頼する。

(5) 交通関係機関及びライフライン関係機関

交通関係機関及びライフライン関係機関においては、災害応急対策、施設等の応急復旧対策を実施するため、それぞれの機関が定めるところにより、関係する機関に応援を要請するものとする。